

# 岩手県放射線影響対策報告書

～令和4年度の取組と令和5年度の対策～



令和5年8月  
岩手県

## 表紙の説明

【左】

いわて食の商談会 in 仙台の様子

【右】

盛岡競馬場で開催した  
原木しいたけ販売イベントの様子

## はじめに



平成23年3月11日の東日本大震災津波の発災から12年が経ちました。改めて、犠牲になられた方々の御冥福をお祈りいたしますとともに、御遺族や被災された方々に、心からお見舞いを申し上げます。

岩手県では、東日本大震災津波の発災以降、一日も早い復興の実現に向け、国内外からの多くの御支援をいただきながら、県民や県、市町村等が一体となって復興に取り組んできました。

この間、東京電力福島第一原子力発電所事故によって放出された放射性物質により、食や健康への不安の高まり、農林水産物の出荷制限や各種産業における風評被害など、県民生活に多大な影響が及んでいます。

原発事故の発生以来、県では、市町村等と密接に連携し、県民の健康と食の安全・安心を確保する観点から、学校などの生活空間における放射線量の測定や除染等の放射線量の低減措置の実施、県産食材や学校給食などの放射性物質濃度測定、子どもの健康影響調査、消費者に対する県産品の魅力の情報発信など、様々な放射線影響対策を実施してきました。

近年においては、県内の放射線量は低値で安定しており、出荷制限が継続している品目があるものの、県産食材等の放射性物質濃度検査の結果、出荷制限等の解除が進みつつあります。しかしながら、県民の放射性物質に対する不安はいまだ払拭されていません。

また、除染に伴って発生した土砂や農林業系副産物の処理、諸外国による県産農林水産物の輸入規制、各種産業における風評被害など、放射性物質の影響が続いていることから、これらの課題の解決に向けて、引き続き放射線影響対策に取り組んでいきます。

これら放射線影響対策に要する費用は、全て当該事故の原因者である東京電力が第一義的に責任を負うべきものであり、風評被害等による民間事業者の損害も含めた全ての損害について、被害の発生する限り、被害の実態に即した十分な賠償を完遂するよう求めています。

東京電力福島第一原子力発電所ALPS処理水の処分については、安全性への不安や新たな風評が生じることを懸念する意見が数多く寄せられています。県としては、ALPS処理水の処分が、東日本大震災津波からの復興の取組、本県の自然環境や漁業を始めとする産業に影響を及ぼすものであってはならないと考えており、国の責任において、市町村や関係者等の理解を得る取組や客観的で信頼性の高い情報の発信、安全性を更に高める処理技術の研究開発、万全な風評対策など、国内外の理解と安心が得られる取組を確実に実施するよう、国に求めているところです。

この報告書は、このように多岐にわたる本県の放射線影響対策の現状を記録し、広く情報発信していくため、令和4年度に県、市町村等が実施した放射線影響対策の状況及び令和5年度の実施計画を取りまとめたものです。本書が、本県の放射線影響対策について県民の皆様を始めとする多くの方々の理解を深めていただく一助となれば幸いです。

令和5年8月

岩手県知事 達 増 拓 也

## 目 次

第1章 岩手県の現状、重要課題への取組状況、注目情報		ページ
岩手県の現状 1	生活空間の放射線量の状況	1
岩手県の現状 2	岩手県産食材等の放射性物質濃度検査の状況	2
岩手県の現状 3	除染の状況	3
	【コラム 除染の基準】	4
重要課題 1	原木しいたけ生産環境の再生の取組	5
重要課題 2	牧草地の利用自粛解除及び汚染牧草等の保管の取組	7
重要課題 3	放射性物質等に汚染された廃棄物処理の取組	9
重要課題 4	販路拡大等に向けた支援 ～首都圏等への情報発信を強化～	10
重要課題 5	東京電力に対する損害賠償請求の取組	11
	【コラム 原子力損害賠償紛争解決センター（原発ADR）について】	11
重要課題 6	ALPS 処理水の処分に關する取組	12
注目情報 1	学校給食の放射性物質濃度測定	13
注目情報 2	野生山菜・野生きのこの放射性物質濃度検査	14
	【コラム 野生山菜・野生きのこの類の出荷制限解除に向けた検査について】	15
注目情報 3	県民等への情報発信の取組	16
第2章 令和4年度に実施した対策等に関する報告		ページ
第1節	放射線量等の測定に關する取組状況	17
1	概況	17
	【市町村等の取組：測定機器の配備状況】	18
	【コラム 放射線量等測定に用いる機器の種類】	19
2	各取組の実施状況	20
(1)	モニタリングポストによる空間線量率の測定	20
(2)	県内 55 地点の測定	20
(3)	走行サーベイの実施	20
(4)	県有施設の放射線量の測定状況	21
(5)	降下物、大気浮遊じん等	21
(6)	水道水	22
(7)	河川水、海域、海水浴場、地下水	22
	ア 国によるモニタリング調査	22
	イ 県によるモニタリング調査	23
(8)	廃棄物	23
(9)	浄水発生土	25
(10)	工業製品等	25
(11)	流域下水道	25
(12)	工業用水道	26
(13)	測定機器の貸出し	27
第2節	放射線量低減に關する取組状況	28
1	概況	28
2	各取組の実施状況	29
(1)	県の取組	29
(2)	市町村の取組	29
(3)	放射性物質により汚染された廃棄物の処理に向けた取組	30
	ア 農林業系副産物の焼却処理の取組状況	30
	イ 除去土壌等の処理の取組状況	30
	ウ 道路側溝汚泥の処理の取組状況	31
	エ 道路法面や河川敷の草木の処理の取組状況	31
	オ 廃棄物の処理等に向けた市町村等への支援	31
第3節	県産食材等の安全確保に關する取組状況	33
1	概況	33
	【市町村等の取組：住民が測定を依頼した食品検査実施状況】	34
	【コラム 国が定める食品中の放射性物質の基準値について】	35
2	各取組の実施状況	36
(1)	県産農林水産物の放射性物質の影響対策	36
	ア 検査計画に基づく検査	36
	イ 野生山菜類、野生きのこの類の放射性物質濃度検査	37
	ウ 農作物等の適切な生産管理	37
	エ 基準値超過への対応、生産再開や出荷制限等の解除に向けた取組	38

第2章 令和4年度に実施した対策等に関する報告		ページ
(2) 流通食品の放射性物質濃度の検査		41
(3) 野生鳥獣肉の放射性物質濃度の検査		41
(4) 県産農林水産物の出荷制限等の状況		42
第4節 健康影響、学校の対策の取組状況		44
1 概況		44
2 各取組の実施状況		44
(1) 放射線健康影響調査		44
(2) 学校等の除染		45
(3) 学校給食の検査		46
第5節 風評被害対策の取組状況		47
1 概況		47
【市町村等の取組：いわて農林水産物消費者理解増進対策事業の実施状況】		48
2 各取組の実施状況		48
(1) 農林水産業等		48
ア 風評被害の発生状況		48
イ 風評被害対策の取組状況		49
(2) 商工業・観光業における風評被害の発生状況と対策の取組状況		50
ア 商工業		51
イ 観光業		51
第6節 情報発信、普及啓発、原発放射線影響対策本部等の取組状況		52
1 概況		52
(1) 情報発信、普及啓発等		52
【市町村等の取組：情報発信、普及啓発実施状況】		52
(2) 原発放射線影響対策本部、市町村等連絡会議		53
【市町村等の取組：対策本部等設置状況】		53
2 各取組の実施状況		54
(1) 情報発信、普及啓発の取組状況		54
(2) 原発放射線影響対策本部		55
ア 本部員会議		55
イ 市町村等連絡会議		56
ウ 現地対応チーム		56
第7節 東京電力に対する損害賠償請求の取組状況		57
1 概況		57
2 各取組の実施状況		57
(1) 民間の損害賠償請求		57
ア 商工、観光関係事業者に対する支援の状況		57
イ 農林水産業の損害賠償の状況		58
(2) 自治体の損害賠償請求		60
ア 市町村、広域連合、一部事務組合と連携した自治体損害賠償請求(第1次～第14次)		60
イ 東京電力への要請、交渉等		61
ウ 原子力損害賠償紛争解決センターへの和解仲介の申立て		63
【コラム 原子力損害賠償制度について】		69
エ 下水道事業の請求・支払状況		70
第8節 ALPS 処理水の処分に対する取組		71
1 概況		71
2 県の主な対応状況		71
(1) 意見聴取・要望等		71
(2) 説明会及び意見交換等		72
3 今後(令和5年度)の取組		73
第3章 令和5年度に実施する対策等		ページ
第1節 放射線量等の測定に関する取組		74
第2節 放射線量等の低減に関する取組		75
第3節 県産食材等の安全確保に関する取組		76
第4節 健康影響、学校に関する取組		78
第5節 風評被害対策、情報発信、普及啓発等に関する取組		79
第6節 東京電力に対する損害賠償請求に関する取組		81

第4章 資料編		ページ
1	各種方針	82
2	放射線影響対策における主な動き（令和4年度）	86
3	県内55地点の測定結果	87
4	県有施設の放射線量測定状況	94
5	県産農林水産物等の放射性物質濃度の検査状況（令和5年3月末現在）	102
6	出荷制限等状況一覧（継続中のもの）	104
7	放射線影響対策関係事業一覧（令和4年度、令和5年度）	106
8	問合せ先一覧	108

### 【本書のご利用に当たって】

本県で行っている各種測定には、県立学校や県有施設などの放射線量を測定するものと、食品中や水道水、河川水などの放射性物質濃度を測定するものがあり、それぞれ測定単位が異なります。

放射線量の測定単位には「シーベルト(Sv)」などがあり、シーベルトは放射線によって人体に影響があるかを表す単位です。その他、物質に吸収されたエネルギー量を表す単位として「グレイ(Gy)」があります。

放射性物質濃度の測定単位には「ベクレル(Bq)」があり、ベクレルは、放射線を出す能力の強さを表す単位です。

本書では、測定結果について、測定値と測定単位を用いて記載していますが、各章の本文中、最初の記載は以下のとおり読み方を記載しています。

- ① **放射線量の単位** ○○ $\mu$ Sv/h（読み方：毎時○○マイクロシーベルト） ※○○には数値が入ります。  
1時間当たりの放射線量を表します。 $\mu$ （マイクロ）とは百万分の1（1/1000000）を表す単位です。その他、シーベルトを用いた単位にはmSv（ミリシーベルト（m（ミリ）は千分の1（1/1000）を表す単位））などがあります。
- ② **放射性物質濃度の単位** ○○Bq/kg（読み方：1キログラム当たり○○ベクレル） ※○○には数値が入ります。  
1kg当たりの放射性物質濃度を表します。その他、ベクレルを用いた単位として、Bq/m<sup>2</sup>（1平方メートル当たりのベクレル）、Bq/m<sup>3</sup>（1立方メートル当たりのベクレル）、Bq/l（1リットル当たりのベクレル）、Bq/日（1日当たりのベクレル）などがあります。

また、本文中において繰り返し記載している主な用語、企業名につきましては、以下のとおり統一した記載といたしますので御参照ください。

- ① **空間線量率**：対象とする空間の単位時間当たりの放射線量をいいます。  
 $\mu$ Sv/h（毎時マイクロシーベルト）やnGy/h（毎時ナノグレイ）の表示単位があります。
- ② **放射性物質汚染対処特別措置法、特措法**：「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」をいいます（法律の詳細については、3ページ参照）。
- ③ **重点調査地域**：放射性物質汚染対処特別措置法に基づく汚染状況重点調査地域をいいます。
- ④ **東京電力**：東京電力ホールディングス株式会社をいいます。
- ⑤ **原発事故**：東京電力ホールディングス株式会社原子力発電所事故をいいます。

# 第1章 岩手県の現状、重要課題への取組状況、注目情報

## 岩手県の現状 1 生活空間の放射線量の状況

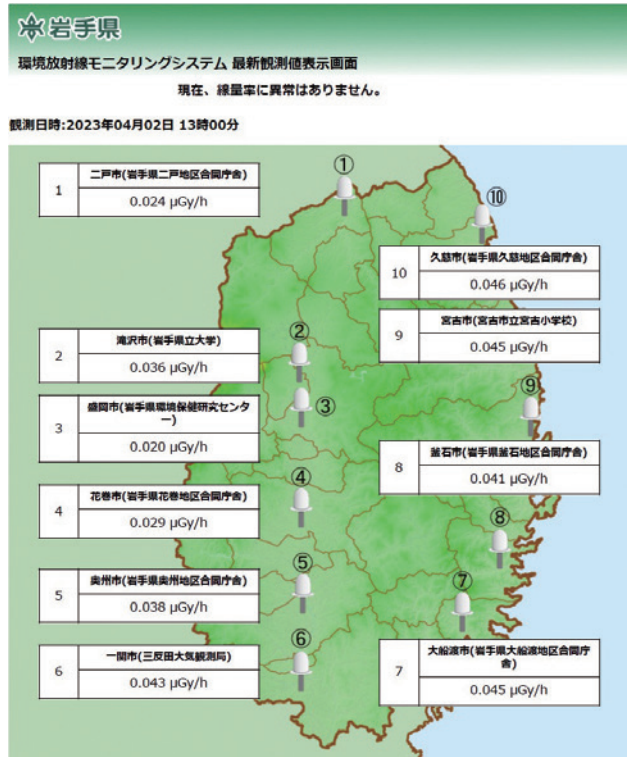
平成23年3月11日に発生した東日本大震災津波に伴う原発事故による放射性物質の影響から県民の健康と安全を守るため、県と市町村では、平成25年度までに放射線量を測定するモニタリングポストや可搬型放射線量測定機（サーベイメータ）等の整備を進め、県内各地できめ細かな測定に取り組んできました。

県では、生活環境への影響を適切に把握するため、モニタリングポストを10台（原発事故以前は1台のみ）に増設して空間線量率を測定し、その結果をリアルタイムでホームページに掲載しています。その測定結果（下図）から空間線量率は順調に低減してきており、今後は概ね横ばいで推移していくと考えられます。

加えて、県内の代表的な55地点において、県の職員がサーベイメータで空間線量率を定期的に測定し、その結果をホームページに掲載して公表するなどの取組を行っています。

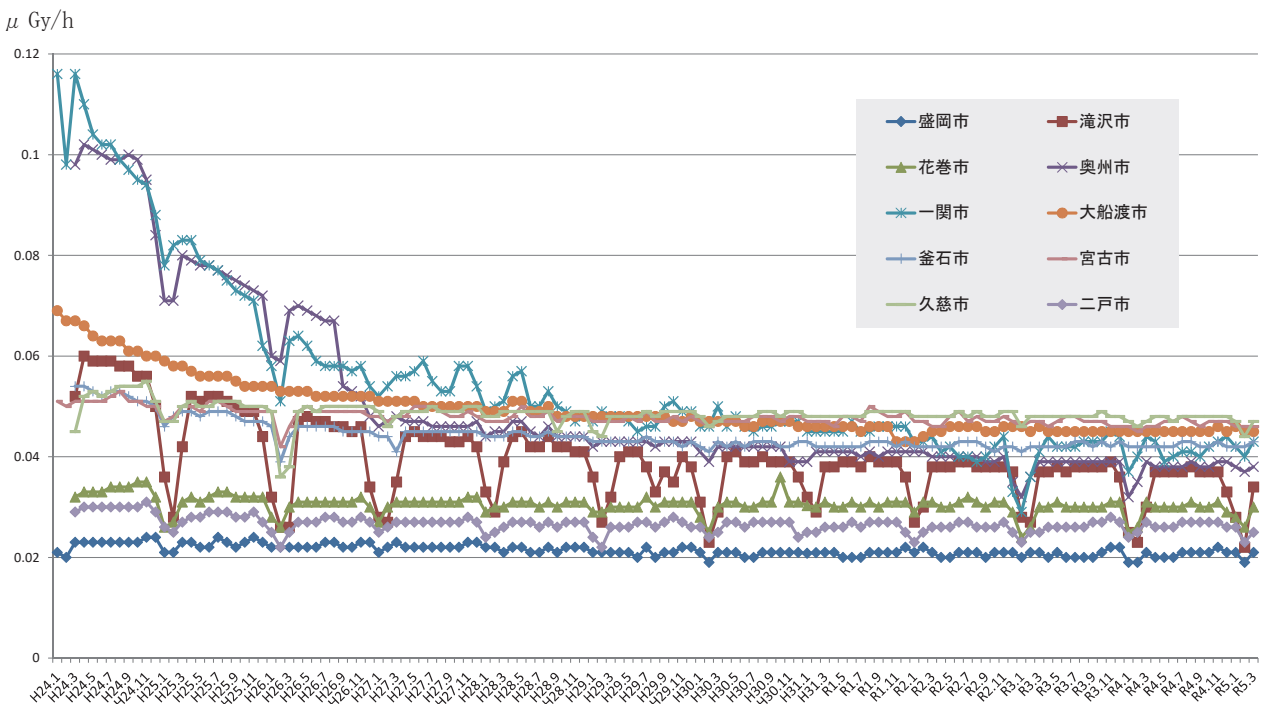
令和5年度も、これらの測定を継続し、迅速に情報提供していきます。

（測定機器の詳細については、19ページを参照）



この地図は、国土地理院発行の数値地図50000（地図画像）を使用しています。

環境放射線モニタリングシステム HP  
（モニタリングポスト測定結果の地図表示）



モニタリングポスト空間線量率の推移（月平均）

## 岩手県の現状2 岩手県産食材等の放射性物質濃度検査の状況

本県で生産された食品の放射性物質濃度検査については、国の原子力災害対策本部が示すガイドラインや県の「県産食材等の安全確保方針」等に基づき、計画的な検査を実施し、検査結果の速やかな公表に努め、県民の食の安全安心の確保と風評被害の防止を図っています。

農林水産物については、「県産農林水産物の放射性物質濃度の検査計画」等に基づき、県内で生産（収穫・漁獲）される主な農林水産物について、モニタリング検査を実施しています。流通食品については、食品衛生法に基づき、収去検査（食品関係施設から食品等が無償で持ち帰る検査）を実施しています。また、野生山菜・野生きのこの全市町村検査や野生鳥獣肉の検査についても計画的に実施しています。

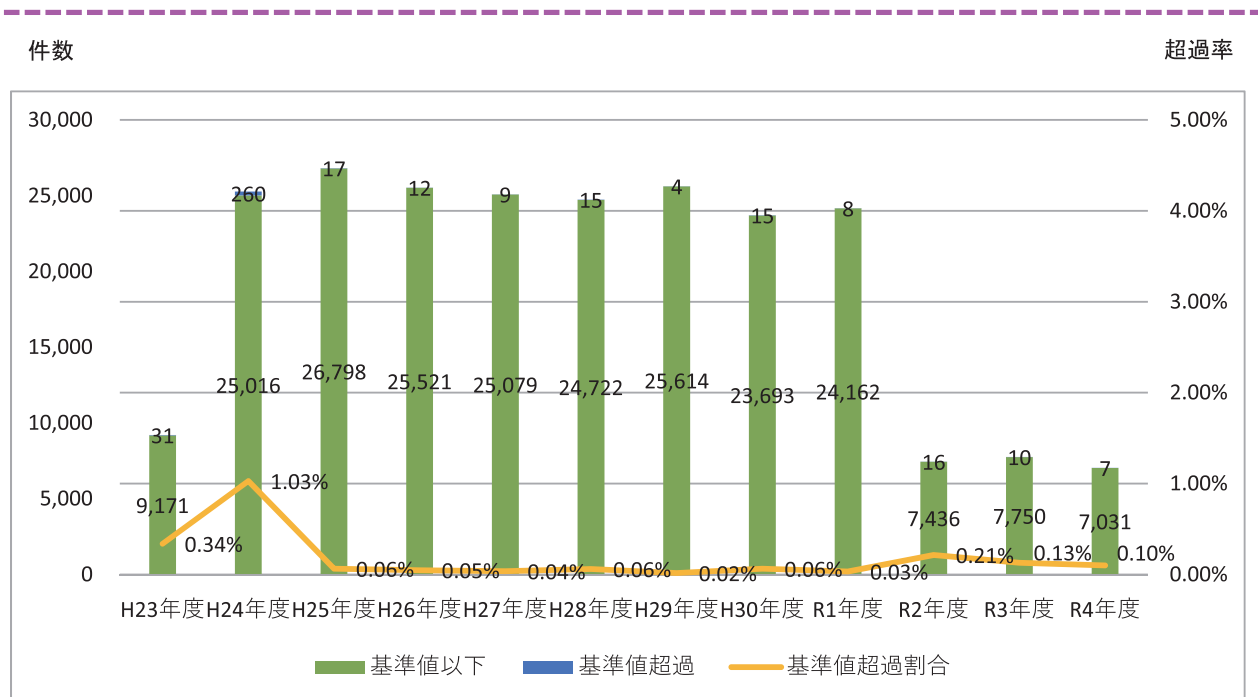
検査の結果、国の基準値（100 Bq/kg（一般食品の場合））を超えた場合には、出荷制限や販売者による自主回収などを行っています。

岩手県産食材等について平成23年度から令和4年度まで232,397件の検査を実施した結果、国の基準値（平成23年度は暫定規制値）を超過したものは、原木しいたけ、野生山菜、野生きのこ、野生鳥獣肉など404点でしたが、平成24年度の25,276件中の260件（超過率：1.03%）をピークに大きく減少し、令和4年度は7,038件中の7件（超過率：0.10%）となっています。

これまで国の基準値を超過し、出荷制限等を受けた品目について、県では解除に向けた検査を行い、国の基準値を下回っていることなどの安全性を確認するための取組を進めています。令和5年3月末までに安全性が確認された合計22品目の出荷制限が解除されています（制限の一部解除品目を除く。）。



検査の様子



岩手県産食材等の放射性物質濃度検査の推移

(厚生労働省集計数値による)



## 岩手県の現状 3 除染の状況

平成 23 年 3 月 11 日に発生した原発事故に伴い放出された放射性物質の影響により、一関市、奥州市及び平泉町の 3 市町では、平成 23 年 9 月に実施された航空機モニタリング調査などで、空間線量率が毎時  $0.23 \mu\text{Sv/h}$ （マイクロシーベルト）以上の区域が確認されたため、放射性物質汚染対処特別措置法に基づき、平成 23 年 12 月に汚染状況重点調査地域に指定されました。

指定を受けた 3 市町では、生活空間の除染について、子どもが長時間滞在する施設を優先的に除染し、平成 25 年 3 月末までに「学校・保育園・公園・スポーツ施設」における除染が完了しました。県が実施しているサーベイメータによる主要地点の空間線量率の測定結果をみても、原発事故以降順調に低減しています。

奥州市と平泉町については、平成 25 年度末までに除染実施計画に記載されている除染が終了しており、一関市においても、平成 28 年度末で除染が終了しました。測定結果等により新たに除染が必要であることが判明した場合には、国等と協議して実施する予定とされています。

なお、令和 5 年 3 月末現在において、生活圏の除染等により生じる土壌等の具体的処分方法が国から示されていないため、除染により生じた除去土壌等のほとんどが現場で一時保管されています。



除染の様子

県内における除去土壌等の保管状況

令和 5 年 3 月 31 日現在

現場保管	箇所数	保管量 (m <sup>3</sup> )
除去土壌	315	26,550
除染廃棄物	2	24

### 【放射性物質汚染対処特別措置法】

正式名称を、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」といい、この法律は、東京電力原子力発電所事故に伴う放射性物質の拡散による環境の汚染への対処に関し、国、地方公共団体、関係原子力事業者等が講ずべき措置等について定めることにより、環境の汚染による人の健康又は生活環境への影響を速やかに軽減することを目的として制定されたもので、平成 23 年 8 月 30 日に公布、平成 24 年 1 月 1 日に全面施行となった。

### 【汚染状況重点調査地域】

地域の平均的な放射線量が毎時  $0.23$  マイクロシーベルト以上の地域を含む市町村を、地域内の事故由来放射性物質による環境の汚染の状況について重点的に調査測定をすることが必要な地域として、放射性物質汚染対処特別措置法に基づき市町村単位で指定された地域。本県では一関市、奥州市、平泉町の 3 市町が指定されている。指定を受けた市町村は、調査測定を実施して実際に除染を行う区域を定め、除染実施計画を策定して除染を進めている。

### 【除染実施計画】

汚染状況重点調査地域として指定を受けた市町村は、汚染の状況について調査測定を実施し、除染を実施する区域や除染の実施者、手法などを定めた除染実施計画を策定することとされており、市町村、県、国等は、この計画に基づき除染を実施している。

## コラム 除染の基準

原発事故発生以降、国や県などでは生活空間等の除染の基準を設けています。いずれの基準も国際放射線防護委員会<sup>※1</sup>の勧告に基づき、追加被ばく線量<sup>※2</sup>を年間1mSv以下とすることを目指している点は共通し、施設や地域等の状況等によって測定高や除染基準を適切に運用しています。

※1 国際放射線防護委員会（ICRP）：放射線の人体などへの影響とその防護に関する勧告等を行う国際組織。

※2 追加被ばく線量：自然から受ける被ばく線量及び医療により受ける被ばく線量を除いた被ばく線量のこと。

### 1 国の除染基準

国における主な除染基準としては、文部科学省所管の学校の校舎・校庭等に関するもの、環境省所管の汚染状況重点調査地域に関するもの、及び全域を対象とした局所的汚染箇所に関するものがあります。

いずれの基準も、国際放射線防護委員会勧告に基づき、追加被ばく線量を年間1mSv以下とすることを目指している点は共通していますが、学校等のように小学生が日常生活を送る場所においては、児童の体格に合わせ測定する高さを50cmとし、地域的に比較的高い値が測定された重点調査地域にあつては除染基準を毎時0.23μSvにするなど、基準が適用される状況等により測定高や除染基準を運用しています。

なお、いわゆる「ホットスポット」等と呼ばれることもある局所的な汚染箇所の除染基準については、1mの測定高で毎時1μSvとなっています。

#### 国の主な除染基準

所管	対象等	箇所区分*	測定高(地上)	除染の基準等	備考(根拠等)
文部科学省	学校(校舎・校庭等)	面的	小学校等：50cm 中学校：1m	空間線量率 毎時1μSv以上	学校の校舎・校庭等の線量低減について(H23.8.26通知)
環境省	汚染状況重点調査地域	面的	50cm～1m	空間線量率 毎時0.23μSv以上	放射性物質汚染対処特措法(H24.1.1完全施行)
	全域(汚染状況重点調査地域含)	局所的	1m	空間線量率 毎時1μSv以上	放射性物質による局所的汚染箇所への対処ガイドライン(H24.3策定)

※ 面的：校庭や公園などの広い範囲 局所的：雨樋下などごく狭い限られた範囲

### 2 県の除染基準等

平成23年9月、高線量である箇所について放射線量の低減措置を講じることにより、県民の安全・安心に資することを目的として、国の通知等を参考に「放射線量低減に向けた取組方針」を策定しました。

この方針については、国の基準と同様、追加被ばく線量を年間1mSv以下とすることを目標としており、さらに県内の測定結果等を勘案し、県内全域において、面的な広がりのある場合と雨樋の下などの局所的な場合を区別することなく、測定高についても各施設等の管理者が利用実態に応じて50cm未満の高さでも測定することができるように地上からの高さを特に定めず、除染等の低減措置を講じる目安を毎時1μSvとしています。

平成24年3月には、市町村が学校等や不特定多数の方が利用する施設について、放射線量の調査、低減措置を実施する際の参考となるよう、具体的な測定方法や低減措置の方法について定めた「岩手県放射線量低減マニュアル」を策定しました。

このマニュアルにおいて、「放射線量低減に向けた取組方針」に定める目安を超える空間線量率が測定された箇所等について、直ちに除染等の措置を講じることができない場合は、周囲に囲いを設ける等、立入制限の措置を講じることにより、放射線被ばくの防止を図ることとしています。

#### 放射線量低減に向けた取組方針(平成23年9月策定)における県の除染基準

所管	対象等	箇所区分	測定高(地上)	除染の基準等	備考
岩手県	県内全域(※)	面的・局所的	高さ制限は設けず、利用実態に応じ施設管理者が判断。	空間線量率 毎時1μSv以上	岩手県放射線調査・低減事業費補助により助成。(1/2補助)

※ 重点調査地域も含まれ、当該地域は国の補助事業(10/10)の対象となる。

#### 【放射能・放射線とは、その単位は?】

放射線を出す能力を「放射能」といい、この能力をもった物質のことを「放射性物質」といいます。

単位にはBq(ベクレル)、Sv(シーベルト)があり、その違いは、次のとおりです。

●放射能：ベクレル(Bq)…放射線を出す能力の強さを表す単位

●放射線量：シーベルト(Sv)…放射線によってどれだけ人体に影響があるかを表す単位

※単位で使われる「ミリ(m)」は千分の1(10<sup>-3</sup>)、「マイクロ(μ)」は百万分の1(10<sup>-6</sup>)を表します。

例) 1μSv(マイクロシーベルト) ⇒ 1Sv(シーベルト)の百万分の1 ⇒ 0.000001Svになります。

## 重要課題 1 原木しいたけ生産環境の再生の取組

### 1 被害の状況

本県は、昭和40年代から原木しいたけの生産振興に取り組み、乾しいたけは平成4年のピーク時には933トンを生産するなど、全国有数のしいたけ産地であるほか、全国品評会で最高賞を受賞するなど、高い評価を得てきました。

平成24年4月1日からの国の新たな食品中の放射性物質の基準値（100ベクレル/kg）に対応するため、3月23日に「原木しいたけ全戸検査要領」を策定し、出荷前検査を実施したところ、県南部を中心に14市町の露地栽培原木しいたけで基準値を超過したことから、国から出荷制限が指示されました（盛岡市は、平成25年4月8日に全域解除）。

令和5年3月31日現在、出荷制限が指示されている13市町の全てで出荷制限が一部解除され、これまでに219名が生産可能となりました（平成26年度に花巻市、北上市及び山田町、平成27年度に大船渡市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ケ崎町、住田町及び大槌町、平成29年度に平泉町で出荷制限が一部解除）。

原発事故以降、風評被害により、乾しいたけの市場価格は大きく下落しました。平成27年度には、4千円台/kgまで一時的に回復したものの、翌年度から再び下落に転じ、令和4年は約3千円台/kgとなっています。

また、震災前200トン台であった原木乾しいたけの生産量は、平成24年以降、風評被害による市場価格の低迷や原木価格の高騰などの影響により減少し、70トン台から90トン台で推移していましたが、令和3年の原木乾しいたけ生産量は61トンになっています。

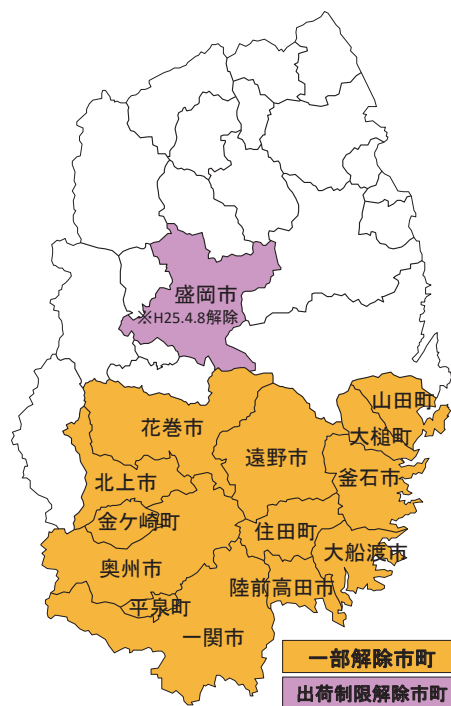
### 2 生産者支援

県では、原木しいたけの一日も早い産地再生を図るため、原発事故以降、生産から販売までの対策を市町村・関係団体と連携して実施しています。

生産・出荷対策としては、消費者や取引先の信頼を回復するため、生産者全戸を対象に生しいたけ、乾しいたけ、ほだ木の放射性物質濃度検査を実施しています。

また、出荷再開に向け、国の定める指標値（50Bq/kg）を超過した原木・ほだ木を処理するため、実施者である市町村に対し全額補助を行う「きのこ原木等処理事業」を平成24年に創設し、平成24年10月からほだ場の落葉層除去を、平成25年8月から、落葉層除去後の土壌のほだ木への跳ね返し防止資材の敷設を事業のメニューに追加し、放射性物質の影響を低減するための環境整備を支援しています。

露地栽培原木しいたけ出荷制限地域



経営対策としては、出荷制限や風評被害等により資金繰りが悪化している生産者に対し、東京電力からの損害賠償金が支払われるまでのつなぎ資金として無利子の「原木しいたけ経営緊急支援資金貸付金」を平成24年度に創設し、関係団体を通じた資金融通を行っています。なお、平成29年度には、生産者からの要望を踏まえ、原木価格の高騰に伴う掛かり増し経費の全額が貸付対象となるよう、それまでの段階的な貸付限度額の設定を廃止するとともに、貸付上限額の引上げを実施しました。

### 3 原木確保に向けた取組

原発事故に伴い放出された放射性物質の影響により、しいたけ原木となるコナラが全国的に不足し、価格が高騰しています。

県では、平成24年8月に、しいたけ原木を生産する団体等で構成する「しいたけ原木供給連絡会議」を設置し、生産者が必要とする原木の確保に向け、素材生産業者、市町村有林への働きかけや、他県からの原木供給などに取り組んでいるほか、平成28年度に岩手県林業技術センターに導入した「しいたけ原木非破壊検査機」を活用した原木検査を実施するなど、安全な原木を生産者に供給するための取組を実施しています。

また、しいたけ原木の確保を促進するため、森林組合が原木を安定的に供給するために必要な資金の貸付けを行っているほか、高騰する原木価格に対応するため、生産者が原木購入に要する経費の補助を行っています。なお、万が一生産者が希望する原木を確保できない場合には、減少する生産量について東京電力に対応を求めるなど、意欲ある生産者の方々が継続して生産を続けられるよう、引き続き全力で支援していきます。



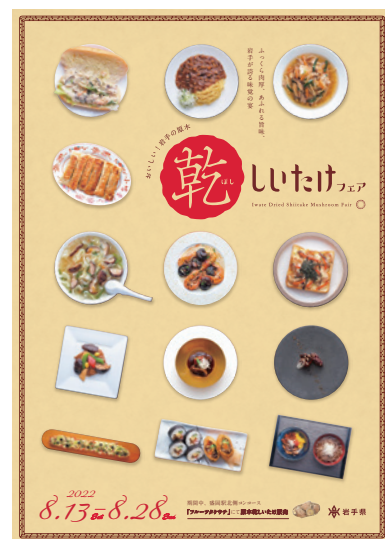
しいたけ原木非破壊検査機による原木検査

### 4 消費拡大に向けたイメージアップの取組

県では、関係団体と連携し、県産原木乾しいたけの品質の良さや安全性のPRを目的とした販売促進活動を実施しています。

令和4年度は、本県の肉厚な原木しいたけをPRするため、令和4年8月13日～28日に、関係団体と連携して盛岡駅構内及び隣接施設内のレストラン等13店で、県立大学生考案のレシピ等を提供する「おいしい！岩手の原木しいたけフェア」を開催しました。

このほか、県内各地域の生産振興協議会が、生産者とともに試食販売会等の販売促進活動を展開しています。



原木しいたけフェアのパンフレット

## 重要課題2 牧草地の利用自粛解除及び汚染牧草等の保管の取組

### 1 牧草地の利用自粛解除の状況

原発事故による放射性物質の拡散は、本県の公共牧場や採草地などの自給飼料<sup>※1</sup>基盤に大きな影響を与えました。

県は、平成23年～25年に牧草の放射性物質モニタリング調査を行い、暫定許容値<sup>※2</sup>を超過した14市町村等に対し、牧草の利用自粛を要請しています。

利用自粛となった牧草地16,157haのうち、急傾斜のため耕起ができない箇所等（以下「耕起不能箇所等」という。）を除く12,396haについては、「牧草地再生対策事業」により、平成26年度までに除染を完了するとともに、再生した牧草の放射性物質検査を行い、暫定許容値以下であることが確認されたほ場から、順次、利用自粛を解除しており、令和5年3月末現在、12,392ha（99.9%）が解除されています。

また、耕起不能箇所等3,761haについても、国の通知に基づき、平成26年度から牧草の放射性物質検査の結果、暫定許容値以下であることが確認されたほ場の利用自粛を解除しており、令和5年3月末現在、3,746ha（99.6%）が解除されています。



除染の様子（耕起作業）

※1 自給飼料

農家自ら又は地域の生産組織等に作業依頼して、作付けや収穫をする家畜飼料（牧草、飼料用トウモロコシ等）のこと。

※2 暫定許容値

国が設定した飼料に含むことが許容される放射性物質の量。牛は、100Bq/kg。ただし、乳牛は、生産者団体からの要請により、県が原乳（搾ったままの牛の乳）中の放射性物質を10Bq/kg未満とするため、50Bq/kgに設定。

#### 【牧草地の利用自粛解除状況】

（単位：ha、%）

区分	面積	解除	
		解除	未解除
除染対象箇所	12,396	12,392 (99.9)	4 (0.1)
耕起不能箇所等	3,761	3,746 (99.6)	15 (0.4)
合計	16,157	16,138 (99.9)	19 (0.1)

※ カッコ内は割合。

※ 令和5年3月末現在

### 2 風評被害対策としての除染の取組

県は、市町村が風評被害の防止や消費者に安心感を持ってもらうために行う利用自粛以外の牧草地における除染について、「いわて型牧草地再生対策事業」を創設し、支援を行いました。

#### 【いわて型牧草地再生対策事業の実施状況（年度別実施面積）】

（単位：ha）

平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	計
172	1,326	1,466	1,517	722	38	5,241

### 3 汚染牧草等の保管の状況

暫定許容値を超過したことにより、利用できなくなった汚染牧草、稲わら及び牛ふん堆肥（以下「汚染牧草等」という。）は、26市町村で28,111t発生し、8,000Bq/kgを超過したものについては、放射性物質汚染対処特別措置法に基づき、国が処分するまでの間、各市町村において保管することとされています。



汚染牧草のラップ再梱包作業

また、8,000Bq/kg以下の27,390tについては、市町村において焼却処理等による処理が進んでいます。

しかし、市町村による焼却処理は、焼却灰を8,000Bq/kg以下に抑える必要があること等から、1日当たりの処理量が制限されており、保管量の多い県南地域では、処理が終了するまでに複数年かかる見通しであり、牧草の腐敗による環境汚染の発生防止等のための中長期保管対策が必要となっています。

県は、これまで、「岩手県利用自粛牧草等処理円滑化事業」で、汚染牧草等を保有している農家の負担軽減や効率的な焼却処理を行うために市町村が行う一時（集中）保管施設等の設置や、適切に保管するための維持管理の取組を支援しています。

#### 【汚染牧草等の発生量、処理量等】

（単位：t、%）

区分	発生量			処理量		保管量		
	①	8,000Bq/kg		②	割合 ②/①	①-②	8,000Bq/kg	
		超過	以下				超過	以下
汚染牧草等	28,111	721	27,390	22,548	80	5,563	704	4,859

※ 令和5年3月末現在

### 4 牛肉の安全性確保への取組

岩手県は、放射性物質に汚染された稲わらが給与された牛肉から、暫定規制値を超えた放射性セシウムが検出されたことにより、平成23年8月1日に原子力対策本部長（内閣総理大臣）からの「出荷制限」の指示を受け、県外移動やと畜<sup>※1</sup>が一時制限されました。

その後、県は、牛肉の「出荷・検査方針」を策定し、安全な牛肉を出荷するための検査体制を整えることにより、同月25日出荷制限が一部解除されました。

平成24年4月1日には、一般食品の国の基準値が100Bq/kgに引き下げられましたが、適正な飼養管理を徹底することにより、平成24年4月から令和5年3月まで検査した肉牛261,347頭について、基準値を超過した事例はありません。

特に、牧草が多く給与される廃用牛<sup>※2</sup>については、出荷前に飼養管理状況や給与飼料を確認し、牛肉中の放射性物質濃度を推定する取組を行っているほか、平成24年10月1日からは、と畜場等において生体推定法<sup>※3</sup>を導入するなど、より安全性を確保するよう努めてきました。こうした取組により、平成31年3月28日に、牛の出荷制限が解除されました。

令和2年3月23日付けで原子力災害対策本部のガイドラインが改定されたことを受け、同月27日に牛肉の「出荷・検査方針」を改定し、同年4月1日から「全頭検査」から過去の牛肉検査実績や飼養管理状況等により牛肉検査の要不要を判断する「抽出検査」に移行しています。

※1 と畜：食用に供する目的で獣畜（牛、馬、豚、めん羊及び山羊）を解体すること。

※2 廃用牛：老齢等により生産量が低下し、と畜される乳用牛や肉用繁殖牛

※3 生体推定法：生きている牛の体表から放射線を測定して、牛肉中の放射性物質濃度を推定する検査法

### 重要課題3 放射性物質等に汚染された廃棄物処理の取組

原発事故により放射性物質に汚染された廃棄物が県南地域を中心に発生しました。

事故由来放射性物質に汚染された廃棄物のうち、生産現場で循環利用できなくなった稲わら、牧草、堆肥、ほだ木といった農林業系副産物については、当該事故から12年を経過した時点でも県内に約11,000トンが保管されています。

これら農林業系副産物は、廃棄物として処理する場合、市町村等の既存焼却施設において、生活系ごみなど一般廃棄物と混合焼却し、焼却灰が8,000Bq/kg以下となるよう管理しながら処理を進める方針としており、国からの財政措置により、裁断などの前処理施設や放射能測定器などを整備し、焼却処理が進められています。県では、市町村に対し処理等への技術的支援や地域住民への説明支援などを行っています。

現在も、複数の市町村で農林業系副産物の焼却処理を継続していますが、この処理が長期に及ぶ市町村もあることから、国に対し財政措置を継続するよう要望しています。

また、重点調査地域に指定された県南3市町では、放射性物質に汚染された道路側溝汚泥が確認されています。とりわけ汚泥の発生量が多く、道路維持管理や生活環境の支障が生じている地域において、汚泥の一時保管場所の確保に向けて、住民説明を通じた理解醸成が進められており、奥州市では、平成25年度に2箇所整備され、その2箇所の汚泥については平成28年度までに最終処分が終了しました。また、一関市では、平成26年度から平成30年度までに16箇所整備され、汚泥の一時保管が実施されました。

しかし、放射性物質に汚染された道路側溝汚泥が未だ道路側溝に堆積した状態の場所もあることから、国に対して、一時保管や処理に要する経費への財政措置について引き続き要望していきます。



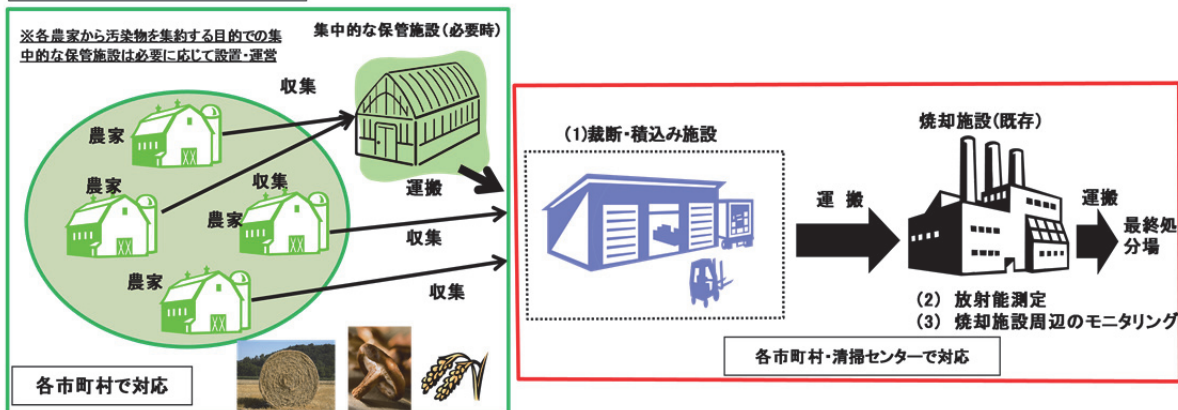
前処理施設



前処理施設（裁断機）の整備

#### 農林業系副産物の処理スキーム（牧草、稲わら、ほだ木の場合）

##### 1 牧草、稲わら、ほだ木の場合



## 重要課題4 販路拡大等に向けた支援 ～首都圏等への情報発信を強化～

原発事故に伴う放射性物質の影響により、「いわて」の製品の買い控えなどの風評被害が発生しています。

このため、家庭の消費行動を決定する消費者層である女性を主な対象として、日常の生活や四季に応じた「いわて」の魅力をPRする取組が重要と考え、情報発信から販路拡大までの取組を年間を通して一体的に展開し、新たな「いわて」ファンの獲得をめざす「いわてブランド再生推進事業」を平成25年度に創設し、平成27年度まで継続して実施しました。

平成28年度から令和2年度までは、上記事業の内容を「いわて農林水産物消費者理解増進対策事業」により、令和3年度からは、「いわて食の聖地プロモーション展開事業」に組み替えて実施しています。

令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により縮小していた首都圏等での対面による販売促進活動を一部再開するとともに、県産農林水産物の販路の拡大に向けて、全国の消費者やシェフ等を対象に、情報冊子「ニュースレター」・web雑誌・動画配信等による情報発信に注力して取り組みました。

また、消費者の信頼をより一層高め、事業者の売上増加と経営力向上を図るため、更なる県産品の販路拡大、魅力向上及び新たな購買層の開拓につなげる取組を強化することを目的に、首都圏レストランフェアの開催、首都圏のシェフを県内に招聘する産地見学会の実施、マッチング交流会を実施し、県産農林水産物の安全・安心と魅力の発信に取り組みました。

こうした取組などにより、県産品等に対する風評被害は一定程度縮小してきましたが、いまだ被害の続いている事例もあります。今後も引き続き県産農林水産物の販路の開拓・拡大に向けた対策を講じていきます。



情報冊子「ニュースレター」



いわて県産野菜&果物マッチング交流会



首都圏レストランフェア



## 重要課題5 東京電力に対する損害賠償請求の取組

原発事故の発生以来、県と市町村等は、東京電力への損害賠償請求に関する民間事業者等の取組を支援するとともに、県と市町村等が各種放射線影響対策に要した費用について東京電力に損害賠償請求を行い、速やかに賠償に応じるよう、東京電力に対する要請や交渉を行ってきました。

しかし、東京電力は、県と市町村等が地域の実情を踏まえて実施した放射線影響対策の取組について、「必要かつ合理的な範囲を超えている」、「自治体の本来業務である」などとして、原則として政府指示等に基づき実施を余儀なくされたものなどに賠償対象を限定したため、賠償金の支払は一部に留まっていました。

このため、県と市町村等は、国が設置する紛争解決機関である原子力損害賠償紛争解決センター（原発ADR）に法的な判断を仰ぐこととし、平成26年1月、平成28年3月及び令和元年7月の計3回、和解仲介の申立てを実施しました。

原発ADRでは、県や市町村等が実施した放射線影響対策の必要性、合理性の説明に努めた結果、東京電力が言うような政府指示等の有無にかかわらず、原発事故との因果関係に基づいて賠償の可否が判断されることとなりました。

県と市町村等の主張が全て認められたわけではありませんでしたが、早期解決の観点や、判断が法的に妥当なものと考えられたことなどから、県や市町村等は原発ADRの判断を尊重して、順次和解に応じており、県では、平成27年1月、平成30年1月及び令和4年3月に東京電力との和解が成立しています。

なお、令和元年7月の第11次損害賠償請求以降においても不払いとなっている経費があることから、4回目となる原発ADRへの和解仲介申立てを令和5年7月に実施しました。

引き続き市町村等と緊密に連携しながら、原発ADRでの審理に対応するとともに、民間事業者に関するものを含む全ての損害について、実態に即した十分な賠償が速やかに行われるよう、東京電力に対して強く求めていきます。



東京電力との交渉（R4.7）



原発ADR申立て（R5.7）

### コラム 原子力損害賠償紛争解決センター（原発ADR）について

原子力損害賠償紛争解決センターは、原子力事故の被害者と原子力事業者の損害賠償に関する紛争を、円滑、迅速かつ公正に解決することを目的として、原子力損害の賠償に関する法律に基づき文部科学省の原子力損害賠償紛争審査会に設置された公的な紛争解決機関です。

同センターは、文部科学省や日本弁護士連合会等の専門家により構成され、被害者が東京電力との直接交渉では合意できない場合などに、裁判より簡易な手続で利用でき、仲介費用は無料です。

同センターによる和解仲介手続は、原発ADRなどと呼ばれますが、ADR（Alternative Dispute Resolution）とは、裁判所の訴訟手続によらない紛争解決方法を広く指すもので、原発ADR以外にも金融ADR等があります。

## 重要課題6 ALPS 処理水の処分に対する取組

令和3年4月13日、国は、関係閣僚等会議で、2年後を目途に東京電力福島第一原子力発電所の多核種除去設備等処理水（ALPS 処理水）を海洋放出する基本方針を決定しました。

また、令和5年1月13日、国は、関係閣僚等会議で、ALPS 処理水の海洋放出時期を「令和5年の春から夏頃を見込む」ことを確認しました。

この処分については、安全性への不安や新たな風評が生じることを懸念する意見が数多く寄せられていることから、国が責任をもって、科学的根拠に基づく客観的で正確な情報の発信と丁寧な説明を行い、市町村や関係者等の理解を得る取組を継続する必要があります。

県では、政府予算要望をはじめ様々な機会を捉えながら、市町村や関係者等に対する丁寧な説明を国に要望してきたところであり、国では、県内において、関係者等に対する説明会、沿岸市町村との意見交換、県内市町村職員向け説明会等を開催してきました。

ALPS 処理水の処分によって、これまでの東日本大震災津波からの復興の取組や本県の自然・産業に影響を及ぼすことのないよう、国が責任をもって、科学的根拠に基づく丁寧かつ十分な説明を行い、真摯に関係者等の声を聞き、理解を得る取組を継続するとともに、安全に関する客観的で信頼性の高い情報の発信や、安全性をさらに高める処理技術の研究開発の継続、万全な風評対策など、国内外の理解と安心が得られる取組を確実に実施するよう、引き続き国に求めていきます。

### 【主な国等の動き】

令和3年4月13日	第5回「廃炉・汚染水・処理水対策関係閣僚等会議」 > 「ALPS 処理水の処分に関する基本方針」の決定
令和3年4月16日	第1回 ALPS 処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた関係閣僚等会議 > 基本方針を実行していく枠組の整備
令和3年5～7月	関係閣僚等会議ワーキンググループ（計6回） > 自治体、農林漁業者、観光業者等との意見交換 ※岩手県は第6回（令和3年7月9日）ヒアリングに参加
令和3年8月24日	第2回 ALPS 処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた関係閣僚等会議 > 当面の対策のとりまとめ
令和3年12月28日	第3回 ALPS 処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた関係閣僚等会議 > 「行動計画」の策定
令和4年8月30日	第4回 ALPS 処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた関係閣僚等会議 > 対策の強化・拡充の考え方、「行動計画」の改定
令和4年12月23日	東京電力の賠償基準の概要の公表 > ALPS 処理水の海洋放出に伴う風評被害に係る賠償の支払に際して必要な基準等
令和5年1月13日	第5回 ALPS 処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた関係閣僚等会議 > 基本方針の実行に向けた取組、「行動計画」の改定 ※ALPS 処理水の海洋放出時期を「令和5年の春から夏頃を見込む」ことを確認

## 注目情報 1 学校給食の放射性物質濃度測定

児童生徒の安全を確保し、保護者の皆さんの不安を解消するため、県や市町村では、学校給食食材などの放射性物質濃度測定を行っています。

市町村の測定において国の基準値の2分の1以上の値が検出された場合、県が精密検査を行うなど、県と市町村が連携し、学校給食の安全確保に努めています。なお、令和4年度までの測定において、国の基準値を超えた例はありません。

また、県では、平成24年度及び平成25年度に、県内5施設を対象に、実際に提供した給食の放射性物質濃度について把握する学校給食モニタリング事業を文部科学省の委託により実施しましたが、全ての検査において、放射性物質（放射性ヨウ素 131、放射性セシウム 134、放射性セシウム 137）はいずれも検出されませんでした。

【学校給食モニタリング事業実施市町村（施設）：紫波町、大船渡市、大槌町、普代村、県立前沢明峰支援学校（奥州市）】

こうした状況から、学校給食における児童生徒への放射性物質による健康影響は極めて小さいと考えられますが、今後も継続して測定を実施し、より一層の安心の確保に努めていきます。

### ●県立学校での給食食材測定の様子



①給食食材（予定）を用意します。



②フードプロセッサ等で細かく細断します。



③測定容器に測定試料を詰めます。



⑥安全を確認した食材で給食を提供します。



⑤測定結果を確認します。



④測定機器に測定容器を入れ測定します。

### 【検出されない（不検出）とは？】

放射性物質濃度を測定する場合、検出できる濃度の限界があり、これを検出下限値といいます。この検出下限値を下回っていた場合に、検査結果を「不検出（検出下限値未満）」と記載しています。（なお、学校給食モニタリング事業では、検出下限値を1 Bq/kg以下になるよう検査時間などを設定して検査しています。）

### 【放射性物質（放射性ヨウ素、放射性セシウム）】

- **ヨウ素 131 (I-131、半減期：8日)** ※半減期：放射線を出す能力(放射能)が元の半分になるまでの期間  
呼吸や飲食により体内に吸収されやすく、甲状腺に集まる性質があります。口から摂取されたヨウ素は容易に消化管から吸収され、血中に入った後、30%は甲状腺に蓄積し、残りは体内から排泄されます。半減期が8日と短く、早い段階で放射線を出さなくなります。
- **セシウム 134 (Cs-134、半減期：2年)、セシウム 137 (Cs-137、半減期：30年)**  
気化しやすく、飛散しやすい特徴があり、セシウム 137 は半減期が30年と長く、主に土壤汚染、海洋汚染の原因となります。体内に残存する際、特定の臓器に蓄積する性質はありません。

## 注目情報2 野生山菜・野生きのこの放射性物質濃度検査

県は県内全33市町村と協力して、野生山菜と野生きのこの放射性物質濃度の検査を実施し、岩手県広報誌「いわてグラフ」や県ホームページに、検査結果や出荷制限指示の状況等を掲載するなど注意喚起をしています。

そのほか、県では、地域の住民から依頼を受けて市町村が行う検査を支援しています。

また、産地直売施設、農業協同組合等の生産者団体及び地方卸売市場に対し、出荷制限等の対象となっているものを販売することのないように注意を促すとともに、安全性を確認したものを消費者に提供するため、放射性物質濃度の検査の実施もお願いしています。

検査により一般食品の基準値(100 Bq/kg)を超えた場合には、市町村の区域を単位として、国の出荷制限指示などが行われています。

野生山菜、野生きのこ採取の際は、県ホームページ掲載の検査結果などを参考に、お出掛けになる地域の状況を確認してください。



令和4年 野生きのこマップ

### 【国の出荷制限指示・県の出荷自粛要請の状況】

(令和5年3月31日現在)

《野生山菜》 ～当該市町村で採取される野生山菜の品目ごとに対象となります。～

**コシアブラ** (盛岡市、花巻市、北上市、遠野市、釜石市、奥州市、住田町、一関市)

**ゼンマイ** (一関市、奥州市、住田町)

**野生ワラビ** (陸前高田市、奥州市(旧前沢町及び旧衣川村の区域に限る)、平泉町(旧長島村の区域に限る))

**タケノコ** (一関市(旧一関市、旧室根村及び旧川崎村の区域に限る。)、陸前高田市(旧矢作村、旧横田村の区域に限る。)、奥州市(旧前沢町及び旧衣川村の区域に限る。))

**野生コゴミ** (陸前高田市)

**野生タラノメ** (一関市)

《野生きのこ》 ～当該市町村で採取される野生きのこ全体が対象となります。～

大船渡市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ケ崎町、平泉町、住田町

### 放射線影響対策のお知らせ

#### 野生山菜採取にあたっての留意点

野生山菜の検査の結果、放射性物質濃度が基準値を超えると出荷制限などが行われます。採取の際は県ホームページを参考にしてください。なお、販売する場合(フリマサイトなどで販売する場合も同様)は必ず販売前に自主検査を行い、100ベクレル/kg以下であることを確認してください。

県サイト内ページ番号検索 1002103

#### 野生山菜の出荷制限などの状況(2023年1月31日現在)

品目名	対象地域
コシアブラ	盛岡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、釜石市、奥州市、住田町
ゼンマイ	一関市、奥州市、住田町
ワラビ	陸前高田市、釜石市、奥州市、平泉町、旧室根村及び旧川崎村の区域
タケノコ	一関市(旧一関市、旧花巻市、旧長島村の区域)、陸前高田市(旧矢作村及び旧横田村の区域)、奥州市(旧前沢町及び旧衣川村の区域)
コゴミ	陸前高田市
タラノメ	一関市

【問】【放射性物質濃度検査】県庁県民くらしの安全課/019-629-5385

【出荷制限等】県庁林業振興課/019-629-5775

【全般】県庁復興危機管理室/019-629-6912

いわてグラフ 令和5年3月号

## コラム 野生山菜・野生きのこ類の出荷制限解除に向けた検査について

野生山菜、野生きのこ類は、放射性物質低減のための管理や採取場所の特定が困難であることから、出荷制限等を解除するためには、放射性物質の自然減衰を待ち、放射性物質濃度の十分な低下を確認する必要があります。

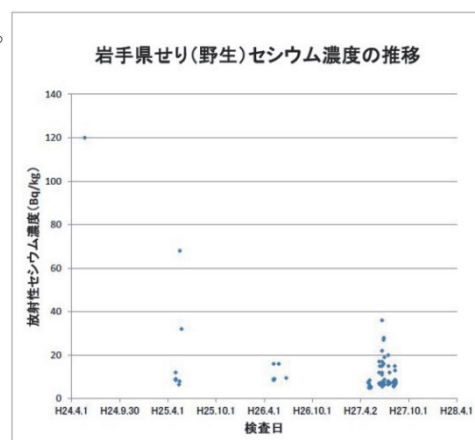
平成27年11月20日、国は、野生山菜、野生きのこ類の出荷制限解除に向けた検査についての具体的な考え方を示しました。解除に当たっては、原則3年間※にわたり、放射性物質濃度の経年変化を確認するモニタリング検査を実施して、解除を目指す品目の放射性物質濃度が安定して低水準であること及び低下傾向にあることを確認したうえで、解除に向けた詳細検査を実施することとされています。詳細検査については、解除予定区域の全域から満遍なく60検体以上を採取し、統計学的な分析を行って安全性を確認することとされました。

県では、平成25年から、出荷制限等の対象となった野生山菜、野生きのこ類を対象とした放射性物質濃度の経年変化を把握するための追跡調査を実施してきました。

平成27年12月21日、一関市の野生せりについて国の出荷制限が解除されましたが、これは平成25年及び平成26年にモニタリング検査を実施し、平成27年に詳細検査を行って安全性を確認したうえで国に解除の申請を行ったものです。

今後においても、野生山菜、野生きのこの放射性物質濃度について、追跡調査を継続し、安全性が確認された品目については、出荷制限等の解除に向けた取組を進めていきます。

※ 2年目までのモニタリング検査の結果、良好な値が示された場合は、3年目に並行して詳細検査を実施できるものとされています。



放射性物質濃度が低減傾向にあることを確認

### 野生山菜・野生きのこ類の出荷制限解除に向けた検査の流れ

#### モニタリング検査の実施【原則3年間】

安定して低水準（基準値の概ね2分の1以下）であり、かつ、低下傾向にあることを確認するため、以下の場所（5箇所以上）で検体を採取

- ・ 過去に基準値の2分の1を超える検体が採取された場所
- ・ 空間線量率が高い場所
- ・ 地表面水や地下水が集まりやすい場所

#### 詳細検査の実施【単年度、60検体以上】

放射性物質の検査結果が安定して基準値を下回ることが統計学的に確認できるよう以下により検査を実施

- ・ 検体は、解除予定市町村全域の生息地から満遍なく採取する
- ・ 統計学的な分析に必要な60検体以上を採取

### 野生山菜・野生きのこ類に係る国の出荷制限指示・県の出荷自粛要請【解除】の状況

（令和5年3月末現在）

#### <<国の出荷制限指示解除>>

- 平成27年12月21日 **野生セリ**（一関市）
- 平成28年3月29日 **タケノコ**（陸前高田市（旧気仙町、旧広田町、旧高田町、旧小友村、旧竹駒村及び旧米崎村の区域に限る。））
- 令和2年4月15日 **野生セリ**（奥州市）
- 令和2年4月24日 **タケノコ**（一関市（旧大東町、旧東山町、旧藤沢町、の区域に限る。））
- 令和2年11月16日 **野生ワラビ**（一関市）
- 令和4年3月16日 **タケノコ**（奥州市（旧水沢市、旧江刺市及び旧胆沢町の区域に限る。））
- 令和5年2月17日 **タケノコ**（一関市（旧花泉町及び旧千厩町の区域に限る。））
- 令和5年2月17日 **野生ワラビ**（奥州市（旧水沢市、旧江刺市及び旧胆沢町の区域に限る。）、平泉町（旧平泉町の区域に限る。）、釜石市）

#### <<県の出荷自粛要請解除 ※>> ※国の出荷制限指示解除と同じ基準で安全性を確認しています。

- 平成27年9月28日 **野生フキ**（奥州市）
- 平成29年1月31日 **野生コゴミ**（花巻市）
- 令和4年3月16日 **野生ミズ（うわばみそう）**（一関市）
- 令和4年3月16日 **野生サンショウ**（奥州市）

### 注目情報3 県民等への情報発信の取組

原発事故発生以来、放射性物質に対する県民等の不安の高まりを受け、県は、様々な媒体を活用して、放射性物質に関する基本的な知識や各種測定結果などについて情報発信を行ってきました。

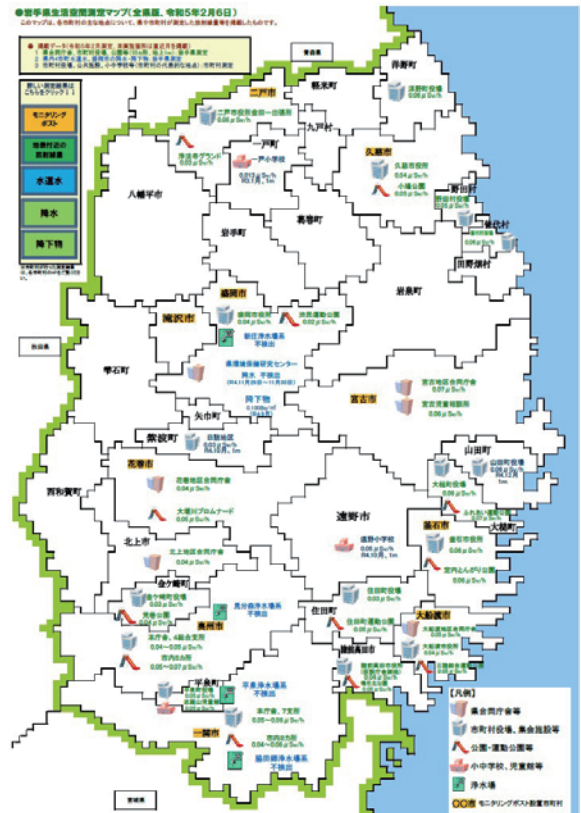
平成23年6月には、県ホームページ内に放射能に関する情報を集約したポータルサイトを立ち上げたほか、同年8月には、県内全世帯に配布される岩手県広報誌「いわてグラフ」の臨時号として、放射線影響対策特集号を発行しました。

さらに、新聞・雑誌への広告掲載や、テレビの県政広報番組、リスクコミュニケーションの開催などを通じ、全庁を挙げて、正しい情報のタイムリーな発信に取り組んできました。

現在、県ホームページの「放射能に関する情報」では、県内の空間放射線量や、野生山菜や野生きのこを含む県産食品の安全性情報などを地図やグラフなどにまとめた「いわての今」、年間数万件に及ぶ空間放射線量や食品の放射性物質濃度の測定結果を効率よく閲覧できるように配慮した「検索サイト」などを設置し、最新情報を随時掲載しています。

また、岩手県広報誌「いわてグラフ」でも、「放射線影響対策のお知らせ」コーナーを設け、生活に身近な話題を中心に、本県の現状や放射線影響対策の取組について、情報発信を行っています。

原発事故から12年が経過し、県内の生活空間における放射線量は低減傾向にあり、県産食材等の放射性物質濃度もほとんどが国の基準値を下回っています。このような本県の状況を正しく理解し、不安を解消してもらうため、県では、これからも必要な情報発信を継続していきます。

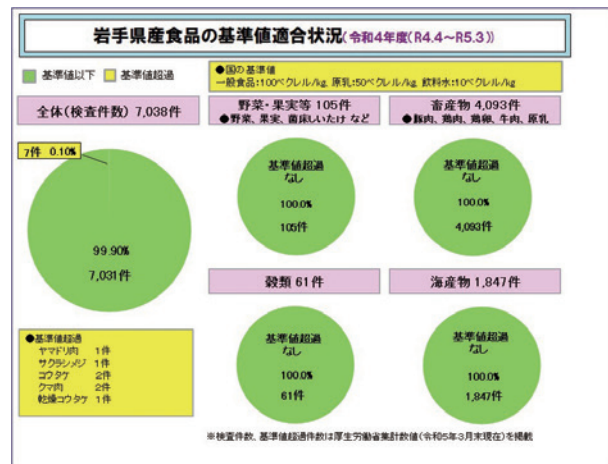


生活空間の放射線量（地図表示）

●いわてグラフを活用した情報発信の状況

(令和4年度)

発行号	内容
令和4年6月号	生活空間の放射線量
令和4年9月号	野生きのこ採取に当たっての留意点
令和4年12月号	県産食材などの放射性物質濃度検査
令和5年3月号	野生山菜採取に当たっての留意点



県産食品の安全性情報

## 第2章 令和4年度に実施した対策等に関する報告

### 第1節 放射線量等の測定に関する取組状況

#### 1 概況

本県では、原発事故による放射性物質の影響について、県民の皆様の安全・安心の確保のため、市町村等と連携して整備した測定機器・測定体制により、県内全域できめ細かな測定を行い、県ホームページ等で迅速かつ分かりやすく情報提供しています。

原発事故以前における測定機器の配備は、環境保健研究センターに設置したモニタリングポスト1台などわずかでしたが、原発事故を契機に測定機器を順次整備し、平成26年度までにモニタリングポストは10台、サーベイメータは30台<sup>※1</sup>、ゲルマニウム半導体検出器は5台<sup>※2</sup>配備しました。(図表1-2)

生活環境への影響を把握するため、県内10箇所のモニタリングポストでは、1時間ごとの放射線量(以下「空間線量率」という。)を測定しています。また、サーベイメータにより、県内の代表的な55地点や県立学校など県有施設の空間線量率を定期的に測定しています。それらの結果を県ホームページ等で公表しています。

さらに、雨やちりなどの降下物、河川水、水道水などの放射性物質濃度も定期的に測定しています。

これらの測定の結果、雨水や河川水、水道水などからの放射性物質濃度は不検出となっています。また、モニタリングポスト及び県内55地点における空間線量率の測定結果からは、大気中の放射線量に異常は見られず、測定開始以来、低減から横ばい傾向にあり、平成25年6月以降は、55地点全てにおいて国の除染基準である $0.23 \mu\text{Sv/h}$ を下回っています。(図表1-1)

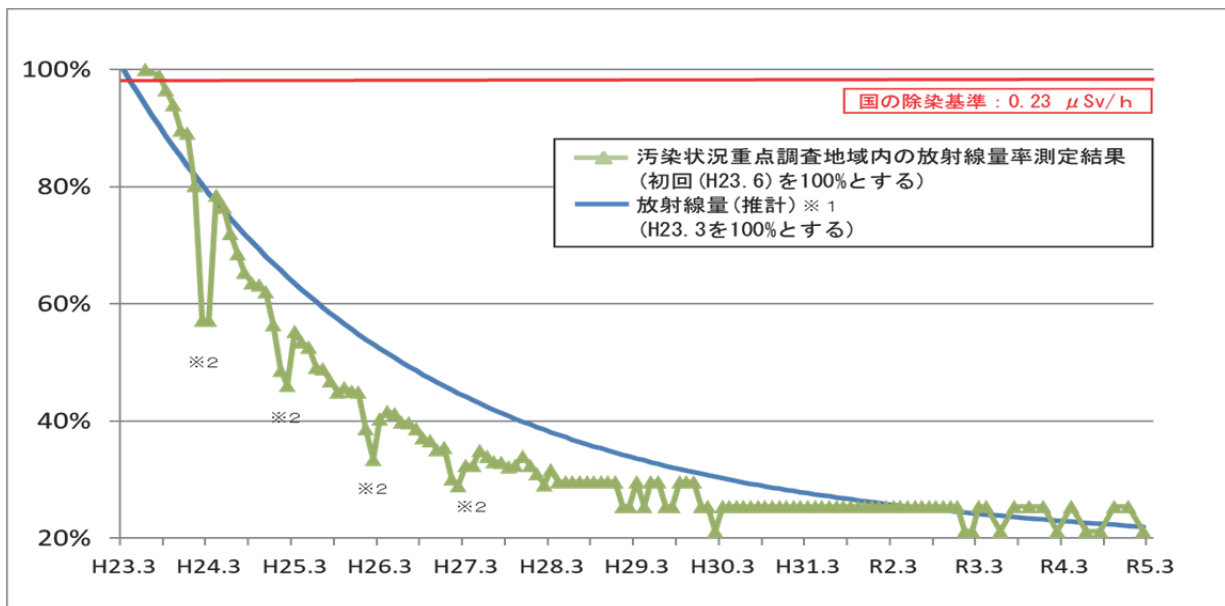
※1 現在の配備台数は29台

※2 農業研究センターで実施していた精密測定を外部委託に切り替えたため、現在の配備台数は3台。



サーベイメータによる空間線量率測定の様子(生活空間等)

図表1-1 汚染状況重点調査地域内測定地点における平均放射線量率の推移



※1 原子力安全委員会(現 原子力規制委員会)資料(H23.8.24)の数値に基づくもの。

※2 積雪時は、遮へい効果で測定値が低めとなっています。

このように、空間線量率は低減傾向にあるとともに、放射性物質濃度も不検出であるなど安定していますが、

県民の不安の解消や風評被害の解消・防止などのため、測定を継続して実施する必要があります。今後も、原発事故による生活環境への影響を把握し、県民の健康と安全を守るため、空間線量率を測定していきます。

また、県は、市町村等に対して無償でサーベイメータを貸出し、県内各地のきめ細かな測定の実施を推進しています。貸出回数は、平成23年度から令和3年度までに2,376回、令和4年度は79回で合計2,455回となっています。今後も、きめ細かな測定を実施し、県民の不安の解消を図るため、貸出しを継続します。

図表 1-2 岩手県における測定機器の配備状況

令和5年4月1日現在

測定対象・機器種別【コラム参照】		配置場所 (配置台数等)	合計
空間線量率等を測定	モニタリングポスト	盛岡市(1) (環境保健研究センター、地上14.7m) 花巻市(1) (花巻地区合同庁舎、地上1.0m(以下、同じ。)) 奥州市(1) (奥州地区合同庁舎)、一関市(1) (三反田大気測定局) 大船渡市(1) (大船渡地区合同庁舎)、釜石市(1) (釜石地区合同庁舎) 宮古市(1) (宮古市立宮古小学校)、久慈市(1) (久慈地区合同庁舎) 二戸市(1) (二戸地区合同庁舎)、滝沢市(1) (岩手県立大学)	10
	サーベイメータ NaI(Tl)シンチレーション	各広域振興局保健福祉環境部(計 9) (盛岡(1)・奥州(1)・釜石(1)・久慈(1)・花巻(1)・一関(1)・大船渡(1)・宮古(1)・二戸(1)) 県南広域振興局土木部(計 3) (奥州(1)・一関(1)・千厩(1)) 環境保健研究センター(2)、北上川上流流域下水道事務所(1) 企業局施設総合管理所(1)、企業局県南施設管理所(2) 教育委員会事務局保健体育課(1) 各教育事務所(計 6) (盛岡(1)・中部(1)・県南(1)・沿岸南部(1)・宮古(1)・県北(1)) 工業技術センター(2)	27
		GM計数管式	北上川上流流域下水道事務所(1)
	積算線量計	消防安全課 (5、防災航空センター)、県南広域振興局保健福祉環境部(10) 各広域振興局農政(林)部(計 15) (盛岡・奥州・釜石・久慈・花巻・遠野・一関・宮古・大船渡・二戸 計10公所で、配置を特定せずに使用。) 県南教育事務所(18)	48
放射性物質濃度を測定	ゲルマニウム半導体検出器	環境保健研究センター(2)、工業技術センター(1)	3
	NaI(Tl)シンチレーションスペクトロメータ	各広域振興局農政(林)部(計 8のうち1※) (配置を特定せずに使用。) 農業研究センター畜産研究所(2※) 林業技術センター(2※) 中部農業改良普及センター(1) 県立高等学校(計 2) (盛岡工業(1)・釜石(1)) 県立支援学校(計 9) (盛岡視覚(1)・盛岡聴覚(1)・盛岡となん(1)・盛岡ひがし(1)・盛岡峰南高等(1)・花巻清風(1)・前沢明峰(1)・久慈拓陽(1)・気仙光陵(1)) ㈱いわちく(岩手県岩畜検査室)(4※)	28
	簡易測定器	農業改良普及センター(計 10) (中部(2)・盛岡(1)・八幡平(1)・奥州(1)・一関(1)・大船渡(1)・宮古(1)・久慈(1)・二戸(1))	10

※ 農林水産省からの無償貸与物品

【市町村等の取組：測定機器の配備状況】

市町村においても、サーベイメータ等の整備を行い、学校や幼稚園等の放射線量や水道水、一般廃棄物処理施設の焼却灰等の放射性物質濃度の測定を行っています。(図表 1-3)

図表 1-3 県内市町村・広域連合・一部事務組合における測定機器の保有状況

令和5年3月31日現在

測定対象	機器種別	配備団体数			配備台数			
		市町村	広域連合・一部事務組合	合計	市町村	広域連合・一部事務組合	合計	
空間線量率等	サーベイメータ	NaI(Tl)シンチレーション	32	11	43	561	28	589
		GM計数管式	5	4	9	11	33	44
	積算線量計	7	6	13	141	127	268	
放射性物質濃度	NaI(Tl)シンチレーション スペクトロメータ・簡易測定器	28	3	31	56	3	59	



## コラム 放射線量等測定に用いる機器の種類

測定機器は、大気中の放射線量を測定するものと、食品などの放射性物質濃度を測定するものに大きく分かれます。

ア  
空  
間  
線  
量  
率  
等  
を  
測  
定  
す  
る  
も  
の

## (ア) モニタリングポスト

ヨウ化ナトリウム (NaI) の結晶を検出器として利用し、大気中の放射線量 (空間線量率) のうちガンマ線を連続して測定する据え置き型の装置であり、極めて低い空間線量率まで精密に測定することができる。屋外に置くNaI (Tl) シンチレーション式検出器と屋内に置く測定器で構成され、放射線が検出器に当たると検出器内でかすかな光を発生し、その光を検出・増幅し、空間線量率として計測する。本県では、昭和63年 (1988年) から盛岡市において測定を行ってきたが、原発事故を受け、9箇所増設し、計10箇所において、24時間体制で測定を行っている。

【調査項目：放射線量 (空間線量率 (大気))、測定単位： $\mu\text{Gy/h}^*$  (マイクログレイ毎時)、測定頻度：24時間連続測定】

※ 緊急時は $1\mu\text{Gy/h}=1\mu\text{Sv/h}$  (マイクロシーベルト毎時) として換算できます (環境放射線モニタリング指針；原子力安全委員会、平成20年3月、平成22年4月一部改訂)。



## (イ) サーベイメータ

放射性物質や放射線に関する情報を簡便に得ることを目的とした小型で可搬型の放射線測定器で、一般環境 (低線量) の測定に適したNaI (Tl) シンチレーション式サーベイメータと、表面汚染等の検査等に適したGM計数管式サーベイメータ (ガイガーカウンタ) がある。本県では地表付近の空間線量率等の測定のため、主にNaI (Tl) シンチレーションサーベイメータを使用している。

## ① NaI (Tl) シンチレーションサーベイメータ

検出器の仕組みはモニタリングポストと同様。測定した結果の正確さではモニタリングポストの方が優る。

## ② GM計数管式サーベイメータ (ガイガーカウンタ)

ガンマ線に加えてベータ線も測定するため、表面汚染の測定に向く。ただし、感度が低く、空間線量の測定には適さない。

【調査項目：放射線量 (空間線量率 (大気))、測定単位： $\mu\text{Sv/h}$  (マイクロシーベルト毎時)、 $\mu\text{Gy/h}$  (マイクログレイ毎時)、測定時間：1箇所当たり概ね5分】



## (ウ) 積算線量計

積算線量計には事業所敷地境界及び周辺地区に設置し、環境中の放射線を3か月間に受けた空気吸収線量の積算量として測定するものと、放射線作業従事者等が一定の作業期間に受けた放射線量を積算して測定するものがある。



イ  
放  
射  
性  
物  
質  
濃  
度  
を  
測  
定  
す  
る  
も  
の

## (ア) ゲルマニウム半導体検出器

ゲルマニウムの結晶を検出器として利用したもので、試料中の放射性物質の種類と量を測定できる。ガンマ線を放出する放射性物質は、物質ごとに決まったエネルギーを放出するため、その試料から放出されるガンマ線のエネルギーの種類と強さを計測することで、どのような放射性物質がどれくらい含まれているかを測定する。

【調査項目：水道水、土壌、食品等、測定単位：Bq (ベクレル)、調査時間：1品目概ね1時間】



## (イ) NaI (Tl) シンチレーションスペクトロメータ

ヨウ化ナトリウム (NaI) の結晶を検出器として利用したもので、測定原理はゲルマニウム半導体検出器と同様。ゲルマニウム半導体検出器と比較してエネルギー分解能は劣るため、数多くの核種が検出される場面には向かないが、検出器部分を液体窒素で冷却する必要がないなど、維持管理が容易である。

【調査項目：水道水、土壌、食品等、測定単位：Bq (ベクレル)、調査時間：概ね10分～20分】



## (ウ) 簡易測定器

サーベイメータに遮蔽体など付属機器を設置したもので付属プログラムによりガンマ線量を放射性物質濃度に換算して測定する機器。放射性物質の種類ごとの濃度はわからないが、食品などの放射性物質濃度を簡便に測定できる。

【調査項目：水道水、土壌、食品等、測定単位：Bq (ベクレル)、調査時間：概ね25分～30分】

グレイ (Gy)：物質に吸収されたエネルギー量 (吸収線量) を表す単位。

シーベルト (Sv)：体が被ばくすることで受ける影響の程度を表す単位。外部被ばくでも内部被ばくでも、数値が同じであれば体が受ける影響も同じ。

ベクレル (Bq)：放射性物質から放射線を出す能力を表す単位。

2 各取組の実施状況

(1) モニタリングポストによる空間線量率の測定

県内における放射線の生活環境への影響を把握するため、県内10箇所に設置したモニタリングポストにより、24時間体制の放射線量の測定を行っています。

令和4年度におけるモニタリングの結果、原発事故以前から継続して測定している地点（盛岡市）では、平成23年4月以降の空間線量率は原発事故前のレベルで推移していました（図表1-4）。また、令和4年度の10箇所の月平均は、0.019～0.048  $\mu$ Sv/hであり、大気中の放射線量に異常な数値は検出されていません。（図表1-5）

今後も継続して県内の放射線量のモニタリングを実施します。

図表1-4 原発事故前、事故後の空間線量率測定結果（盛岡市）

測定機器	昭和63年度～平成22年度	平成23年度～令和4年度	単位	測定場所
モニタリングポスト（月平均値）	0.017～0.029	0.019～0.021	$\mu$ Sv/h	盛岡市

図表1-5 モニタリングポストによる放射線量測定結果（令和4年度）

（単位： $\mu$ Sv/h）

	R4.4	R4.5	R4.6	R4.7	R4.8	R4.9	R4.10	R4.11	R4.12	R5.1	R5.2	R5.3	年平均
盛岡市	0.020	0.020	0.020	0.021	0.021	0.021	0.021	0.022	0.021	0.021	0.019	0.021	0.021
滝沢市	0.037	0.037	0.037	0.037	0.038	0.037	0.037	0.037	0.033	0.028	0.022	0.034	0.035
花巻市	0.030	0.030	0.030	0.030	0.031	0.030	0.030	0.031	0.029	0.028	0.026	0.030	0.030
奥州市	0.038	0.038	0.038	0.038	0.039	0.038	0.038	0.039	0.039	0.038	0.037	0.038	0.038
一関市	0.043	0.039	0.040	0.041	0.041	0.040	0.042	0.043	0.044	0.042	0.040	0.043	0.042
大船渡市	0.045	0.045	0.045	0.045	0.045	0.045	0.045	0.046	0.045	0.046	0.045	0.045	0.045
釜石市	0.042	0.042	0.042	0.043	0.043	0.042	0.042	0.043	0.042	0.042	0.042	0.043	0.042
宮古市	0.046	0.047	0.047	0.048	0.047	0.046	0.047	0.047	0.047	0.046	0.046	0.046	0.047
久慈市	0.048	0.048	0.047	0.048	0.048	0.048	0.048	0.048	0.048	0.047	0.044	0.047	0.047
二戸市	0.026	0.026	0.026	0.027	0.027	0.027	0.027	0.027	0.026	0.026	0.023	0.025	0.026

※ モニタリングポスト設置高さは、地上1m。ただし、盛岡地区は地上1mを滝沢市、地上14.7mを盛岡市の計2地点で測定。

※ 表内の数値は、各地点ごとの月平均値。

(2) 県内55地点の測定

平成23年6月以降、県内の合同庁舎や公園等の55地点において、サーベイメータによる空間線量率の測定を定期的に行っています（測定結果は、第4章資料編87ページ）。

これまでの最大値は一関市の運動場で平成23年6月に測定した0.47  $\mu$ Sv/hでしたが、平成25年8月以降は、全地点において国の除染基準とされる0.23  $\mu$ Sv/hを下回っており、低減から横ばい傾向にあります。

なお、放射性物質汚染対処特別措置法に基づき汚染状況重点調査地域に指定された一関市、奥州市及び平泉町における空間線量率（令和5年2月測定分）は、測定を開始した平成23年6月比で、概ね25%まで低減しています。

今後も継続してサーベイメータによる空間線量率の測定を実施します。

(3) 走行サーベイの実施

走行サーベイとは、乗用車に高精度の放射線測定機器を搭載し、道路を走行しながら、道路上・道路周辺の空間線量率の分布状況をマップ化するものです。

本調査は、平成23年度から、文部科学省（現在は原子力規制委員会）、県又は市町村が、県内各地の主要地方道等において実施しており、令和4年度の調査結果を見ると、前年度と比べて大きく変動していないことが確認されています。

## (4) 県有施設の放射線量の測定状況

原発事故による生活環境への影響を把握するため、定期的に県有施設の空間線量率を測定しています。

測定結果が、低減措置実施の目安である $1\mu\text{Sv/h}$ を超えた場合は、平成23年9月に策定した「放射線量低減に向けた取組方針」に基づき、低減措置を実施することとしていますが、平成25年度以降、目安( $1\mu\text{Sv/h}$ )を超える値は測定されていません。

令和4年度は206の施設で測定を行い、目安( $1\mu\text{Sv/h}$ )を超える値は測定されていません。(図表1-6)

今後も、原発事故による生活環境への影響を把握し、県民の健康と安全を守るため、継続した測定を行います。

図表1-6 測定施設数及び測定結果(令和4年度)

施設区分	測定施設数			1 $\mu\text{Sv/h}$ を超えた施設	測定値(最小値～最大値)
	計	汚染状況重点調査地域	その他の地域		
不特定多数の者が利用する施設	44	9	35	0	0.01～0.19
県庁舎・合同庁舎	13	5	8	0	0.03～0.19
その他公共施設等	18	4	14	0	0.03～0.08
医療施設・福祉施設	3	0	3	0	0.01～0.05
県立都市公園・駐車場	6	0	6	0	0.028～0.06
県有観光施設	4	0	4	0	0.04～0.06
県立病院・地域診療センター・院内保育所	37	10	27	0	0.03～0.12
警察署・運転免許試験場等	19	3	16	0	0.03～0.09
専門学校等	3	1	2	0	0.03～0.07
社会体育施設、社会教育施設、文化施設	16	1	15	0	0.01～0.11
児童福祉施設等	5	1	4	0	0.02～0.31
県立学校	82	16	66	0	0.01～0.20
計	206	41	165	0	0.01～0.31

## (5) 降下物、大気浮遊じん等

原発事故以前から実施していた環境放射能水準調査について、原発事故後、文部科学省からの指示により体制を強化して環境放射能の測定を行ってきました。

降下物<sup>\*1</sup>については、盛岡市で平成23年3月18日から平成23年12月まで毎日測定を行い、事故後の最大値は平成23年3月20日から21日に観測された放射性ヨウ素7,830Bq/m<sup>2</sup>、放射性セシウム1,320Bq/m<sup>2</sup>で、平成23年5月9日以降は不検出でした。平成24年1月以降は、月単位で測定を行っており、降下物の放射性物質は低減傾向となっています。(図表1-7)

降水(降雨ごとに採取)については、事故後の平成24年1月から測定を再開していますが、これまでの測定において、人工放射線核種は検出されていません。(図表1-8)

大気浮遊じん<sup>\*2</sup>については、盛岡市における測定の結果、事故後の最大値は平成23年4月から6月期の放射性セシウム0.0041Bq/m<sup>3</sup>で、平成23年10月から12月期以降は不検出となっています。また、一関市における測定の結果、事故後の最大値は平成24年4月から6月期及び7月から9月期の放射性セシウム0.000066Bq/m<sup>3</sup>で、その後は概ね低減傾向にあります。

今後も継続して降下物、降水及び大気浮遊じんの測定を実施します。

※1 降下物：採取した雨やちり等の降下物について、単位面積当たりの放射性物質の量を測定するもの。

※2 大気浮遊じん：特定期間に採取した大気中の浮遊粉じんについて、単位体積当たりの放射性物質の量を測定するもの。

図表1-7 降下物（月間降下物測定結果）

（単位：核種別放射線濃度 Bq/m<sup>2</sup>、実効線量 mSv）

令和4年度							
区分	R4.4	R4.5	R4.6	R4.7	R4.8	R4.9	備考
ヨウ素131	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	
セシウム134	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	
セシウム137	0.110	0.240	0.0710	不検出	0.0578	0.100	
50年間実効線量	0.000014	0.000031	0.000009	0	0.000008	0.000013	
区分	R4.10	R4.11	R4.12	R5.1	R5.2	R5.3	備考
ヨウ素131	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	
セシウム134	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	
セシウム137	不検出	不検出	0.0620	0.0560	不検出	0.182	
50年間実効線量	0	0	0.000008	0.000007	0	0.000024	

※ 50年間実効線量は、1日当たりに換算すると、不検出となるレベル。

図表1-8 降水（令和5年3月の検査結果）

採取期間	降水量 (mm)	採取量 (mL)	放射能濃度 (Bq/L)	検出下限 値 (Bq/L)	備考
3/1~3/2	4.6	325.4	不検出	1.6	—
3/2~3/3	0.0	0.6	不検出	259.5	—
3/3~3/6	0.4	29.6	不検出	5.2	—
3/10~3/13	0.3	22.2	不検出	6.9	—
3/13~3/14	22.5	1590.8	不検出	1.6	—
3/23~3/24	12.8	907.0	不検出	1.5	—
3/24~3/27	51.4	3632.0	不検出	1.5	—

## (6) 水道水

原発事故による放射性物質の水道水に与える影響を把握するため、県では、盛岡市については平成23年3月18日から12月27日までの間、毎日、一関市については平成23年4月8日から12月22日まで1週間に1回、水道水中の放射性物質の測定を実施しました。

また、盛岡市及び一関市以外の地域においても、厚生労働省の方針に基づき、放射性物質の拡散による水道水への影響を把握するため、平成23年4月から7月までにかけて、水道水中の放射性物質のモニタリングを県内全市町村及び水道用水供給事業を行う2事務組合で実施しました。

これらの測定により検出された放射性物質は、最大でも放射性ヨウ素 5.29 Bq/kg、放射性セシウム 0.73 Bq/kg で、国が定めた管理目標値（放射性セシウム 10Bq/kg）を下回りました。なお、水道水中の放射性物質は、平成23年4月18日に盛岡市で放射性セシウム 0.12Bq/kg が検出されて以降、不検出が続いています。

平成24年以降は、放射線量の測定に係る対応方針に基づき、盛岡市及び重点調査地域に指定された一関市、奥州市及び平泉町において、水道水中の放射性物質濃度の定期的な測定を行っています。

平成25年度からは、この4地域について3か月に1回の頻度で測定を実施していますが、いずれの地域においても放射性物質は検出されていません。

今後も、県民へ安全な水道水を供給するため、放射性物質の測定を継続していきます。

## (7) 河川水、海域、海水浴場、地下水

### ア 国によるモニタリング調査

国では、東京電力原子力発電所から放出された放射性物質の影響を把握するため、文部科学省（現在は原子力規制委員会）や環境省を中心に、平成23年6月から緊急的なモニタリングを実施しています。

現在、本県においては、汚染状況重点調査地域を中心にモニタリングが行われており、令和4年度は17河川22地点、2海域2地点で調査が実施されました。測定の結果、水質については全地点で不検出であり、

底質については放射性セシウムが一部地点で検出されたものの、全ての地点で110Bq/kg以下となっています。(図表1-9)

今後も県民の不安解消に向けて、国が適切にモニタリング調査を実施するよう求めていきます。

図表1-9 環境省調査結果：河川等の放射性物質モニタリング調査結果（水質：Bq/L、底質・土壌：Bq/kg(乾泥)）

		放射性セシウム			空間線量率 ( $\mu$ Sv/h)
		水質	底質	土壌	
河川	R4.5.16~5.19	不検出	不検出~77	不検出~2,572	0.04~0.10
	R4.8.4~8.31	不検出	不検出~33	110~1,122	0.04~0.08
	R4.11.1~11.17	不検出	不検出~110	不検出~1,137	0.04~0.09
	R5.1.6~1.17	不検出	不検出~42	不検出~1,435	0.04~0.09
海域	R4.5.17	不検出	不検出~20	—	—
	R4.11.8	不検出	不検出	—	—

### イ 県によるモニタリング調査

県では、平成24年度から、国の調査とは別に、農林水産物等の出荷制限となっている地域近くの河川及び開設予定のある海水浴場について、水質及び底質の放射性セシウム濃度並びに空間線量率をモニタリングしています。

令和4年度は、8河川12地点及び10海水浴場で調査を実施しました。測定の結果、水質については全地点で不検出であり、底質については放射性セシウムが一部地点で検出されたものの過去の変動の範囲内でした。(図表1-10、図表1-11)

今後も、国と協力して放射性物質のモニタリングを継続し、県民への速やかな情報提供に努めていきます。

図表1-10 県による河川のモニタリング調査結果

区分		放射性セシウム		空間線量率( $\mu$ Sv/h)	
		水質(Bq/L)	底質(Bq/kg)	右左岸	水面
北上川(5地点)、広瀬川、関口川、大槌川、小川川、平糠川、木曾川、猿ヶ石川	R4.5.23 ~10.4	不検出	不検出~11	0.02~0.09	0.02~0.06

図表1-11 海水浴場の測定結果

測定場所	測定日	海水放射性物質濃度(Bq/kg)		放射線量( $\mu$ Sv/h)		
		放射性ヨウ素	放射性セシウム	地上1cm	地上50cm	地上1m
種市海浜公園(洋野町)	R4.5.12	不検出	不検出	0.05	0.04	0.05
舟渡(久慈市)	R4.5.10	不検出	不検出	0.09	0.08	0.09
真崎海岸(宮古市)	R4.5.12	不検出	不検出	0.09	0.09	0.08
女遊戸(宮古市)	R4.5.10	不検出	不検出	0.09	0.08	0.08
浄土ヶ浜(宮古市)	R4.5.10	不検出	不検出	0.03~0.04	0.04~0.05	0.03~0.04
吉里吉里(大槌町)	R4.4.25	不検出	不検出	0.05	0.04	0.04
浪板海岸(大槌町)	R4.4.25	不検出	不検出	0.07	0.06~0.07	0.06
根浜海岸(釜石市)	R4.4.26	不検出	不検出	0.04	0.03	0.03
広田(陸前高田市)	R4.5.16	不検出	不検出	0.07	0.06	0.06
高田松原(陸前高田市)	R4.5.16	不検出	不検出	0.03	0.03	0.03

### (8) 廃棄物

平成24年1月以降、放射性物質汚染対処特別措置法に基づき、県内の特定一般廃棄物処理施設や特定産業廃棄物処理施設の施設設置者等により、処分に伴い生じた焼却灰等や汚泥、排ガス、排水及び地下水の放射性セシウム濃度や、施設の敷地境界での放射線量の測定が行われています。

県内の特定一般廃棄物処理施設は35施設（焼却施設：14施設、最終処分場：21施設）、特定産業廃棄物処理施設（盛岡市所管分を除く）は33施設（焼却施設：12施設、汚泥の脱水施設：20施設、最終処分場：1施設）であり、特定一般廃棄物処理施設及び特定産業廃棄物処理施設の焼却施設や汚泥の脱水施設については、焼却灰等や汚泥の放射性セシウム濃度が低いなど一定の要件に該当した場合、環境大臣の確認を受け排ガスなどの調査義務が免除される制度があり、県内では32施設が調査義務免除を受けています。（図表1-12）

測定結果については、焼却施設のばいじん（飛灰）は、令和5年3月末現在、8,000Bq/kgを下回っており、排ガスは不検出となっています。最終処分場の排水は不検出又は基準値未満、周辺地下水は不検出、汚泥の脱水施設の排水は不検出となっています。また、いずれの施設の敷地境界の空間線量率も、追加被ばく線量が0.19 $\mu$ Sv/h（年間1mSv、自然界からの放射線を含まない数値）以内となっています。（図表1-13～図表1-15）

県では、施設設置者等が測定した結果を取りまとめ、県ホームページで公表するとともに、産業廃棄物Gメンや廃棄物担当者による監視指導を実施しています。

令和4年度も令和3年度までと同様に、県内の特定一般廃棄物処理施設や特定産業廃棄物処理施設の施設設置者等において、放射性セシウム濃度や施設の敷地境界での放射線量の測定を行い、県ではその結果を取りまとめ、県ホームページで公表しています。また、産業廃棄物Gメンや廃棄物担当者による監視指導も引き続き実施しています。（図表1-16）

今後も、これまでの取組を行うとともに、放射性セシウム濃度等の動向を注視していきます。

図表1-12 特定一般廃棄物処理施設、特定産業廃棄物処理施設

区分		施設数	調査義務免除 <sup>※1</sup>	備考
特定一般廃棄物処理施設	焼却施設	14施設	13施設	※1 14施設中13施設が放射性物質汚染対処特措法施行規則第32条第2号の確認（調査義務免除）を受け排ガス等の測定が免除。
	最終処分場	21施設	（免除制度なし）	
	計	35施設	13施設	
特定産業廃棄物処理施設	焼却施設	12施設	10施設	※1 12施設中10施設が放射性物質汚染対処特措法施行規則第34条第2号の確認（調査義務免除）を受け排ガス等の測定が免除。 休止 1施設
	最終処分場 <sup>※2</sup>	1施設	（免除制度なし）	
	汚泥の脱水施設	20施設	9施設	※2 最終処分場のうち、特定産業廃棄物等を埋立している施設のみ。
	計	33施設	19施設	休止・実績なし 10施設
合計		68施設	32施設	

図表1-13 特定一般廃棄物焼却施設、特定一般廃棄物最終処分場における測定結果

区分	調査義務有	排ガス(Bq/m <sup>3</sup> )	排水(Bq/リットル)	周辺地下水(Bq/リットル)	空間線量率( $\mu$ Sv/h)
焼却施設	1	不検出	—	—	0.03～0.06
最終処分場	21	—	不検出～2.0 <sup>※</sup>	不検出	0.01～0.09

※ 排水濃度限度に対する割合 0.02～0.28（基準値1）

図表1-14 産業廃棄物焼却施設における測定結果

	施設数	調査義務有	排ガス(Bq/m <sup>3</sup> )	空間線量率( $\mu$ Sv/h)
岩手県	12	1	不検出	0.03～0.05
盛岡市	3	0	—	—

図表1-15 産業廃棄物最終処分場における測定結果

管理型最終処分場	特定産業廃棄物等を埋立している施設	排水(Bq/リットル)	周辺地下水(Bq/リットル)	空間線量率( $\mu$ Sv/h)
5	1	不検出	不検出	0.03～0.05

図表1-16 廃棄物担当者及び産廃Gメンによる監視回数

施設等の種類	産業廃棄物関係			一般廃棄物関係	
	管理型最終処分場	汚泥脱水施設	焼却施設	最終処分場	焼却施設
令和3年度	16	18	59	31	50
令和4年度	25	19	102	45	63

## (9) 浄水発生土

市町村及び一部事務組合が行っている水道事業では、水道原水中の土砂等を急速ろ過などの浄水工程により取り除いた浄水発生土について、適切に処理（再生利用、廃棄物処理）するため、放射性物質濃度の測定を行っています。

環境省では、浄水発生土の最終処分（埋立）の基準を 8,000 Bq/kg 以下と定めていますが、これまでの測定結果では最大で 1,780 Bq/kg（平成 23 年 8 月）となっており、基準を大きく下回っています。

令和 4 年度（令和 5 年 3 月末現在）の測定結果は、不検出から 36Bq/kg の間であり、放射性物質のレベルは減少しています。（図表 1-17）

図表 1-17 浄水発生土の測定状況

測定年度	測定期間	測定結果	備考
平成 23 年度	H23. 6. 6～H24. 3. 31	不検出～1,780 Bq/kg	放射性物質汚染対処特措法に基づく指定基準 （管理型最終処分場への埋立基準）8,000Bq/kg 原子炉等規制法に基づくクリアランスレベル （製品における基準）100Bq/kg
平成 24 年度	H24. 4. 1～H25. 3. 31	不検出～640 Bq/kg	
平成 25 年度	H25. 4. 1～H26. 3. 31	不検出～241 Bq/kg	
平成 26 年度	H26. 4. 1～H27. 3. 31	不検出～123 Bq/kg	
平成 27 年度	H27. 4. 1～H28. 3. 31	不検出～99 Bq/kg	
平成 28 年度	H28. 4. 1～H29. 3. 31	不検出～63 Bq/kg	
平成 29 年度	H29. 4. 1～H30. 3. 31	不検出～44 Bq/kg	
平成 30 年度	H30. 4. 1～H31. 3. 31	不検出～57 Bq/kg	
令和元年度	H31. 4. 1～R 2. 3. 31	不検出～41 Bq/kg	
令和 2 年度	R 2. 4. 1～R 3. 3. 31	不検出～40 Bq/kg	
令和 3 年度	R 3. 4. 1～R 4. 3. 31	不検出～33 Bq/kg	
令和 4 年度	R 4. 4. 1～R 5. 3. 31	不検出～36 Bq/kg	

## (10) 工業製品等

地方独立行政法人岩手県工業技術センターでは、平成23年度以降、事業者の要望に応じてサーベイメータによる測定を実施しています。また、平成23年度にゲルマニウム半導体検出器 1 台を県の補助により購入し、平成24年度から同検出器を用いた測定を実施しています。

測定の結果、基準値（検体の種類により異なる。）を超えた場合は、測定を依頼した事業者に対し、廃棄方法・連絡先等について情報提供しています。

令和 4 年度は、ゲルマニウム半導体検出器による測定を11回・11点行い、全て基準値内となっています。引き続き、事業者の依頼に応じた検査を実施することとしています。

## (11) 流域下水道

流域下水道の都南浄化センター（盛岡市）、北上浄化センター（北上市）、水沢浄化センター（奥州市）、一関浄化センター（一関市）の 4 施設から排出される下水汚泥等（脱水汚泥と焼却灰）を安全に処分するため、受入先事業者との協議に基づき必要な場合に放射性物質濃度を測定しています。

脱水汚泥については、平成23年度以降の放射性セシウム濃度の最大値は320Bq/kg（平成23年 6 月）でしたが、平成29年度には0.7～7.1Bq/kg程度まで低下しています（図表 1-18）。平成30年度以降は、受入先事業者からの放射性物質濃度の測定要請がなくなったことから測定していません。

焼却灰については、平成23年度以降の放射性セシウム濃度の最大値は2,510Bq/kg（平成23年 6 月）でしたが、令和 4 年度は 9～49Bq/kg程度まで低下しています。（図表 1-19）

また、各浄化センターの敷地境界等において定期的に空間線量率を測定しています（図表 1-20）。平成 27 年度までは 0.1  $\mu$ Sv/h 以上の値が検出されていましたが、令和 4 年度は 0.03～0.07  $\mu$ Sv/h まで低下しています。

図表 1-18 脱水汚泥の放射性セシウム濃度

(単位：Bq/kg)

施設名	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
都南浄化センター	20～143	不検出～38	不検出～10	不検出～10	2.6～4.8	1.3～3.7	1.0～1.8
北上浄化センター	13～49	不検出～18	不検出～10	不検出～7.6	1.0～3.7	0.9～1.7	0.7～1.2
水沢浄化センター	5.8～202	11～75	7.5～19.1	不検出～20	4.3～7.6	2.7～5.3	2.3～3.9
一関浄化センター	84～320	21～124	10～38	不検出～15	5.9～11.3	1.6～7.3	2.9～7.1

※平成30年度以降は測定なし。

図表 1-19 焼却灰の放射性セシウム濃度

(単位：Bq/kg)

施設名	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
都南浄化センター	320～2,510	183～1,090	136～350	80～204	46～117	36～116	29～73
北上浄化センター	570～2,500	390～1,600	181～540	116～315	46～181	40～111	21～92
施設名	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度		
都南浄化センター	13～47	不検出～30	8.2～29	10～28	9～24		
北上浄化センター	41～75	不検出～63	11～52	15～43	16～49		

図表 1-20 流域下水道浄化センター敷地境界等の空間線量率

(単位：μSv/h)

施設名	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
都南浄化センター	0.03～0.18	0.02～0.06	0.04～0.05	0.04～0.05	0.03～0.04	0.02～0.04	0.02～0.04
北上浄化センター	0.02～0.20	0.04～0.07	0.06	0.06	0.04～0.08	0.04～0.07	0.05～0.08
水沢浄化センター	0.02～0.14	0.02～0.17	0.02～0.16	0.06～0.13	0.06～0.10	0.06～0.09	0.04～0.08
一関浄化センター	0.11～0.15	0.10～0.14	0.08～0.11	0.07～0.09	0.06～0.08	0.06～0.07	0.05～0.06
施設名	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度		
都南浄化センター	0.03～0.04	0.02～0.03	0.03～0.04	0.02～0.03	0.03～0.04		
北上浄化センター	0.04～0.06	0.04～0.05	0.04～0.05	0.04～0.07	0.06～0.07		
水沢浄化センター	0.04～0.06	0.04～0.06	0.04～0.06	0.04～0.05	0.04～0.07		
一関浄化センター	0.05～0.06	0.04～0.05	0.04～0.05	0.04～0.05	0.05～0.06		

## (12) 工業用水道

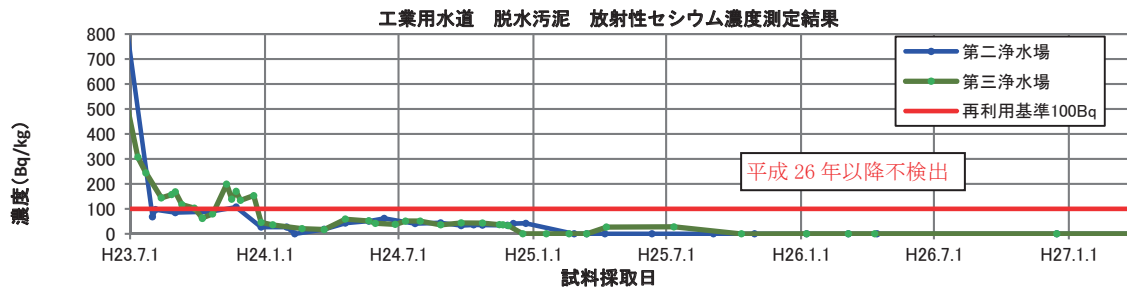
県では、法令及び国の通知等に基づき、工業用水道施設2箇所では放射性物質等の測定を行い、その結果をホームページで公表し、工業用水の利用者等に対する安全の周知、風評被害対策に努めています。

○測定施設： 北上中部工業用水道  
 第二浄水場 北上市相去町地内  
 第三浄水場 北上市北工業団地地内

工業用水については、平成28年度から定期的な測定を廃止し、脱水汚泥の測定結果が高い場合など安全確認が必要な場合のみ測定することとしました。(令和4年度の測定実績なし)

工業用水製造の過程で排出される脱水汚泥については、その処理(再生利用・最終処分)を適切に行うために、放射性物質濃度を測定しています(図表1-21、図表1-22)。平成28年度から定期的な測定は廃止し、図表1-21に示す安全確認が必要な場合のみ測定することとしました。令和4年度は脱水汚泥の受入先事業者との協議に基づき、6か月に1回の頻度で測定を行い、結果はいずれも不検出でした。





図表 1-21 脱水汚泥の測定根拠、測定基準、測定頻度

測定根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>放射性物質が検出された上下水道処理副産物の当面の取扱いに関する考え方 (H23. 3. 25 経済産業省通知)</li> <li>平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法 (H24. 1. 1 施行)</li> <li>核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (クリアランス基準：再利用 100Bq/kg 以下)</li> </ul>
測定基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>放射性セシウム 100Bq/kg 以下 : コンクリート製品に再利用が可能</li> <li>放射性セシウム 100 Bq/kg 超～8,000Bq/kg : 埋立処分が可能</li> <li>放射性セシウム 8,000Bq/kg 超 : 放射性物質汚染対処特別措置法による管理が必要</li> </ul>
測定頻度	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 23～24 年度：月 1 回または搬出の都度</li> <li>平成 25 年度 : 脱水汚泥の処理 (再生利用または最終処分) のために必要な場合、脱水汚泥の保管場所を変更する場合、敷地境界等の空間線量率測定で高い測定値となった場合</li> <li>平成 26 年度以降：脱水汚泥の処理 (再生利用または最終処分) のために必要な場合 (ただし、6 か月に 1 回は測定)、敷地境界等の空間線量率測定で高い測定値となった場合</li> <li>平成 28 年度以降：脱水汚泥の処理 (再生利用または最終処分) のために必要な場合</li> </ul>

図表 1-22 脱水汚泥の放射性物質濃度

(単位：Bq/kg)

施設名	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 ～令和 4 年度	備考
第二浄水場	不検出～799	不検出	不検出	不検出	再利用基準：100Bq/kg 以下 埋立処分基準：8,000Bq/kg 以下
第三浄水場	17～505	不検出～62	不検出～28	不検出	

※不検出：20 Bq/kg 未満

(13) 測定機器の貸出し

県は、各地区合同庁舎及び環境保健研究センターにサーベイメータを配備しており、各地域の地表付近の放射線量測定を行っているほか、県の関係機関や市町村等に対して無償で貸出し、放射線量のきめ細かな測定の実施推進を図るとともに、「放射線量低減に向けた取組方針」に基づく放射線量低減措置の促進を図っています。(図表 1-23)

県教育委員会においても同様にサーベイメータを配備しており、各県立学校での測定に使用しているほか、市町村教育委員会や施設指定管理者等の依頼に応じて貸出しを行う体制を整備しています。

今後も、サーベイメータの校正点検等を行い、各地区合同庁舎等における貸出体制を維持します。

図表 1-23 測定機器 (県保有サーベイメータ) 貸出状況 (令和 4 年度)

配備場所	市町村・組合	県機関	指定管理者	県立学校	計
盛岡広域振興局保健福祉環境部	2	24	1	2	29
県南広域振興局保健福祉環境部	0	4	1	2	7
花巻保健福祉環境センター	0	4	0	0	4
一関保健福祉環境センター	0	11	2	2	15
沿岸広域振興局保健福祉環境部	0	3	0	6	9
大船渡保健福祉環境センター	0	3	0	0	3
宮古保健福祉環境センター	0	3	1	1	5
県北広域振興局保健福祉環境部	0	2	0	0	2
二戸保健福祉環境センター	0	2	1	2	5
環境保健研究センター	0	0	0	0	0
計	2	56	6	15	79

## 第2節 放射線量低減に関する取組状況

### 1 概況

本県の生活環境における除染については、放射性物質汚染対処特別措置法で定める汚染状況重点調査地域も含め、平成24年度末までに子どもが長時間滞在する施設の除染が完了し、平成25年度には除染実施計画に記載された除染が概ね完了しました。平成27年度以降は、一関市が住宅等の除染を引き続き行っておりましたが、平成28年度末までに除染が完了しました。

しかし、生活圏の除染等により生じた除去土壌等の保管が課題となっており、これらの処分基準を早期に示すよう国に求めているところです。

また、放射性物質に汚染された廃棄物等については、牧草、稲わら、堆肥、しいたけほだ木の農林業系副産物や、道路側溝汚泥、道路法面草木、河川敷草木などの道路・河川管理に係るものが生じています。農林業系副産物については、放射性物質濃度を抑制しながら処理する必要があり、処理完了までに複数年かかることや一部市町村で処理方針が未定であることなどの課題があり、道路・河川管理に係る廃棄物については、一時保管施設の整備について住民理解が得られないことや除染計画区域外では国の財政支援を受けられないため処理が滞るなどの課題があります。

県では、市町村と連携しながらこれらの課題の解決に向け取り組んでおり、平成24年8月には「放射能汚染廃棄物対策連携チーム」を設置（平成24年12月には「放射能汚染廃棄物処理等支援チーム（以下「支援チーム」という。）」に改組）し、廃棄物等の種類ごとに、焼却・処分等を行う場合の基本的スキームについて、国のガイドライン等において明確化されていないものの保管及び当面の安全安心な処理方法や支援策を明記した「放射性物質により汚染された廃棄物等の焼却・処分等に係る対応ガイドライン（第1版（平成24年11月）、第2版（平成26年4月））」を示しました。（図表2-1）

支援チームでは、汚染された廃棄物等の処理等に係る技術的支援、地域住民への説明支援などについて、特に多くの処理すべき廃棄物等を抱える市町村等に重点的に行っています。

また、県では、国に対し、除去土壌の処分基準の提示に加え、除染実施区域外の道路側溝汚泥の除染に要する経費や一時仮置場整備等に要する経費への財政支援を要望しています。

農林業系副産物については、国の財政支援を受け、既存の処理施設で焼却処理を行っています。

道路・河川管理に係る廃棄物のうち、道路側溝汚泥については、平成30年度末までに奥州市の2箇所、一関市の16箇所において住民理解を得て一時保管設備が整備され、汚泥の搬入が完了しました。

道路法面や河川敷の草木について、県は平成23年9月に野外焼却の自粛を要請していましたが、平成26年2月に有識者で構成される野外焼却の影響に関する検討委員会において自粛継続の必要がない旨が示されたことから、平成26年3月に野外焼却の自粛を解除し、関係機関に周知を行っています。

## 放射性物質に汚染された廃棄物等の焼却・処分等に係るガイドラインについて

## 【経緯】

- ・国が定めた処理方針を補完する観点から、これまでの県の知見等を踏まえつつ、当面の安全・安心な処理方法と支援策を提示し、市町村における放射性物質汚染廃棄物等の処理を促進。
- ・農林業系副産物、除去土壌、除染廃棄物（道路側溝汚泥等）の処理の方向性を整理。
- ・策定に当たっては、部局横断型（総務部、環境生活部、農林水産部、県土整備部）の「放射能汚染廃棄物処理等支援チーム」で検討。
- ・平成24年11月に策定し、平成26年4月に改定（畦畔草の野外焼却の自粛要請解除を追加）。今後も新たな知見や技術開発等を踏まえて見直す。

## 処理に係る基本的な考え方（抜粋）

- (1) 国から詳細な処理方針を示されない場合は、他都県の情報も適宜入手しつつ、現実的な処理を推進
- (2) 既存施設を活用し廃棄物を8,000Bq/kg以下の濃度に抑制して焼却・埋立することを基本とし、市町村の取組を支援するとともに、新たな知見による多様な保管・処理方法も検討（早期処理に向けた多様な処理方法、乾燥、圧縮処理（ペレット化）等の中長期的保管対策等）
- (3) 一時保管施設の設置支援など地域ニーズに応じた処理を支援（国への要望継続、国庫補助対象外の一時的保管施設への支援等）
- (4) 県の「放射能汚染廃棄物処理等支援チーム」による市町村と一体となった県民への丁寧な説明、技術支援の実施。特に多量に廃棄物等を有する市町村等への重点支援

## 放射性物質汚染廃棄物等の市町村等での処理の指針（概要）

1 農林業系副産物 牧草、稲わら、堆肥 しいたけほだ木	1 対象地域 県内全域 2 処理プロセス ①農家・牧草地→②保管施設（一時保管）→③前処理施設（裁断等） →④一般廃棄物焼却施設（生活系廃棄物と混焼し、焼却灰を8,000Bq/kg以下に管理）→⑤一般廃棄物最終処分場（最終処分）
2 除去土壌 除去土壌	1 対象地域 除染実施区域等 2 処理プロセス ①除染対象施設等→②土壌除去→③保管→安全性を確認し再生利用等
3 除染廃棄物 道路側溝汚泥	1 対象地域 除染実施区域等 2 モニタリング・調査 個別調査のほか、道路走行サーベイなどの実施 3 処理プロセス ①道路側溝（除染上又は施設管理上最小限の汚泥を除去） →②保管施設（地域内に一時保管場所を確保、対応可能な地域から） →③最終処分（一般廃棄物処分場や管理型産業廃棄物最終処分場、再生利用等）
道路法面草木、 河川敷草木等	1 対象地域 除染実施区域等 2 モニタリング・調査 道路走行サーベイ、河川公共水域放射性物質モニタリング等の実施 3 処理プロセス ・市町村、民間処理業者等の処理施設において処理 ・外部有識者による検討委員会の提言を踏まえ、野外焼却の自粛要請は継続しないこととした（H26年3月）。 ・これらが難しい場合は、当面、刈り倒しの後、飛散流出防止措置を行い、現場存置とする。
処理を進める市町村に対する財政的・技術的支援の実施、 国への処理スキーム早期提示等の継続的要望を実施	

図表 2-1 放射性物質により汚染された廃棄物等の焼却・処分等に係る対応ガイドライン

## 2 各取組の実施状況

## (1) 県の取組

県は、原発事故による放射性物質の影響により、県民が日常生活において受ける放射線量をできるだけ速やかにかつ効率的・効果的に低減するため、平成23年9月に「放射線量低減に向けた取組方針」（平成25年4月改訂）を策定しました。

一方、本県における放射線量の状況は、文部科学省が平成23年9月14日から10月13日にかけて実施した航空機モニタリング結果によると、放射線量が比較的高い県南部において0.2～0.5 $\mu$ Sv/hの地域が認められる程度であり、局所的に高い放射線量の箇所について低減措置を講じることにより低減方針の目標である追加被ばく線量年間1mSv以内を達成できるものと考えられました。

このため、平成24年3月、「放射線量低減に向けた取組方針」に基づき、それまで優先的に取り組んでいた学校等の施設のほか不特定多数の人が利用する施設に対して、市町村が放射線量の調査及び低減措置を行う際に参考とする事項を示した「岩手県放射線量低減マニュアル」を作成しました。

なお、「岩手県放射線調査・低減事業費補助金交付要綱」に基づいた取組は、同マニュアルに基づき実施することとしています。

## (2) 市町村の取組

県内の全市町村において、1 $\mu$ Sv/h以上の箇所を有する公共施設（学校等については、私立施設を含む。）が見つかった場合、県は、「放射線量低減に向けた取組方針」に基づき市町村等が行う低減措置に対し、財政的支援を行いました。

こうした除染の円滑な推進に取り組んだ結果、平成25年度までに除染は概ね終了しましたが、今後も必要に応じて、市町村等が行う低減措置に対し、財政的支援を行うこととしています。

(3) 放射性物質により汚染された廃棄物の処理に向けた取組

ア 農林業系副産物の焼却処理の取組状況

原発事故により、生産現場で利用できなくなった稲わら、牧草、堆肥、ほだ木など農林業系副産物が多量に発生しました。また、これらを廃棄物として処理する場合、焼却処理が安全な方法と考えられましたが、これらの廃棄物だけを焼却（専焼）すると、焼却灰が8,000Bq/kgを超えてしまい、最終処分が困難となる可能性があること、県内の市町村等既存焼却処理施設で、生活系ごみと混合し処理するためには、牧草などを事前に裁断する等の処理が必要であること等の課題が生じました。

このため、農林業系副産物を廃棄物として処理する場合には、市町村等の既存の焼却施設で一般廃棄物と混焼し、焼却灰の放射性物質濃度が8,000Bq/kg以下となるよう管理して処理する方針を決め、平成24年8月「岩手県放射性物質汚染農林業系副産物焼却処理等円滑化事業」により、市町村・一部事務組合・広域連合が焼却処理する場合に必要な破碎・裁断など前処理施設整備や、濃度管理のための放射能測定機器（NaI（Tl）シンチレーションスペクトロメータ）の整備等に要する費用に対し、県単独で財政支援を行うこととし、平成24年11月に「放射性物質により汚染された廃棄物等の焼却・処分等に係る対応ガイドライン」にて、その処理方針を示しました。これにより、令和4年度も継続して焼却処理等を実施しています。（図表2-2）

平成25年4月からは、環境省が農林業系副産物の焼却処理について財政措置を行うこととなりましたが、県としても処理を推進するため、引き続き、市町村等の焼却処理計画の策定支援や、住民説明会への職員派遣などの技術的支援を行っています。（図表2-5）

放射性物質の影響を受け汚染された牧草、稲わら、牛ふん堆肥及びほだ木については、令和5年3月末現在、県内に約1万1千t（牧草1,064t、稲わら383t、牛ふん堆肥4,533t、ほだ木5,455t）が保管されており、適正な保管、焼却等を支援していきます。（図表2-2）

図表2-2 放射性物質の影響を受けた牧草、稲わら及び牛ふん堆肥の処理状況（令和5年3月末現在）

区分	発生量※①	処理量②	処理割合②/①	保管量①-②
牧草	20,499 t	19,436 t	94.8%	1,064t
稲わら	573 t	190 t	33.2%	383t
牛ふん堆肥	7,039 t	2,506 t	35.6%	4,533t
ほだ木	31,084 t	25,627 t	82.5%	5,455t
計	59,195 t	47,759 t	80.7%	11,434t

※ 発生量には、8,000Bq/kgを超える牧草（52 t）、稲わら（287 t）及び牛ふん堆肥（382 t）を含む。

※ 端数処理の関係で合計が一致しない場合がある。

イ 除去土壌等の処理の取組状況

原発事故の影響により、県南3市町（一関市、奥州市及び平泉町）では、平成23年9月に実施された航空機モニタリング調査などで、空間線量率が毎時0.23μSv/h以上の区域が確認されたため、放射性物質汚染対処特別措置法に基づき、平成23年12月に汚染状況重点調査地域に指定されました。

地域の指定を受け、県南3市町では除染実施計画を策定し、当該計画に基づき計画的に除染を進めた結果、奥州市及び平泉町においては、平成25年度末までに、一関市においても、平成28年度末で除染実施計画に記載されている除染が終了しました。

除染で取り除いた土壌（除去土壌）や除染に伴い生じた廃棄物（除染廃棄物）は、主に現場の地中に遮水シートなどで包んだうえで覆土するなどして適切に保管・管理されていますが、除去土壌の具体的な処分方法が国から示されていないことから、保管が継続している状況にあります。（図表2-3）

現場保管が長期に及んでいることから、県では3市町とも連携しながら、国に対して早期に処分方法を示すよう、繰り返し要望しています。

図表2-3 除去土壌の保管状況

令和5年3月31日現在

現場保管	箇所数	保管量 (m <sup>3</sup> )
除去土壌	315	26,550
除染廃棄物	2	24

### ウ 道路側溝汚泥の処理の取組状況

原発事故以降、県南3市町（一関市、奥州市及び平泉町）は、重点調査地域の指定を受け、放射性物質汚染対処特別措置法に基づき、除染実施区域内において除染等に伴い生じた廃棄物については、特定一般廃棄物又は特定産業廃棄物として処理することになりました。また、除染廃棄物を現場で保管する場合には、除染実施者又は土地の所有者等が保管場所の空間線量率の測定や記録をすることが義務付けられました。

道路側溝汚泥については、これまで道路の清掃活動として、住民協働のもと撤去したり、道路管理者が民間事業者へ委託して除去し、市町村等の最終処分場や民間事業者のセメント工場で処理が行われてきましたが、原発事故以降、道路の側溝柵などで放射性セシウムが高濃度の汚泥が確認されたことから、撤去や処理ができなくなりました。

このため、県では、県南3市町に対し、側溝汚泥の撤去に当たり、コンクリート構造等の一時保管施設を設置する場合に、県独自に財政支援することとし、また、住民説明会へ職員を派遣するなどの技術的支援を行っています。

汚泥の一時保管施設については、平成30年度までに、県の財政支援を受けて奥州市で2箇所、一関市で16箇所整備されました。

なお、奥州市では、平成28年10月に道路側溝汚泥を最終処分場に埋め立てる方針を示し、県の財政支援を受けた2箇所の汚泥について、平成28年度末までに最終処分が終了しました。

### エ 道路法面や河川敷の草木の処理の取組状況

道路法面や河川敷の草木については、現場での刈倒しのほか、市町村や民間処理業者による破碎・堆肥化などの処理や家畜飼料としての活用が行われてきました。

原発事故以降、市町村や民間処理業者による受入制限や家畜飼料の利用自粛により、次のとおりの対応としていました。

除染実施区域内は、保管・処分場所が確保されるまでの間、当面刈倒しとし、除染実施区域外において、国が設定した牧草などの家畜飼料の暫定許容値（100Bq/kg）を超過した地域では、家畜飼料としての提供を自粛するとともに、焼却処分できない場合は刈り倒しを基本としていました。

その他の地域では、処分方法は従来どおり（刈倒し又は集草運搬処理）としたものの、搾乳牛の飼料としての提供は自粛していました。

平成26年2月に有識者で構成される野外焼却の影響に関する検討委員会が開催され、自粛継続の必要がない旨が示されたことから、道路法面や河川敷の草木の処分方法は、原発事故前と同様の対応としています。

### オ 廃棄物の処理等に向けた市町村等への支援

県では、県南地域を中心に発生している除染廃棄物、農林業系副産物、道路・河川管理に係る廃棄物等に係る課題を、市町村と連携しながら解決していくため、平成24年8月に「放射能汚染廃棄物対策連携チーム」を設置しました。

この連携チームでは、廃棄物等の種類ごとに、焼却・処分等を行う場合の基本的スキームについて、国のガイドライン等において明確化されていないものの補完及び当面の安全安心な処理方法や支援策を検討し、市町村における円滑な処理を促進するため、平成24年11月に「放射性物質により汚染された廃棄物等の焼却・処分等に係る対応ガイドライン（第1版）」を示しました。

平成24年12月に同連携チームから「放射能汚染廃棄物処理等支援チーム」に改組し、処理等への技術的支援、地域住民への説明支援などについて、特に多くの廃棄物等を抱える市町村等に重点的に行っています。

平成26年4月には、野外焼却の自粛要請を継続しないことを追記する等、「放射性物質により汚染された廃棄物等の焼却・処分等に係る対応ガイドライン」の改定を行いました。

これら支援チームの活動に並行して、放射性物質汚染農林業系副産物の焼却処理を進めるに当たり、各地域における課題や処理の方向性等について市町村等と意見交換等を行いました。

道路側溝汚泥については、平成30年度までに、奥州市2箇所、一関市16箇所において一時保管施設が整備されたことから、整備に要した経費の一部について補助を行いました。

今後も、国の放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金（農林業系廃棄物の処理加速化事業）を活用する市町村に対し、焼却計画作成や住民説明への技術的支援を行うこととし、また、同支援チーム会議により関係部局の取組状況の確認を行うとともに、今後の国の方針、汚染状況の推移、新たな技術開発などの状況変化を踏まえ、必要に応じガイドラインを見直すこととしています。

図表2-4 放射能汚染廃棄物処理等支援チームの活動状況

チーム	活動		開催日	内容
放射能汚染廃棄物処理等支援チーム	H24	第1回会議	平成25年2月14日	取組状況確認等
	H25	第1回会議	平成25年6月19日	取組状況確認等
		第2回会議	平成25年9月13日	取組状況確認、ガイドライン改定検討
		第3回会議	平成25年11月13日	取組状況確認、ガイドライン改定検討
		第4回会議	平成26年2月5日	取組状況確認等
		公表	平成26年3月28日	ガイドライン（第2版）策定
	H26	第1回会議	平成26年6月13日	取組状況確認等
		第2回会議	平成27年2月10日	取組状況確認等
	H27	第1回会議	平成27年6月19日	取組状況確認等
		第2回会議	平成28年2月10日	取組状況確認等
	H28	第1回会議	平成28年6月21日	取組状況確認等
		第2回会議	平成29年2月7日	取組状況確認等
	H29	第1回会議	平成29年6月20日	取組状況確認等
	H30	第1回会議	平成30年6月19日	取組状況確認等
	R1	第1回会議	令和元年6月17日	取組状況確認等
	R2	第1回会議	令和2年6月17日	取組状況確認等
	R3	書面による情報共有（新型コロナウイルス感染症予防のため会議中止）		
R4	第1回会議	令和4年10月14日		取組状況確認等（書面開催）

図表2-5 市町村等への支援実績

平成24年度～令和4年度

	支援内容	回数	備考
農林業系副産物関係	住民説明会	31回	
	その他	48回	試験焼却・本焼却支援等
除染廃棄物関係	住民説明会	7回	
	その他	2回	処理方向性協議

## 第3節 県産食材等の安全確保に関する取組状況

### 1 概況

本県は、我が国における農林水産物の主要な産地であり、消費者に安全な県産食材等を供給していくため、市町村や関係団体と連携して、県産食材等の放射性物質濃度の検査結果や、安全な県産食材等を提供するための取組状況を速やかに公表するとともに、出前講座の開催等、県産食材等の安全性を広くアピールする取組を積極的に展開し、消費者の安全・安心の確保や風評被害の解消・防止に取り組んでいます。

食品の放射性物質濃度検査については、国の原子力災害対策本部からガイドライン（「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」）等が示されており、県では、「県産食材等の安全確保方針」に基づき、農林水産物等、流通食品、給食食材について、各段階で計画的にきめ細かな検査を実施し、検査結果等を速やかに公表しています。検査の結果、国が定める基準値（食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項に基づく食品中の放射性物質に係る基準値）を超える放射性物質が検出された場合は、直ちに出荷団体等に対して出荷の自粛及び自主的な回収を要請することとしています。

また、県内の多くの市町村においても県産食材等の検査が行われています。これらのうち、販売を目的として生産・製造された食品で、検査の結果、国が定める基準値の2分の1以上の値であったものについては、県が市町村からの依頼に基づき精密検査を実施しています。

県産食材等については、平成23年度から令和4年度まで232,397件の検査を実施し、うち、国の基準値（平成23年度は暫定規制値）を超過したものは、原木しいたけや野生山菜、野生きのこ、野生鳥獣肉など404点でした。令和4年度は7,038件の検査を実施し、うち、国の基準値を超過したものは野生きのこ等4件、野生鳥獣肉3件でした。国の基準値を超過した割合（超過率）は、平成24年度の1.03%（25,276件中260件）をピークに大きく減少し、令和3年度は0.10%（7,038件中7件）となっています。

これまでの検査の結果、農林水産物と流通食品については、米、麦、野菜、果実、豚肉、鶏肉、鶏卵、原乳からは国の基準値を超える放射性物質は検出されず、林産物、水産物等については、一部を除き国の基準値を超える放射性物質は検出されていません。牛肉については、抽出検査により安全性を確認して出荷しています。また、野生鳥獣肉については、国の基準値を超過し、全県を対象とした出荷制限指示が継続しているシカ肉、クマ肉及びヤマドリ肉について検査を実施しています。

県では、国による出荷制限指示等を受けている品目について、放射性物質濃度が国の基準値以下であることなどの安全性を確認し、国へ解除等の申請を行っており、令和5年2月17日に一関市（旧花泉町及び旧千厩町の区域に限る。）のタケノコ、奥州市（旧水沢市、旧江刺市及び旧胆沢町の区域に限る。）、平泉町（旧平泉町の区域に限る。）及び釜石市の野生ワラビについて国の出荷制限指示が解除されました。

今後も、県民の食の安全安心を確保するため、継続して県産食材等の検査を実施していきます。



食品検査の様子



試料の前処理

機器にセットし測定

測定結果を確認

【市町村等の取組：住民が測定を依頼した食品検査実施状況】

市町村においても、住民が依頼した食品等の検査を行っています。(図表3-1)

図表3-1 市町村における食品等の放射性物質濃度測定状況

令和5年3月31日現在

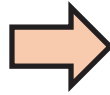
実施市町村	住民要件等	地元産に限定	販売目的に限定	農林水産物に限定	加工品を対象	流通品を対象	食品以外対象
宮古市	市民			○			
花巻市	市民、市内事業所				○	○	○
北上市	市民	○		○			
久慈市	市内の漁業者	○		○		○	
一関市	生産者、市民	○		○			
陸前高田市	市内居住者	○	○	○			○
二戸市	市内居住者				○		○
奥州市	市内生産者	○		○			
雫石町	町内居住者				○	○	○
岩手町	町民	○		○			○
紫波町	町内居住者	○		○	○		○
矢巾町	家庭菜園生産者、農業生産者	○		○			○
金ケ崎町	町内生産者	○		○			
平泉町	町民が町内産のものを測定	○		○			
普代村	村内居住者、事業所・事務所				○	○	
九戸村	村民	○		○			
16市町村		11	1	12	5	4	7



コラム 国が定める食品中の放射性物質の基準値について

原発事故後、国では、食品中の放射性物質の暫定規制値を設定し、暫定規制値を超える食品が流通しないよう出荷制限などの措置をとってきました。暫定規制値を下回っている食品は、健康への影響はないと一般的に評価され、安全性は確保されていましたが、平成24年4月1日から、より一層、食品の安全と安心を確保するため、長期的な観点から新たな基準値を設定しています。この基準値は、食品の国際基準を作成している国際的な政府間機関であるコーデックス委員会の指標にのっとり、暫定規制値よりさらに安全な値を採用したものとなっています。

放射性セシウムの暫定規制値 (23年度)	
食品群	規制値 (単位: Bq/kg)
野菜類	500
穀類	
肉・卵・魚・その他	
牛乳・乳製品	200
飲料水	200



放射性セシウムの新基準値 (24年度～)	
食品群	基準値 (単位: Bq/kg)
一般食品	100
乳児用食品	50
牛乳	50
飲料水	10

新基準値では、放射性物質を含む食品からの1年間の被ばくの線量の上限を年間5 mSvから年間1 mSvに引き下げ、年齢や性別ごとに体格や食べる量、代謝などから被ばく線量の上限值を算出し、最小値であった13歳から18歳までの1 kg当たり120Bqよりさらに安全な値である1 kg当たり100Bqを一般食品(野菜類、穀類、肉、卵、魚など)の基準値としています。これは、乳幼児をはじめ、全ての世代に配慮した基準となっています。

また、乳児用食品と牛乳については、子どもへの影響を考慮し、一般食品の半分である1 kg当たり50Bqに設定しています。飲料水は全ての人が摂取し、代わりが効かず、摂取量が多いことから、世界保健機関(WHO)の基準を踏まえ1 kg当たり10Bqに設定しています。

【一般食品の基準値設定の考え方 (出典: 厚生労働省パンフレット)】

食品からの線量の上限值  
1 mSv/年



限度値を算出

(年齢や性別など10区分毎に摂取量や体格・代謝等を考慮し算出)



年齢区分	性別	限度値 (Bq/kg)
1歳未満	男女	460
1歳～6歳	男	310
	女	320
7歳～12歳	男	190
	女	210
13歳～18歳	男	120
	女	150
19歳以上	男	130
	女	160
妊婦	女	160
最小値		120

年齢区分毎に、通常の食生活を送れば、年間線量の上限値を十分に下回る水準に設定

100Bq/kg  
に基準値を設定

※全ての年齢区分の限度値のうち最も厳しい値(120)を下回る数値に設定

※ 年間の線量の上限值1 mSvから、飲料水による線量(約0.1 mSv)を引き、残りの線量を一般食品(乳児用食品、牛乳を含む)に割り当て算出。

※ シーベルト(Sv): 放射線による人体への影響の大きさを表す単位

※ ベクレル(Bq): 放射性物質が放射線を出す能力の強さを表す単位

2 各取組の実施状況

(1) 県産農林水産物の放射性物質の影響対策

ア 検査計画に基づく検査

県では、平成23年5月から野菜や原乳、海産魚などを対象に、独自に放射性物質濃度の測定を開始しました。

平成23年8月に、国の「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」において、本県が「総理指示対象自治体及びその隣接自治体」とされ、同月、穀類、野菜、果実、畜産物、特用林産物、水産物など主要な県産農林水産物を対象とした「県産農林水産物の放射性物質濃度の検査計画」を策定、以降3か月ごとに検査計画を策定し、これに基づく検査を実施しています。

令和4年度までに、延べ149,947件の検査を実施し、うち国の基準値（23年度は暫定規制値）を超過したものは、原木しいたけや山菜、川魚など267件（0.2%）でした。

令和4年度は、41品目、6,628件の検査を実施し、国の基準値を超過したものはありませんでした。

図表3-2 検査結果に基づく県産農林水産物等の放射性物質濃度の検査状況（令和5年3月末現在）

区分	年度	H23	H24	H25		H30	R 1	R 2	R 3	R 4
穀類		128	1,312	554		126	46	61	50	34
米		102	223	155		33	8	10	12	4
麦類		9	73	36		24	7	6	12	6
大豆		12	540	250		33	—	12	11	10
雑穀		—	—	4		5	5	5	5	5
そば		5	474	108		31	26	28	10	9
小豆		—	2	1		—	—	—	—	—
野菜類		44	127	71		—	—	—	—	—
果実類		11	51	30		—	—	—	—	—
特用林産物		150	1,025	608		292	327	313	280	202
原木しいたけ		121	611	399		230	193	177	167	112
菌床しいたけ		12	89	69		16	19	16	17	14
山菜類		—	57	90		29	78	91	79	46
野生きのこ類		8	53	37		13	24	23	13	27
その他(原木なめこ等)		9	215	13		4	13	6	4	3
野生鳥獣肉		—	—	—		—	—	309	0	506
ニホンジカ		—	—	—		—	—	309	0	506
畜産物		7,523	13,756	14,425		10,028	11,101	4,191	4,984	4,053
牛肉		7,213	13,081	13,783		9,956	11,029	4,119	4,912	4,029
豚・鶏・鶏卵		34	63	30		—	—	—	—	—
乳		276	612	612		72	72	72	72	24
水産物		458	1,954	1,881		1,603	1,749	1,536	2,000	1,833
海産魚種		444	1,725	1,721		1,545	1,693	1,489	1,961	1,808
内水面魚種		14	229	160		58	56	47	39	25
その他		—	9	6		—	—	—	—	—
茶		—	1	3		—	—	—	—	—
はちみつ		—	7	—		—	—	—	—	—
くわい(露地)		—	1	3		—	—	—	—	—
合計		8,314	18,234	17,575		12,049	13,223	6,410	7,314	6,628
超過件数		14 (0.17%)	240 (1.32%)	6 (0.03%)		0 (0.00%)	0 (0.00%)	0 (0.00%)	0 (0.00%)	0 (0.00%)

※厚生労働省集計数値のうち、非流通品（出荷予定あり）を集計

※第4章 資料編（P102～103）に全年度の検査結果を掲載

## イ 野生山菜類、野生きのこ類の放射性物質濃度検査

## (ア) 野生山菜類

平成25年2月、野生コゴミと野生ワラビを対象に全市町村検査（対象品目が出荷制限等の市町村は除く）を実施することとし、放射性物質濃度検査体制を構築しました。検査対象の2品目の検査結果は、検査結果一覧とマップを県ホームページに掲載しています。

平成25年度から令和3年度までの全市町村検査の結果、平成26年度に釜石市の野生ワラビから基準値を超える放射性物質が検出され、国の出荷制限指示の対象となりました。

令和4年度は、4月15日に第1回測定（洋野町及び九戸村の野生コゴミ）を実施し、6月1日の測定（一戸町の野生ワラビ）で終了しましたが、基準値を超過した品目はありませんでした。

県が実施する調査の結果、令和4年3月16日に奥州市のタケノコ（旧水沢市、旧江刺市及び旧胆沢町の区域に限る。）について、国の出荷制限が解除されました。

また、同日に一関市の野生ミズ（うわばみそう）、奥州市の野生サンショウについて、県の出荷自粛を解除しました。

現在は10市町で6品目（延べ20品目）の野生山菜が国の出荷制限指示等の対象となっています。今後も、本県の食の安全安心を確保するため、市町村と連携し継続した検査を行っていきます。

## (イ) 野生きのこ類

平成24年9月12日、全市町村を対象として、「野生きのこ」の放射性物質濃度検査体制を構築しました。検査結果は、検査結果一覧とマップを県ホームページに掲載しています。

全市町村検査及び流通業者からの依頼に基づく検査の結果、平成24年度と平成25年度に9市町の野生きのこから基準値を超える放射性物質が検出され、国の出荷制限指示の対象となりました。

令和4年度は、8月4日に第1回測定（北上市）を実施し、10月27日の測定（西和賀町）で終了しましたが、基準を超過したものはありませんでした。

今後も、本県の食の安全安心を確保するため、市町村と連携し継続した検査を行っていきます。

図表3-3 野生山菜、野生きのこの国出荷制限指示、県出荷自粛要請の状況（令和5年3月末現在）

区分	市町村名	
野生山菜類	コシアブラ	盛岡市、花巻市、釜石市、奥州市、住田町、北上市、遠野市、一関市
	ゼンマイ	一関市、奥州市、住田町
	ワラビ（野生）	陸前高田市、奥州市（一部の地域で解除）、平泉町（一部の地域で解除）
	タケノコ	一関市（一部の地域で解除）、奥州市（一部の地域で解除）、陸前高田市（一部の地域で解除）
	コゴミ（野生）	陸前高田市
	タラノメ（野生）	一関市
野生きのこ類	大船渡市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ケ崎町、平泉町、住田町	

## ウ 農作物等の適切な生産管理

県では、平成23年度に、農林水産省技術会議と連携して、県内160地点の農地土壤中の放射性セシウム濃度の調査を行い、その結果及び文部科学省の航空機モニタリング結果を基に、「岩手県農地土壤の放射性物質濃度分布図」を作成しました。

さらに、放射性物質の土壤から農作物への吸収・移行等に関する調査研究を行い、得られた知見に基づき、平成24年2月に、土壤からの吸収リスク低減や資材等からの持込リスク低減など、放射性物質の影響を勘案した生産管理対策についてとりまとめた「放射性物質影響防止のための農作物生産管

理マニュアル」(以下「生産管理マニュアル」という。)を作成し、生産管理面の支援を実施してきました。

平成27年度には、生産管理マニュアルについて、国の通知等や平成26～27年度の調査研究(農業研究センター)結果を掲載した改定版を作成公表しました。

## エ 基準値超過への対応、生産再開や出荷制限等の解除に向けた取組

### (ア) 大豆、そば

平成24年11月から平成25年1月にかけて、大豆1区域、そば3区域において基準値を超過したことから、国による出荷制限指示を受けました。

その後、大豆については、平成26年産の全袋検査を実施し、全て基準値を下回ったことから、平成27年7月1日に出荷制限指示が解除されました(図表3-4)。平成27年産以降の検査結果についても、いずれも国の基準値以下となり、安全性が確認されています。

そばについては、平成25年産の全袋検査を実施し、全て基準値を下回ったことから、平成26年4月11日に出荷制限指示が解除されました(図表3-4)。平成26年産の検査についても、国の基準値以下となりましたが、平成27年産の検査のうち1点で基準値を超過しました。基準値超過したそばは隔離・保管するとともに、食品の放射性物質検査に係る国のガイドラインに基づき、同地域で全袋検査を実施し、基準値超過し隔離・保管したもの以外は全て基準値以下であることを確認しています。平成28年産以降の検査結果は、いずれも国の基準値以下となりました。

今後も、モニタリング検査を継続して実施していきます。

図表3-4 大豆、そばの出荷制限指示及び解除の状況(令和5年3月末現在)

品目	出荷制限の指示	解除
大豆	一関市旧磐清水村(平成25年1月4日)	同左 解除(平成27年7月1日)
そば	盛岡市旧渡民村、一関市旧大原町(平成24年11月13日)、奥州市旧衣川村(平成24年11月30日)	同左 解除(平成26年4月11日)

### (イ) 牛肉

平成23年7月に、原発事故後に水田から収集された放射性セシウムを含む稲わらを給与された牛肉から暫定規制値(当時)を超える放射性セシウムが検出され、同年8月1日付けで国による出荷制限指示を受けました。

その後、県で定める牛肉の「出荷・検査方針」に基づき管理されている牛については、県外への移動及びと畜場への出荷が可能となりました。

牛の出荷に際しては、適切な飼養管理が行われていることを確認した上で、牧草中の放射性物質濃度の検査を実施し、牧草の給与量等から牛肉中の放射性物質濃度を算定した結果により出荷時期を判断しています。

これまでの検査の結果は、平成23年度においては、出荷制限の一部解除後から同年度中に出荷された頭数の0.04%に当たる8頭が暫定規制値を超過(超過したものは流通せず廃棄処分)しましたが、平成24年度以降においては、全て国の基準値以下となっており、安全性が確認された牛肉のみが流通しています。

こうした取組により、平成31年3月28日に牛の出荷制限が解除されました。また、令和2年3月23日付けで原子力災害対策本部のガイドラインが改定されたことを受け、3月27日に牛肉の「出荷・検査方針」を改定し、同年4月1日から「全頭検査」から過去の牛肉検査実績や飼養管理状

況等により牛肉検査の要不要を判断する「抽出検査」に移行しています。

#### (ウ) 原木しいたけ（露地栽培）

平成24年4月及び5月に基準値を超過し、県内14市町が国による出荷制限指示を受けたことから、生産されたしいたけ・原木・ほだ木の放射性物質濃度検査や、ほだ場の環境整備など生産段階の安全性の確保に取り組んでいます。

平成25年4月には、盛岡市の出荷制限指示が全域解除になりました。

また、平成26年10月7日には花巻市、北上市及び山田町、平成27年4月10日には、大船渡市、遠野市、一関市、陸前高田市、住田町及び大槌町、平成27年7月17日には金ケ崎町、平成28年1月25日には釜石市及び奥州市、平成30年3月28日には平泉町の出荷制限が一部解除となり、出荷制限が指示されている13市町で219名が出荷可能となりました。

県では、県産しいたけの安全性を確保するため、出荷制限の対象となっていない地域においても、全生産者を対象に生産されたしいたけ・原木・ほだ木の放射性物質濃度検査を実施するとともに、生産者に対し、放射性物質低減のための栽培管理の取組を継続するよう周知しています。

引き続き、生産再開を希望する生産者を支援するため、指標値を超えた場合のほだ木の処理と解除に必要なほだ場の環境整備を進めるとともに、放射性物質濃度検査の実施や新たに植菌されたほだ木管理の徹底など、一人でも多くの出荷再開が実現するよう取り組んでいきます。

また、本県の安全・安心への取組のPRや、消費者の信頼回復や販路の拡大、取引価格の回復に向けた取組を実施していきます。

図表3-5 原木しいたけの出荷制限指示の状況（令和5年3月末現在）

品目	市町村
原木しいたけ （露地栽培）	13市町（大船渡市 <sup>※2</sup> 、花巻市 <sup>※1</sup> 、北上市 <sup>※1</sup> 、遠野市 <sup>※2</sup> 、一関市 <sup>※2</sup> 、陸前高田市 <sup>※2</sup> 、釜石市 <sup>※4</sup> 、奥州市 <sup>※4</sup> 、金ケ崎町 <sup>※3</sup> 、平泉町 <sup>※5</sup> 、住田町 <sup>※2</sup> 、大槌町 <sup>※2</sup> 、山田町 <sup>※1</sup> ）

※1 花巻市、北上市及び山田町の出荷制限指示については、平成26年10月7日に一部解除

※2 大船渡市、遠野市、一関市、陸前高田市、住田町及び大槌町については、平成27年4月10日に一部解除

※3 金ケ崎町については、平成27年7月17日に一部解除

※4 釜石市及び奥州市については、平成28年1月25日に一部解除

※5 平泉町については、平成30年3月28日に一部解除

#### (エ) 水産物

海産魚については、平成31年3月14日に三陸南部沖海域（宮城県沖海域で一部に本県沖海域（陸前高田市沖）を含む。）のクロダイの出荷制限が解除されました。

また、内水面の淡水魚については、令和3年2月17日に砂鉄川（支流を含む。）のイワナの出荷制限が解除されました。これにより、本県で漁獲される全ての水産物が出荷可能となっています。

引き続き、本県で漁獲される水産物について、安全性を確認するためのモニタリング検査を実施していきます。

#### (オ) 牧草等

平成23年産、平成24年産及び平成25年産牧草の放射性物質濃度のモニタリング調査結果に基づき、令和5年3月末現在、国の暫定許容値を超過した8市町（大船渡市、一関市、釜石市、奥州市、金ケ崎町、平泉町、住田町及び一戸町）全域並びに6市町（盛岡市、花巻市、遠野市、陸前高田市、滝沢市及び大槌町）の一部地域に対し、牧草の利用自粛を要請しています。（図表3-6）

利用自粛となった牧草地16,157haのうち、急傾斜のため耕起ができない箇所等（以下「耕起不能箇所等」という。）を除く12,396haについては、「牧草地再生対策事業」により、平成26年度までに除染を完了するとともに、再生した牧草の放射性物質検査を行い、暫定許容値以下であるこ

とが確認されたほ場から、順次、利用自粛を解除しており、令和5年3月末現在、12,392ha(99.9%)が解除されています。

また、耕起不能箇所等3,761haについても、国の通知に基づき、平成26年度から牧草の放射性物質検査の結果、暫定許容値以下であることが確認されたほ場の利用自粛を解除しており、令和5年3月末現在、3,746ha(99.6%)が解除されています。(図表3-7、図表3-8)

引き続き、利用自粛牧草地の放射性物質検査による利用自粛の解除を図っていきます。

図表3-6 牧草の利用自粛要請の状況(令和5年3月末現在)

区分	市町村
国の暫定許容値超過	14市町(盛岡市(玉山区、旧築川村の一部)、大船渡市、花巻市(大迫南東部)、遠野市(北西部、北東部、南部)、一関市、陸前高田市(南部、矢作)、釜石市、奥州市、滝沢市(東部)、金ヶ崎町、平泉町、住田町、大槌町(南部)、一戸町)

※農業団体等からの要請を受け、原乳10Bq/kg未滿対策として、搾乳牛に対して50Bq/kgを超過した牧草の利用自粛を要請

図表3-7 牧草地除染の実施状況

除染対象面積	実施状況			
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
12,396ha	739ha	6,912ha	10,037ha	12,396ha

図表3-8 牧草地の利用自粛解除状況

区分	面積	解除	
		解除	未解除
除染対象箇所	12,396ha	12,392ha(99.9%)	4ha(0.1%)
耕起不能箇所等	3,761ha	3,746ha(99.6%)	15ha(0.4%)
合計	16,157ha	16,138ha(99.9%)	19ha(0.1%)

(カ) 林産物等(野生山菜類、野生きのこ類)

令和5年3月末現在、野生山菜類については、コシアブラやゼンマイなど6品目10市町、野生きのこ類については、9市町が国の出荷制限等の対象となっており、県では、これらの品目を対象とした放射性物質濃度の経年変化を把握するための追跡調査を実施しています。

平成25年度以降、経年変化を調査してきた品目のうち、3か年の低減傾向が確認できた品目について、出荷制限等の解除に向けた詳細検査を実施し、平成27年9月28日に奥州市の野生フキについて県は出荷自粛要請を解除し、平成27年12月21日に一関市の野生セリ、平成28年3月29日に陸前高田市(旧気仙町、旧広田町、旧高田町、旧小友村、旧竹駒村及び旧米崎村の区域に限る。)のタケノコ、令和2年4月15日に奥州市の野生セリ、令和2年4月24日に一関市(旧大東町、旧東山町及び旧藤沢町の区域に限る。)のタケノコ、令和2年11月16日に一関市の野生ワラビ、令和4年3月16日に奥州市(旧水沢市、旧江刺市及び旧胆沢町の区域に限る。)のタケノコ、令和5年2月17日に一関市(旧花泉町及び旧千厩町の区域に限る。)のタケノコ、奥州市(旧水沢市、旧江刺市及び旧胆沢町の区域に限る。)、平泉町(旧平泉町の区域に限る。)及び釜石市の野生ワラビについて国の出荷制限指示が解除され、平成29年1月31日には花巻市の野生コゴミ、令和4年3月16日に一関市の野生ミズ(うわばみそう)、奥州市の野生サンショウについて県は出荷自粛要請を解除しました。

国では、平成27年11月20日に「野生きのこ類等の出荷制限解除に向けた検査等の具体的運用」を通知し、野生山菜類、野生きのこ類及びタケノコの出荷制限解除に向けた検査方法を提示したところであり、県としては今後とも、放射性物質濃度の経年変化の結果から、十分な濃度の低下が確認できた品目について、出荷制限解除に向けた検査を実施していきます。

## (2) 流通食品の放射性物質濃度の検査

県では、食品衛生法に基づく流通食品の収去検査<sup>\*</sup>を実施しており、毎年、食品衛生法に基づく「岩手県食品衛生監視指導計画」を策定し、計画的に検査を実施しています。平成24年度からは、本計画の重点取組として食品の放射性物質についての収去検査を強化することとし、検体数や検査頻度等を定め、放射性物質濃度を測定しています。検査に当たっては、地域や過去の検査結果を踏まえて、適切な検査品目の設定に努めており、平成24年度は、野生ワラビ、野生フキ等の山菜や鶏卵、食肉、生鮮野菜等95検体の検査を実施し、全て基準値以下であることを確認しました。

平成25年度は、200検体の検査を行い、そのうち野生山菜のコシアブラ1件が国の基準値を超過しました。検査結果については、県ホームページで公表し、基準値を超過した品目については、県は販売者に対して、当該商品を回収するよう行政指導し、販売者は自主回収を行いました。

平成26年度から令和元年度まではそれぞれ200検体、令和2年度は190検体、令和3年度から令和4年度は200検体の検査を行い、全て基準値以下であることを確認しました。(図表3-9)

<sup>\*</sup> 収去検査：食品衛生法に基づいて食品衛生監視員が食品関係施設に立ち入り、試験検査をするため必要最小限の食品や食品添加物等は無償で持ち帰り検査することをいう。

図表3-9 流通食品の放射性物質濃度の検査結果（令和2年度～令和4年度）

食品区分		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
		検査件数	基準値超過	検査件数	基準値超過	検査件数	基準値超過
農産物	穀類	20	0	20	0	20	0
	野菜類	59	0	60	0	60	0
	果実類	20	0	20	0	20	0
	特用林産物	1	0	0	0	0	0
畜産物	牛肉	0	0	1	0	0	0
	豚肉	13	0	14	0	14	0
	鶏肉	5	0	3	0	4	0
	鶏卵	0	0	5	0	5	0
水産物	海面魚種等	31	0	40	0	40	0
	内水面魚種	0	0	0	0	0	0
牛乳・乳児用食品		8	0	11	0	12	0
飲料水		9	0	15	0	12	0
その他		24	0	11	0	13	0
合計		190	0	200	0	200	0

## (3) 野生鳥獣肉の放射性物質濃度の検査

平成23年9月に、岩手県における野生鳥獣肉の放射性物質モニタリング要領を定め、食肉として活用されることが多い野生鳥獣肉の検査を開始し、以後、年度ごとに県の「農畜水産物等の放射性物質検査計画」の中で検査計画を定め、放射性物質濃度を測定しています。

これまで、シカ肉、クマ肉、ヤマドリ肉、カルガモ肉及びキジ肉について検査を実施し、平成24年度に複数の検体から国の基準値を超える放射性セシウムが検出されたシカ肉、クマ肉及びヤマドリ肉について、国の原子力災害対策本部から全県を対象とした出荷制限が指示されています（令和2年4月15日一部解除）。

平成25年度以降は、国の基準値を超過した放射性セシウムが検出されているシカ肉、クマ肉及びヤマドリ肉を対象に検査を実施しています。

今後も、全県を対象とした出荷制限指示が継続しているシカ肉、クマ肉及びヤマドリ肉について、引き続き、測定を実施します。

図表3-10 野生鳥獣肉の放射性物質濃度の検査結果（食肉出荷用を除く）

年度	品目名	検査件数	基準値超過件数	超過検体の捕獲場所市町村
令和2年度	シカ肉	41	3	奥州市、大船渡市、陸前高田市
	クマ肉	15	2	大船渡市、陸前高田市
	ヤマドリ肉	20	—	—
	合計	76	5	
令和3年度	シカ肉	54	0	
	クマ肉	13	0	
	ヤマドリ肉	15	1	陸前高田市
	合計	82	1	
令和4年度	シカ肉	46	0	—
	クマ肉	16	2	奥州市、一関市
	ヤマドリ肉	22	0	—
	合計	84	2	

(4) 県産農林水産物の出荷制限等の状況

県では、平成23年8月から、国の「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」に基づき、「県産農林水産物の放射性物質濃度の検査計画」を策定し、放射性物質濃度検査を継続的に実施しており、これまでの検査件数は、延べ149,947件となっています。（図表3-2）

放射性物質濃度検査の結果、平成23年度には、牛肉、原木しいたけ（施設）、乾しいたけ、ヤマメの4品目、平成24年度には、そば、大豆、きのこ・山菜類、水産物などの27品目、平成25年度には、ヒラメの1品目の計32品目が国の基準値の超過等により出荷制限等となりました。

一方、令和5年2月17日に「一関市(旧花泉町及び旧千厩町の区域に限る。）」のタケノコ、「奥州市(旧水沢市、旧江刺市及び旧胆沢町の区域に限る。）」、平泉町（旧平泉町の区域に限る。）」及び釜石市の野生ワラビ」が解除となるなど、これまでに県内全域で18品目の出荷制限等が解除され、令和5年3月末時点の出荷制限等は、きのこや山菜類等の15品目となっています。

また、原木しいたけ（露地栽培）の出荷制限について、一部解除となっており、県が定めた管理計画等に即して生産され、基準値以下であることが確認されたものについてのみ出荷されています。



図表3-11 出荷制限等解除品目状況（制限の一部解除は除く。）（令和5年3月末現在）

措置区分	解除品目					
	品目名	制限指示年月日	解除年月日	対象地域等		
国出荷制限指示	肉	牛※	H23. 8. 1	H31. 3. 28	県内全域	
		穀類	そば※	H24. 11. 13	H26. 4. 11	盛岡市（旧渋民村）、一関市（旧大原町）
				H24. 11. 30	H26. 4. 11	奥州市（旧衣川村）
		大豆※	H25. 1. 4	H27. 7. 1	一関市（旧磐清水村）	
	特用林産物	原木しいたけ（露地栽培）	H24. 5. 10	H25. 4. 8	盛岡市	
			セリ（野生）※	H24. 5. 30	H27. 12. 21	一関市
				R 2. 4. 15	奥州市	
		タケノコ	H25. 4. 30	H28. 3. 29	陸前高田市（旧気仙町、旧広田町、旧高田町、旧小友村、旧竹駒村及び旧米崎村）	
				R 2. 4. 24	一関市（旧大東町、旧東山町及び旧藤沢町）	
			H24. 5. 31	R 5. 2. 17	一関市（旧花泉町及び旧千厩町）	
			R 4. 3. 16	奥州市（旧水沢市、旧江刺市及び旧胆沢町）		
		ワラビ（野生）	H25. 5. 17	R2. 11. 16	一関市	
			H24. 5. 16	R 5. 2. 17	奥州市（旧水沢市、旧江刺市及び旧胆沢町）	
			H25. 6. 4	R 5. 2. 17	平泉町（旧平泉町）	
	H26. 5. 7		R 5. 2. 17	釜石市		
	水産物	マダラ※	H24. 5. 2	H25. 1. 17	三陸南部沖の海域（陸前高田市沖の一部を含む）	
		ヒラメ※	H25. 6. 4	H25. 8. 30	三陸南部沖のうち金華山以北の海域（陸前高田市沖の一部を含む）	
		スズキ※	H24. 10. 25	H27. 11. 20	三陸南部沖の海域（陸前高田市沖の一部を含む）	
		クロダイ※	H24. 11. 6	H31. 3. 14	三陸南部沖の海域（陸前高田市沖の一部を含む）	
		ウグイ※	H24. 6. 12	H26. 7. 31	気仙川（支流を含む）	
			H24. 5. 11	H26. 8. 25	大川（支流を含む）	
			H24. 5. 11	H27. 3. 10	北上川のうち四十四田ダムの下流（支流を含む）	
		イワナ※	H24. 5. 8	H27. 9. 30	磐井川（支流を含む。）	
	R 3. 2. 17			砂鉄川（支流を含む。）		
	県出荷自粛要請	特用林産物	原木しいたけ（施設栽培）※	H24. 3. 30	H25. 12. 13	一関市
				H25. 12. 27	奥州市	
			フキ（野生）※	H24. 6. 5	H27. 9. 28	奥州市
コゴミ（野生）			H24. 5. 8	H29. 1. 31	花巻市	
ミズ（うわばみそう）（野生）※			H24. 5. 16	R 4. 3. 16	一関市	
サンショウ（野生）※			H24. 7. 13	R 4. 3. 16	奥州市	
水産物		クロソイ※	H24. 6. 1	H24. 7. 1	釜石海域	
		ヤマメ※	H24. 3. 29	H27. 6. 11	衣川（支流を含む）	
			H24. 3. 29	H27. 9. 30	磐井川（支流を含む）	
その他		茶※	H24. 6. 8	H25. 6. 14	陸前高田市	
		くわい（露地栽培）※	H24. 12. 21	H26. 2. 27	平泉町	

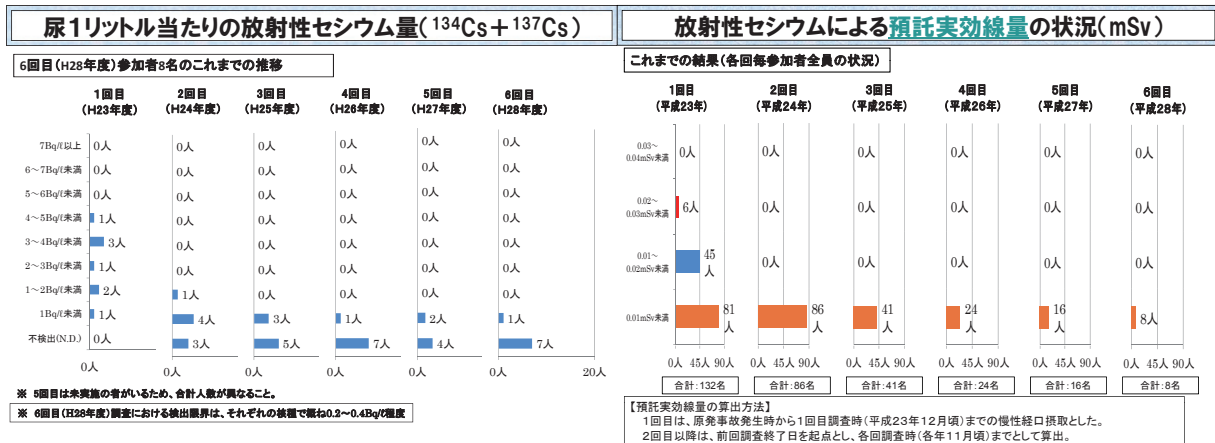
※ 出荷制限等が県内全域で解除されている品目（18品目）

## 第4節 健康影響、学校の対策の取組状況

### 1 概況

原発事故に伴い、放射線による健康への影響を心配する県民からの声が多く寄せられたことなどから、比較的放射線量の高い県南部を中心とし、大人に比べて放射線による影響（感受性）が高い可能性がある子どもの内部被ばく状況を把握するため、平成23年度に放射線健康影響調査（尿中放射性物質サンプリグ検査）を行いました。その後、平成24年度から平成28年度まで、同じお子さんを対象に同様の手法で継続調査を行ってきました。

平成29年度の実施に当たり、調査の参加希望者が極めて少数であったことや、有識者会議の意見を踏まえて、県が実施する放射線健康影響調査を終了しました。



また、県では、原発放射線影響対策の基本方針において、放射線の影響を受けやすいとされる子どもの健康を重視する観点から、学校などの教育施設等における測定に重点的に取り組み、対策の実施に当たっては、学校などの教育施設等における環境整備に対する県民の期待を十分考慮することとしています。

そこで、県では、平成23年度から県立学校の放射線量を定期的に測定するとともに、放射線量低減に向けた取組方針に基づき、空間線量率が局所的に1μSv/hを超えた場合や重点調査地域において国の除染基準である0.23μSv/hを超えた場合に除染等の低減措置を行っており、平成25年5月までに対象となった全ての学校の低減措置が完了しています。

学校給食についても、平成24年度から使用予定食材や提供後の給食一食分の放射性物質濃度測定を行っていますが、令和4年度までに国の基準値を超えた例はありません。

市町村等においても、小中学校などにおける放射線量の測定や給食食材の放射性物質濃度の測定が行われています。県は、測定機器の貸出、放射線量の測定・除染費用の助成などを行い、市町村等の取組を支援しています。

今後も、市町村等と連携して、学校の放射線量の測定や給食食材などの放射性物質濃度測定を行ってまいります。

### 2 各取組の実施状況

#### (1) 放射線健康影響調査

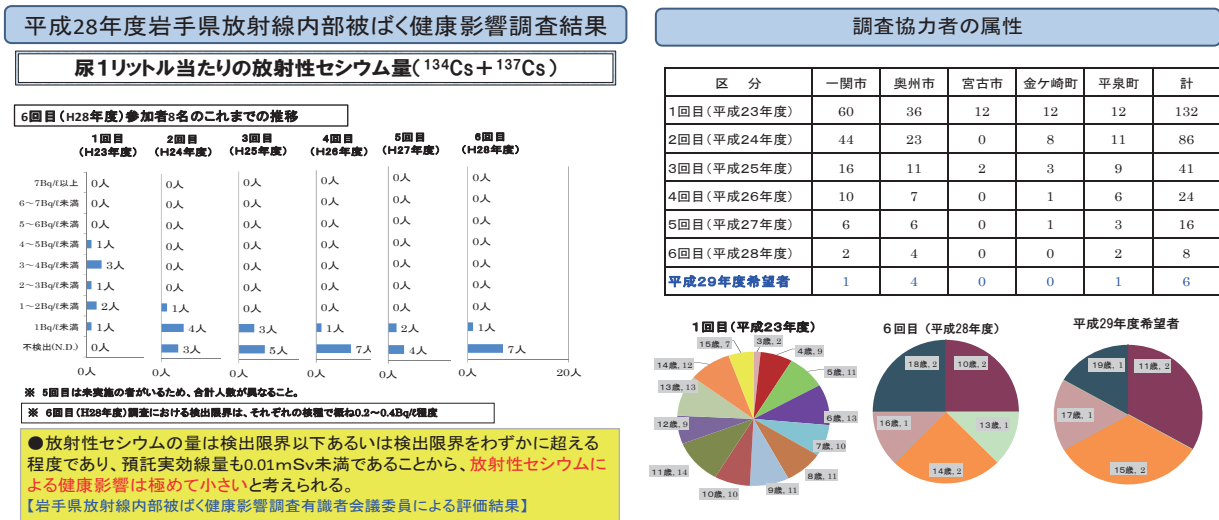
平成23年度に、主に県南部を中心に3歳~15歳の子どもを対象とした尿中の放射性物質のサンプリグ調査を実施した結果について、緊急被ばく医療、放射線防護、公衆衛生等の専門家からなる有識者会議において「放射性セシウムによる預託実効線量は、最大でも0.03ミリシーベルト(mSv)未満という結果であり、全員が1mSvをはるかに下回っていることから、放射線による健康影響は極めて小さいと考えられる。」との評価をいただいています。

平成24年度から平成28年度までにおいても、同じお子さんを対象に同じ手法により調査を継続し、いずれも有識者会議より「尿中の放射性セシウムの量は検出限界以下あるいは検出限界をわずかに超える程度であり、預託実効線量も0.01mSv未満であることから、放射性セシウムによる健康影響は極めて小さいと考えられる。」との評価をいただき、「今後の調査を継続する必要はない。」と意見をいただいています。

平成29年度の調査実施に当たり、調査への参加について意向確認を行ったところ、希望者が極めて少数で、科学的評価が難しい標本数であることや、有識者会議からの意見を踏まえて、健康影響調査を終了しました。

なお、平成24年度に創設した、県南3市町（一関市、奥州市及び平泉町）が実施する内部被ばく検査等に要する経費への県の補助制度については、令和2年度で事業を終了しました。

※預託実効線量：体内からの内部被ばく線量について、成人で50年間、子どもで70歳までの生涯の累積線量を表したものです。



図表4-1 健康影響調査結果（平成23年度～平成28年度）

放射性物質質量 (核種別、尿1ℓあたり)		H23	H24	H25	H26	H27	H28	備考
放射性ヨウ素(※1)		全員 不検出	全員 不検出	全員 不検出	全員 不検出	全員 不検出	全員 不検出	※1 継続調査を実施した8名に係る前回調査との比較(H27年度未実施の者を含むため、当該年度は、他の年度と合計人数が異なること。)
放射性セシウム(※1)	不検出	-	3	5	7	4	7	
	1Bq/ℓ未満	1	4	3	1	2	1	
	1~2未満	2	1	-	-	-	-	
	2~3未満	1	-	-	-	-	-	
	3~4未満	3	-	-	-	-	-	
	4~5未満	1	-	-	-	-	-	
	5~6未満	-	-	-	-	-	-	
6~7未満	-	-	-	-	-	-		
7Bq/ℓ以上		-	-	-	-	-	-	

図表4-2 預託実効線量（平成23年度～平成28年度）(※1)

単位：mSv	H23	H24	H25	H26	H27	H28	備考
0.01未満	3	8	8	8	6	8	※1 継続調査を実施した8名に係る前回調査との比較(H27年度未実施の者を含むため、当該年度は、他の年度と合計人数が異なること。)
0.01~0.02未満	3	-	-	-	-	-	
0.02~0.03未満	2	-	-	-	-	-	
0.03~0.04未満	-	-	-	-	-	-	

(2) 学校等の除染

平成23年9月から11月まで全県立学校の校地内空間線量率測定を実施し、県立学校の雨樋の下など局

所的に高い値（ $1 \mu\text{Sv/h}$ 以上）を示した箇所について、平成23年12月27日までに除染を完了しました。

また、重点調査地域内（一関市、奥州市）の県立学校のうち詳細測定の結果、平均値が $0.23 \mu\text{Sv/h}$ 以上であった4校（前沢明峰支援学校、一関清明支援学校（本校）、前沢高等学校、千厩高等学校）のグラウンド等について、平成25年5月までに除染が完了しました。

県立学校の農業教育実習で使用している牧草地について、県立学校4校（盛岡農業高等学校、水沢農業高等学校、岩谷堂高等学校、遠野緑峰高等学校）において、牧草地の除染作業を行い、平成27年9月までに除染作業が完了しました。

今後も、測定の結果、低減措置実施の目安を超えた場合は、放射線量低減に向けた取組方針に基づき、低減措置を実施していきます。

### (3) 学校給食の検査

学校給食のより一層の安全・安心確保のため、自校で給食調理を実施している県立学校に測定機器を設置し、平成24年6月から自校における食材の測定のほか、測定機器を持たない市町村等からの依頼に応じて測定を行っています。測定開始から令和4年度までに基準値を超えた例はありません。

平成23年度には、市町村が検査体制整備のために機器を購入する際の費用を助成する補助制度を創設し、20市町村が補助制度を活用し、測定機器を平成24年8月までに整備、順次測定を開始しました。

県の補助制度を活用せず、市町村独自に測定機器を整備した市町村においても測定を行っています。なお、県内私立学校においても、各学校設置者が必要に応じ給食の測定を実施しています。

平成24年度と平成25年度において、県内5施設を対象に、提供後給食の放射性物質濃度について把握する学校給食モニタリング事業を実施し、全ての検査において、放射性物質（放射性ヨウ素131、放射性セシウム134、放射性セシウム137）は検出されませんでした。

平成26年度以降も、継続して測定をしてきましたが、これまでの測定で国が定める基準を超えた検出がないことや、東北各県の状況、専門家の意見を踏まえ、提供後給食（流通市場を通じ仕入れる食材）については、令和2年度で測定を終了しました。

なお、学校給食における放射線への不安を解消するため、産直や個人農家などから直接仕入れる地場産物等については、今後も継続して測定を行っています。

図表4-3 県立学校設置測定機器による学校給食の測定結果

年度	測定件数			基準値 超過件数	備考
	食材	提供後給食	合計		
平成25年度	15	1,044	1,059	0	他施設からの依頼による測定を含む。
平成26年度	21	1,104	1,125	0	他施設からの依頼による測定を含む。
平成27年度	9	1,014	1,023	0	他施設からの依頼による測定を含む。
平成28年度	13	1,033	1,046	0	他施設からの依頼による測定を含む。
平成29年度	8	1,020	1,028	0	他施設からの依頼による測定を含む。
平成30年度	15	962	977	0	他施設からの依頼による測定を含む。
令和元年度	15	862	877	0	他施設からの依頼による測定を含む。
令和2年度	14	987	1,001	0	他施設からの依頼による測定を含む。
令和3年度	6	0	6	0	他施設からの依頼による測定を含む。
令和4年度	2	0	2	0	他施設からの依頼による測定を含む。

## 第5節 風評被害対策の取組状況

### 1 概況

県内主要地点の放射線量は低減傾向にあり、県産農林水産物等においても国の基準値を下回っているものがほとんどですが、放射性物質の影響を懸念した消費者が「いわて」の産品を買い控えることなどにより、県産農林水産物の取引の縮小、商工業における製品の買い控えや出荷時の検査費用の増加、一部の国における輸入規制、一部の地域からの観光客の入込が回復していないなど、県内各種産業において風評被害の発生が見られています。

これらの風評被害を解消していくため、県では、生活空間の放射線量や県産農林水産物の放射性物質濃度検査結果等の速やかな公表に加え、消費者に対して県産農林水産物の安全・安心のPRによる販路の回復・拡大を図るため、平成25年度に「いわてブランド再生推進事業」を創設しました。当該事業において、本県の自然や風土、県産農林水産物、事業者の製品などの魅力を広く情報発信し、物産展等を通じた消費拡大、商談会等を通じた事業者の販路拡大を支援してきました。また、観光業においては、震災学習を中心とした教育旅行等の誘致をはじめ、国内外からの観光客の誘客を促進しています。さらに、被害を受けた事業者に対し、東京電力に対する損害賠償請求に向けた支援として、被害を受けた商工・観光事業者からの個別相談に対応しています。

平成26年度と平成27年度は、関西圏での取組を強化し、鉄道広告の掲出のほか、シェフなどを対象とした産地見学会やワカメを中心とするフェアを開催するなど、消費者の信頼回復と県産農林水産物の販路の拡大を図りました。また、県内でも乾しいたけ、ワカメ等の風評払拭に向けたキャンペーンを実施しました。

平成28年度から令和2年度までは、「いわて農林水産物消費者理解増進対策事業」により、また、令和3年度からは、「いわて食の聖地プロモーション展開事業」を活用し、県産農林水産物の安全・安心や産地の魅力の情報発信、生産者等の参画による商談会等の開催などに継続して取り組んでいます。

これらの取組の結果、本県産の牛肉及び生しいたけの市場価格は、ほぼ震災前の水準に回復しています。乾しいたけについては、平成27年度には一時的に回復したものの、翌年度から再び下落に転じ、令和4年は3千円台/kgとなっています。

商工業においては、製品の買い控えや検査費用の増加、一部の国における輸入規制が継続し、観光業においては、コロナ禍以前は本県への旅行者数等は回復傾向にあったものの、一部沿岸地域への入込が回復していないなどの状況が続いていました。

県では、引き続き、市町村や関係団体等と連携して、県産農林水産物等の放射性物質濃度等の検査結果の公表や、県産食材の安全性や魅力を広くPRする取組を積極的に展開することにより、消費者からの信頼確保と県産農林水産物の販路の拡大に向けた取組を進めていきます。



【市町村等の取組：いわて農林水産物消費者理解増進対策事業の実施状況】

県では、消費地と産地との交流を通じて、放射性物質に対する消費者の不安を払拭し、産地としての信頼回復と県産農林水産物の販路拡大を図るため、消費者庁の地方消費者行政推進交付金を活用して、平成25年度から令和2年度まで「いわて農林水産物消費者理解増進対策事業」を創設し、事業を実施しました。

この事業は、市町村や生産者等が主体となって、県産農林水産物の安全性確保の取組に対する消費者の理解増進を目的としたフェア等を開催する際の経費を支援するもので、首都圏等の商店街や量販店などにおいて、県産農林水産物の品質の高さや安全・安心の確保に向けた産地の取組等を広くPRしています。

PRの内容は、単なる農林水産物の試食会や展示即売にとどまらず、ポスター等を活用した生産者等による放射性物質低減のための取組や食品と放射能に関する普及啓発など、消費者の理解増進に向けた取組となっています。

この事業を活用して、平成25年度から令和2年度までに、延べ95市町村・77団体が物産フェア等を開催し、県産農林水産物の安全・安心をPRするポスターの掲示や試食・試供品の提供等を実施しました。

参加した消費者に対するアンケートの結果では、8割以上の方が「産地の安全・安心の取組を理解した」「岩手県産品をまた利用したい」との回答でした。

なお、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、首都圏との往来が制限されたことなどから、事業の実施は1市に留まりました。

図表5-1 いわて農林水産物消費者理解増進対策事業実施状況（平成30年度～令和2年度）

地区	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
盛岡広域振興局管内	市町村	1 矢巾町	1	矢巾町		
	団体	1 いわて原木椎茸生産者の会	2	いわて原木椎茸生産者の会、岩清水右京の会		
県南広域振興局管内	市町村	1 一関市	2	一関市、遠野市		
	団体	2 JAいわて花巻、一関しいたけ生産組合	2	JAいわて花巻、一関しいたけ生産組合		
沿岸広域振興局管内	市町村	3 釜石市、大槌町、陸前高田市	4	釜石市、大槌町、山田町、陸前高田市		
	団体	3 岩泉ホールディングス株式会社、JF綾里、JF三陸	1	JF綾里		
県北広域振興局管内	市町村	3 久慈市、洋野町、普代村	3	久慈市、洋野町、普代村	1	久慈市
	団体	2 JA新岩手久慈地域野菜部会、二戸市特産品開発推進協議会	2	JA新岩手久慈地域野菜部会、二戸市特産品開発推進協議会		
合計	市町村	8	10		1	
	団体	8	7		0	

2 各取組の実施状況

(1) 農林水産業等

ア 風評被害の発生状況

県では、県産農林水産物の放射性物質濃度検査の結果、国の基準値を超える放射性物質が検出された場合、国の出荷制限指示等に基づき、出荷団体等に対して出荷を差し控えるよう要請しています。

令和5年3月末現在、国の出荷制限指示を受けている品目は、原木生しいたけ、山菜類など9品目、県が出荷自粛要請を行っている品目は、乾しいたけなど6品目となっています。

肉用牛に給与する稲わらから放射性セシウムが検出された平成23年7月以降、県産牛肉の枝肉単価が下落し、その後、大豆や小麦の農産物、牛乳・乳製品、生しいたけ、乾しいたけ、山菜・きのこ類等の林産物、ソイ類、マダラ等の水産物においても価格の下落等が生じました。

## イ 風評被害対策の取組状況

県では、原発事故発生後から、県産牛肉の安全・安心の確立や牧草地再生の取組を進めてきました。

平成28年度から令和2年度までは、「いわて農林水産物消費者理解増進対策事業」により、令和3年度からは、上記の取組を「いわて食の聖地プロモーション展開事業」に組み替えて、首都圏等における県産農林水産物の安全・安心や産地の魅力の情報発信に取り組むとともに、知事によるトップセールスの実施や生産者等の参画による商談会等を通じて販路拡大に向けた取組を実施しました。

また、市町村や生産者団体が消費者にPRする取組や産直施設等の東京電力に対する損害賠償請求について支援しました。

県産農林水産物の安全性を消費者等に正しく理解いただくため、引き続き、関係機関・団体等と連携しながら、的確な情報発信や販路拡大に向けた取組を実施します。

図表5-2 農林水産物における風評被害の発生事例

品目		被害状況
畜産物	牛肉	稲わらから放射性セシウムが検出された平成23年7月以降、風評被害等により県産牛肉の枝肉単価は低下し、出荷制限一部解除後の10月平均価格が対22年比で約3割下落するなどの風評被害を受けた。県産肉用牛の全頭検査の実施や速やかな検査結果の公表、卸売市場のバイヤー等と生産者の交流等を通じた安全性のアピールにより、原発事故前の水準にほぼ回復している。
	牛乳・乳製品	取引中止による販売数量の減（原発事故前の71～89%に減）のほか、「消費者は東日本の生産物を買わない」との理由で店頭から排除された事例がある。
農産物	大豆	平成23年度以降、落札価格が全国平均より低かったが、価格は回復基調にある。
	小麦	岩手産であることを理由とした取引停止（販売額が約1,000万円減少）のほか、実需者による播種前契約（購入希望数量）は24年産に比べ約1千t（12%）減少するなどの被害を受けた事例がある。
林産物	生しいたけ	県内の生しいたけの価格は、原発事故前の水準にほぼ回復（平成27年4月～12月、22年比100%）している。 平成24年4～5月に相次いだ出荷制限指示をきっかけとして、出荷制限指示が出されている市町村以外のもので、放射性物質の検査要請や実需者から納品を休止されるなど受注が減少している事例がある。
	乾しいたけ	平成24年2月に一部の市町村で食品の暫定規制値（500Bq/kg）を超えたこと、平成24年4～5月に相次いだ原木生しいたけの出荷制限指示をきっかけに、全県的に出荷量・価格とも落ち込み、一時は原発事故前に比べ約2割に下落（平成25年度）した。 平成27年度（4月～12月）に入って、春子の不作等の影響から原発事故前対比で105%と市場価格が急回復したが、翌年度から再び下落に転じたことから、引き続き価格動向を注視する必要がある。
	山菜・きのこ類	野生の山菜・きのこ類について、平成24年4月に一部の市町村の山菜、同年10月に一部の市町村の野生きのこに出荷制限指示等が相次いだことをきっかけに、多くの直売所の来客数が減少した。現地調査を行った直売所においては、来場数が月平均約20%減少し、山菜以外の商品にも影響が生じ、売上げは約30%減少した。また、放射性物質検査証明書について、出荷制限品目でないものについても要求された事例がある。
水産物	ソイ類	県は、釜石海域のクロソイについて、基準値を超過する放射性セシウムが検出されたことから、平成24年6月1日付けで水揚げ自粛を要請した（同年7月1日付けで解除）。 一連の報道等がクロソイを含むソイ類全般の消費不振を招き、釜石魚市場では、自粛要請が解除された同年7月1日以降も、ソイ類の取引価格が長期間低迷した事例がある。
	マダラ	国は、平成24年5月2日付けで三陸南部沖海域〔宮城県海域（陸前高田市沖の一部を含む）〕、同年8月27日付けで青森県沖太平洋海域についてマダラの出荷制限を指示した。 本県海域（三陸北部沖海域）については、基準値の超過事例が一件もなく、国から出荷制限が指示されることはなかったが、一連の報道等がマダラの消費不振を招き、県内の全魚市場では、同年5月以降、マダラの取引価格が長期間低迷した事例がある。
	ツナシオアミ（イダ）	放射性セシウム23Bq/kgの検出事例以降、放射性物質汚染を避ける操業を行っていたため、非効率で漁獲量が減少した事例がある。
	海藻類	震災によって、関西圏等では、他産地産（鳴門、中国・韓国）に切り換えられた。本県産の供給が可能となった後においても、放射性物質への懸念などを理由に、依然、問屋や小売店との取引が縮小したままとなっている。

品目	被害状況
川魚	<p>県は、磐井川・砂鉄川のイワナ、衣川・磐井川のヤマメ、気仙川・胆沢川・砂鉄川・大川のウグイについて、100Bq/kg（平成24年4月1日以降の基準値）を超過する放射性セシウムが検出されたことから、同年3月29日付けで、同年4月1日以降の採捕自粛を要請した。</p> <p>その後、国は、同年5月8日付けで磐井川・砂鉄川のイワナ、同年5月11日付けで大川・四十四田ダムより下流の北上川（支流を含む。）のウグイ、同年6月12日付けで気仙川のウグイについて、出荷制限を指示した。</p> <p>県内水面漁連が発行する県内共通遊漁券については、出荷制限を受けていない河川でも使用できるが、一連の報道等が全県的な遊漁客離れを招き、同年の発行枚数が大幅に減少した事例がある。</p>

図表5-3 風評被害対策の主な取組状況（農林水産業等）

事業名等	実施期間	実施内容等
県産牛肉安全安心確立緊急対策事業	平成23年度～	<p>安全・安心な県産牛肉の供給体制を確立し、県内外に出荷される県産牛に対する消費者の不安等を解消するため、牛肉の放射性物質検査の実施と結果の公表のほか、生産者の参加により、県内外での県産牛の販売促進活動などの風評被害防止対策を実施。</p> <p>平成24年度から現在まで、国の基準値（100Bq/kg）を超過した事例は発生しておらず、風評被害対策の取組効果もあり市場価格は原発事故前の水準にほぼ回復。</p>
いわて型牧草地再生対策事業	平成24～29年度	<p>県が利用自粛を要請していない草地（酪農50Bq/kg以下、肉用牛100Bq/kg以下）を対象に、風評被害対策として放射性物質の低減を図るための除染を実施する市町村を支援。</p>
いわて食材販路回復・拡大推進事業	平成23～24年度	<p>平成23年度は、東日本大震災津波後、生産量が大きく落ち込んだ水産物など本県産品の販路の回復・拡大を図ることを目的に、県産農林水産物の品質の高さや安全性、被災地の復旧状況などをPRするため、量販店や自治体、企業から協力を得て復興フェア等を開催。</p> <p>平成24年度は、県産農林水産物の安全性確保の取組や生産者の一生懸命な姿をPRするポスターを作成し、その安全・安心を広く発信するとともに、流通業者に安全性を訴え販路を確保していくための商談会の開催のほか、生産者団体と連携した試食販売などの消費者へのPR活動を実施。</p>
いわてブランド再生推進事業	平成25～27年度	<p>県産農林水産物の風評被害の払拭と、原発事故等の影響により縮小した県産農林水産物等の販路を回復・拡大するため、全国の消費者等を対象とした安全・安心の情報発信や、実需者等に対するプロモーション、マッチング機会の創出により、県産農林水産物等のブランド力の再生・強化を図った。</p>
いわて農林水産物消費者理解増進対策事業	平成25～令和2年度	<p>放射性物質に対する消費者の不安の払拭と県産農林水産物の販路回復・拡大を図るため、安全・安心に係る消費者への情報発信等を実施するとともに、市町村や生産者団体等が行うPR活動等を支援した。</p> <p>（平成25年度は15市町村・15団体、平成26年度は18市町村・12団体、平成27年度は14市町村・10団体、平成28年度は14市町村・12団体、平成29年度は15市町村・13団体、平成30年度は8市町村・8団体、令和元年度は10市町村・7団体、令和2年度は1市で実施。）</p>
いわて食の聖地プロモーション展開事業	令和3年度～	<p>県産農林水産物の販路拡大を図るため、情報発信媒体を作成し、首都圏等の消費者に対し、安全・安心で魅力ある県産食材の情報発信を実施。</p>
その他	平成24年度～	<p>平成24年度に産直施設等が東京電力に対して賠償請求を行うための支援として、東京電力の出席を求めた説明会（個別相談会を含む。）を計19回、県内各地域で実施。</p> <p>平成25年度は、本庁関係各課、広域振興局及び農林振興センターの農林水産担当課に問い合わせ窓口を設置。</p> <p>平成25年4月には、県、市町村、関係団体等に対し、東京電力の出席を求めた説明会を実施するとともに、産直や水産加工業者等を対象とした説明会を沿岸の市で実施。</p>

(2) 商工業・観光業における風評被害の発生状況と対策の取組状況

商工業・観光業においては、製品の買控えや出荷時の検査費用の増加、一部の地域からの観光客の入込みが回復していないなど風評被害が発生しています。

このため、県では、本県の自然や風土、事業者の製品などの魅力を広く情報発信するとともに、商談会や物産展等を通じた事業者の販路拡大の支援、教育旅行等の誘致をはじめとした国内からの観光客の誘客促進や海外への情報発信などの取組を実施しました。

今後も、風評が払拭されるよう、前向きな情報発信等に取り組んでいきます。



## ア 商工業

食品加工業などを中心に岩手県で生産された製品の買控えや、顧客・取引先からの要請に応じて実施する放射線検査・検査機器購入等の費用がかさむなどの風評被害が発生しています。

首都圏等での商談会の開催や物産展への出展、オンラインによる県産品販売等を通じた事業者の販路拡大を支援するなどして風評の払拭に取り組んでいるところであり、引き続き、事業者の支援に取り組んでいきます。

## イ 観光業

本県への観光客の入込みは、平成27年に震災前の水準を超えるまで回復しましたが、東日本大震災津波で被災した沿岸地域については回復が遅れていました。令和元年は、沿岸13市町村を開催地とした三陸防災復興プロジェクト2019や釜石市でのラグビーワールドカップ™の試合開催など、沿岸地域に注目が集まる絶好の機会となり、沿岸地域の観光入込客数は震災前の9割以上まで回復しました。

外国人観光客については、原発事故直後、放射性物質の影響を懸念したキャンセルなどにより減少しましたが、インバウンド需要の拡大により平成27年には震災前の水準を超えました。

新型コロナウイルス感染症の影響は、令和4年から回復傾向にあります。県外・国外からの観光客入込数はコロナ禍前の状況まで回復していないため、沿岸地域をはじめとした全県への誘客拡大に向けて、今後も地域資源を生かした魅力ある観光地域づくりや効果的な情報発信を進めるとともに、震災学習を中心とした教育旅行等の誘致に取り組んでいきます。

図表5-4 風評被害対策の主な取組状況（商工業・観光業）

区分	取組内容
商工業	<ul style="list-style-type: none"> <li>食の商談会を盛岡、名古屋、大阪、仙台、東京（開催順）において実施。</li> <li>水産加工業の商品力向上支援を目的とした販路開拓相談会を実施。</li> <li>首都圏百貨店において、本県工芸品の展示販売会を実施。</li> <li>大手量販店と連携したフェアを開催し、広く県産食品の情報発信を行った。</li> </ul>
観光業	<ul style="list-style-type: none"> <li>いわて観光キャンペーン推進協議会において県内宿泊施設の利用を促進するキャンペーン等を実施。</li> <li>震災学習を中心とした教育旅行などの復興ツーリズムの誘致を促進。</li> <li>東北観光推進機構や東北各県等と連携した海外プロモーションの展開、宿泊施設等における多言語表示や無料公衆無線LAN環境整備に対する支援などによる受入態勢の充実の取組を実施。</li> </ul>

## 第6節 情報発信、普及啓発、原発放射線影響対策本部等の取組状況

### 1 概況

#### (1) 情報発信、普及啓発等

県では、放射性物質の影響に対する県民の不安解消や風評被害の解消・防止のために、各種媒体を活用した情報発信を行うとともに、県民等が放射性物質の影響について正しく理解する機会等を設ける普及啓発の取組を行っています。

情報発信については、放射性物質の基礎知識や各種測定結果、放射線影響対策の取組状況などを県内外に広く周知するため、これまでに広報誌やインターネット、冊子の発行、新聞広告などにより、また、県産食材や産地の魅力等を県内外に伝えるため、インターネットのほか、生活情報誌・料理専門誌等への記事広告、電車中吊り広告、県産農林水産物のフェア開催やリーフレットなどにより、一般消費者や飲食業関係者に対して情報発信してきました。

普及啓発については、放射性物質の基礎知識や食品、健康影響に関する情報を取りまとめたパンフレットの配布、放射性物質の影響による県民の不安を解消することを目的とした県民向けセミナーの開催、放射性物質の基礎知識等について学習することを目的とした行政職員向けセミナーの開催、食品と放射能に関し消費者、生産者、事業者等が正しい知識の共有と意見交換を行うリスクコミュニケーションの開催のほか、出前講座への講師派遣を実施しました。

県民向けセミナーは平成23年度から平成29年度までに合計37回開催しました。行政職員向けセミナーは平成23年度から令和4年度まで合計48回開催しました。リスクコミュニケーションは、平成24年度から平成26年度までに合計10回開催しました。

県民の不安解消や風評被害発生防止のため、情報発信や普及啓発を継続して実施していきます。

#### 【市町村等の取組：情報発信、普及啓発実施状況】

市町村においても、ホームページや広報誌などを活用して、各種検査結果や放射線の基礎知識、市町村の取組状況などについてお知らせしています。また、住民の関心の高い食品中の放射性物質などについて分かりやすくまとめたパンフレットを独自に作成し住民に配布するなど、様々な媒体を用いて情報発信を行っています。

市町村における普及啓発の取組としては、放射線に関する基礎知識や空間線量や食品の放射性物質濃度等の測定結果を広報紙に掲載する取組が最も多く、令和4年度までに31市町村において行われました。

また、市民や関係団体を対象としたセミナー、出前講座等については、一関市（延べ43回、3,907人参加）、盛岡市（延べ20回、624人参加）、花巻市（延べ15回、559人参加）など19市町村において実施しているほか、また、奥州市、一関市等県南部の市町を中心とする7市町では、パンフレット等を作成し、正しい知識の普及を図る取組が行われています。（図表6-1）

図表6-1 市町村における普及啓発の取組（平成23年度～令和4年度）

市町村	セミナー、出前講座等		パンフレット 等作成	広報紙 掲載	市町村	セミナー、出前講座等		パンフレット 等作成	広報紙 掲載
	回数	総参加者数				回数	総参加者数		
盛岡市	20	624		○	紫波町				○
宮古市	4	126		○	矢巾町	1	20		○
大船渡市	1	22	○	○	西和賀町				○
花巻市	15	559	○	○	金ケ崎町	1	120	○	○
北上市	2	80		○	平泉町	7	114	○	○
久慈市	3	57		○	住田町	2	60		○
遠野市	3	183		○	大槌町				○
一関市	43	3,907	○	○	山田町				○
陸前高田市	1	20		○	岩泉町				○
釜石市	1	45		○	田野畑村				○
二戸市	1	50		○	普代村				○
八幡平市	1	68		○	軽米町				
奥州市	9	280	○	○	野田村	1	19		○
滝沢市				○	九戸村				○
雫石町	4	62	○	○	洋野町				○
葛巻町					一戸町				○
岩手町				○	合計	120	6,416	7	31

## (2) 原発放射線影響対策本部、市町村等連絡会議

本県の原発放射線影響対策については、平成23年7月に設置した知事を本部長とする原発放射線影響対策本部（以下「対策本部」という。）において、各種方針の策定、原発放射線影響対策の取組などを決定し、関係部局間の情報共有と連携を図りながら、全庁を挙げて各種対策を推進しています。知事、副知事、関係部局長で構成される本部員会議は、令和4年度までに合計35回開催しており、本部員会議で決定された取組等については、所管部局のほか、関係部局職員で構成される放射線影響対策特命チームや県南広域振興局等の職員で構成される現地対応チーム等を通じ、部局横断的に庁内や市町村等との連携を図りながら進められています。

また、原発放射線影響対策の効率的、効果的な推進に当たっては、市町村等県内関係機関・団体との連携が必要であることから、県、市町村、広域連合及び一部事務組合が情報共有を進め、連携して放射線影響対策を実施していくため、平成23年度から原発放射線影響対策市町村等連絡会議（以下「市町村等連絡会議」という。）を開催しています。今後も、本部員会議での情報共有や決定、市町村等連絡会議での情報共有等を通じて、原発放射線影響対策を庁内関係部局間や市町村等との連携を図りながら進めていきます。

### 【市町村等の取組：対策本部等設置状況】

市町村においても、住民の安全を確保し、放射性物質に対する不安を解消するため、放射線影響対策に関する対策本部や専門組織を設置するとともに、庁内関係部局の連絡会議等を開催するなど、全庁的に対策を進めています。

図表6-2 市町村の対策本部等設置状況

市町村名	対策本部・専門組織	庁内連絡会議・部局横断チーム等
盛岡市	盛岡市災害対策本部放射能対策部 (H23. 7. 4～H24. 3. 8) 盛岡市東日本大震災復興推進・放射能対策本部 (H24. 3. 9～)	盛岡市災害対策本部放射能対策部放射能対策幹事会・放射能対策連絡会 (H23. 7. 4～H24. 3. 8) 東日本大震災復興推進・放射能対策本部放射能対策部幹事会・常任幹事会 (H24. 3. 9～)
宮古市	—	放射能対策関係課長会議 (H23. 7. 15～)
大船渡市	—	原発事故放射線影響対策関係課会議 (H23. 12. 2～)
花巻市	政策推進部震災対策室 (H23. 9～24. 3) 総合政策部防災危機管理課 (H24. 4～)	—
久慈市	—	原発放射線影響対策連絡会議 (H23. 8. 30～R3. 3. 31)
遠野市	遠野市原発放射線影響対策本部 (H24. 4. 23～)	—
一関市	一関市災害対策本部放射線対策部会、放射線対策調整班 (H23. 10. 24～H24. 3. 31) 市民環境部放射線対策室 (H24. 4. 1～R3. 3. 31) 市民環境部生活環境課放射線対策係 (R3. 4. 1～)	—
釜石市	—	放射線等影響対策会議 (H24. 5. 22～)
二戸市	—	原発放射線影響対策連絡会議 (H23. 8. 17～)
奥州市	奥州市原発放射線影響対策本部 (H23. 8. 25～H31. 3. 31) 市民環境部危機管理課原発放射線対策室 (H24. 4. 1～H27. 3. 31) 市民環境部生活環境課放射線対策室 (H27. 4. 1～H31. 3. 31)	除染支援チーム (H24. 6. 1～H26. 3. 31) 共同仮置場設置推進チーム (H24. 6. 1～H26. 3. 31) 除染廃棄物等処理推進チーム (H26. 6. 2～H27. 3. 31)
滝沢市	滝沢市原発放射線影響対策本部 (H23. 9. 11～R4. 3. 31)	—
雫石町	—	雫石町原発放射線影響対策連絡会議 (H23. 8. 29～)
岩手町	—	放射性物質汚染農林業系副産物の焼却処理に係る検討チーム (H25. 8. 29～H31. 1. 31)
金ケ崎町	金ケ崎町放射能対策本部 (H23. 6. 23～R3. 3. 31)	—
平泉町	平泉町原発放射線対策本部 (H23. 9. 20～) 放射線対策室 (H24. 2. 1～R5. 3. 31) 町民福祉課放射線対策係 (R5. 4. 1～)	—
岩泉町	岩泉町放射能影響対策本部 (H23. 8. 1～)	—

## 2 各取組の実施状況

### (1) 情報発信・普及啓発の取組状況

原発事故発生以降、県民等に対し、本県への放射性物質の影響や放射線影響対策の実施状況などをお知らせするとともに、県内外における風評被害の解消や防止を図っていくため、広報誌やホームページなど各種媒体を活用して情報発信を実施しています。(図表6-3)

令和4年度においても継続して、広報誌やホームページなど各種媒体を活用した情報発信を実施しました。いわて食の聖地プロモーション展開事業においては、食の総合ポータルサイト「いわて食財倶楽部」及びフェイスブック「いわて食財サポーター通信」を通じて、県産農林水産物の安全・安心や産地の魅力等の情報発信を行いました。

今後も、県内外への情報発信に継続して取り組んでいきます。

図表 6-3 媒体ごと情報発信の実施状況（主なもの）

媒体等		掲載内容等
広報誌	岩手県広報誌「いわてグラフ」	本県の現状や対策等を定期的に紹介
インターネット	ポータルサイト「放射能に関する情報」	放射線量測定結果、食品検査結果、国・県・市町村等の取組、イベント情報等のページをリンク 県ホームページ>放射能に関する情報： <a href="https://www.pref.iwate.jp/houshasen/index.html">https://www.pref.iwate.jp/houshasen/index.html</a>
	環境放射能モニタリングシステム	県内 10 箇所に設置したモニタリングポストの測定結果をリアルタイムに分かりやすく表示（地図表示、グラフ表示）（ポータルサイト内にリンク） <a href="http://www.iwate-taiki.jp/radiation/pc/index.html">http://www.iwate-taiki.jp/radiation/pc/index.html</a>
	いわての今	県民に関心の高いテーマ、季節のテーマの特集ページをポータルサイト「放射能に関する情報」内に「いわての今」というコーナーを設け掲載（生活空間、食品、健康、野生山菜、野生きのこ）
	放射線測定結果検索システム	県が実施した放射線量測定・食品等検査結果を分かりやすく検索・閲覧できるシステム（ポータルサイト「放射能に関する情報」内にリンク） 空間放射線量・放射性物質濃度： <a href="https://rad.pref.iwate.jp/radtion_map.php">https://rad.pref.iwate.jp/radtion_map.php</a> 食品の放射性物質濃度： <a href="https://rad.pref.iwate.jp/food_search.php">https://rad.pref.iwate.jp/food_search.php</a>
	食の総合ポータルサイト「いわて食財倶楽部」	食財図鑑、産直情報、食のイベント情報、「黄金の國、いわて。」応援の店及び「黄金の國、いわて。」おもてなしの店の情報、「岩手のごつつお食べらんせ」（電子版）、県産農林水産物等の安全性確保に向けた取組等を掲載
	フェイスブック「いわて食財サポーター通信」	生産者や料理人のインタビュー、県産食材を使用したメニュー、食のイベント情報等を掲載
発行物	岩手県放射線影響対策報告書	原発事故以降の本県の放射線影響対策全般について掲載
	岩手県環境報告書	放射線量測定状況、除染状況、普及啓発の実施状況等を掲載
	「岩手のごつつお食べらんせ」（リーフレット）	県産農林水産物の安全・安心及び県産農林水産物に対する飲食店の評価等を首都圏中心に発信

図表 6-4 いわてグラフを活用した情報発信の状況（令和 4 年度）

回数	発行号	テーマ
1	令和 4 年 6 月号（令和 4 年 6 月 1 日）	生活空間の放射線量
2	令和 4 年 9 月号（令和 4 年 9 月 1 日）	野生きのこ採取に当たっての留意点
3	令和 4 年 12 月号（令和 4 年 12 月 1 日）	県産食材などの放射性物質濃度検査
4	令和 5 年 3 月号（令和 5 年 3 月 1 日）	野生山菜採取に当たっての留意点

(2) 原発放射線影響対策本部

対策本部は、①放射線量測定に係る対応方針、②放射線量低減に向けた取組方針、③県産食材等の安全確保方針、④放射線影響に係る県民への情報提供のあり方、⑤放射線影響に伴う風評被害の防止などを所掌事項としており、知事を本部長、副知事を副本部長、関係部局長を本部員とする本部員会議を開催するほか、本部員会議開催に係る連絡調整などを行う連絡会議、各種対応方針等に関する調整や市町村等関係機関との連携等を行う放射線影響対策特命チームなどが設置されています。

ア 本部員会議

本部員会議では、各種方針の策定や改定、東京電力に対する損害賠償請求、放射線影響対策の取組などについて協議・決定し、その結果を踏まえ、全庁を挙げて各種対策を推進しています。令和 4 年度は 1 回開催しています。（図表 6-5）

今後も、県庁各部署が一体となり、必要な放射線影響対策を講じていくため開催していきます。

図表 6-5 原発放射線影響対策本部本部員会議開催状況（令和 4 年度）

開催年月日	主な議題
令和 5 年 2 月 7 日	原発放射線影響対策に関する取組状況について 東京電力ホールディングス(株)に対する損害賠償請求について ALPS 処理水の処分に係る今後の対応について

イ 市町村等連絡会議

県と市町村、広域連合及び一部事務組合が連携して放射線影響対策を進めていくため、平成23年8月から原発放射線影響対策市町村等連絡会議を開催し、令和4年度は1回開催しています（図表6-6）。県の取組状況等の情報共有、県と市町村等が連携して進めていく課題について意見交換や協議をしています。

今後も、市町村等との情報共有を進め、連携して対策を講じていくため継続して開催します。

図表6-6 原発放射線影響対策市町村等連絡会議開催状況（令和4年度）

開催年月日	主な議題
令和4年5月26日	県の空間放射線量測定について 県産農林水産物の放射性物質濃度検査について 東京電力への損害賠償請求及び原発ADR和解仲介申立について 東京電力福島第一原発ALPS処理水の処分への対応について

ウ 現地対応チーム

平成24年3月、県南広域振興局に原発放射線影響対策本部「現地対応チーム」を設置し、関係市町と連携して取組を進めてきました。

令和4年度は、現地対応チームの役割や活動内容の確認、原発放射線影響対策本部本部員会議の内容等のほか、管内の取組状況について随時局内で情報を共有するとともに、管内市町や報道機関へ情報提供を隔月で行っています。

現地対応チームでは、今後も引き続き情報共有や連絡調整を行っていきます。

## 第7節 東京電力に対する損害賠償請求の取組状況

### 1 概況

原発事故による放射性物質の影響によって、農林水産物の一部は出荷制限等の対象となり、現在も原木しいたけなど一部品目については、未だに出荷ができない状況が続いています。

また、観光業、農林水産業、食品加工業等様々な分野における売上減少など、風評被害が発生しています。

当該事故の責任は、東京電力が一義的に負うべきものであり、これら県内で発生している様々な被害や県、市町村等が実施してきた放射線影響対策に要した費用は、事故の原因者である東京電力が被害発生の実態に即して速やかに損害賠償をするべきものです。

しかし、東京電力は、原子力損害賠償紛争審査会が作成した中間指針※を限定的に解釈し、賠償対象を一方的に制限するほか、自治体損害の賠償について、政府指示等に基づき実施を余儀なくされたものなどに賠償対象を限定するなど、その対応は不十分と言わざるを得ません。

県は市町村等と連携し、東京電力のこのような対応を改めさせるため、損害発生の実態に即し、誠意をもって速やかに十分な損害賠償を行うよう強く求めてきました。併せて、民間事業者等の東京電力に対する賠償請求を支援するとともに、自治体として実施した各種放射線影響対策に要した費用について東京電力に賠償請求を行うほか、国への要請などの取組も進めてきました。

これらの取組の結果、農林水産業においてはJAグループ等の農林漁業団体が設立した損害賠償請求対策県協議会を通じた損害賠償が進んでいるほか、観光業や食品加工・流通業等の分野においても損害賠償に一定の進展が見られます。県や市町村が行った賠償請求についても、東京電力が賠償対象としたものや原子力損害賠償紛争解決センター（原発ADR）の仲介による和解によって原子力損害と認められたものについては、賠償について合意に達し、賠償金の支払を受けています。

しかし、東京電力は、農林水産物や観光業等の風評被害について、一方的に賠償期間を限定し、それ以降の損害については賠償に応じない、あるいは原発事故との因果関係の厳密な証明を求めるなど、その対応は未だ消極的な姿勢となっています。

今後も、東京電力に対して、県内で発生している全ての損害について、被害発生の実態に即した十分な賠償を行うよう強く求めていきます。

#### ※ 中間指針

平成23年8月5日、文部科学省の原子力損害賠償紛争審査会が、原発事故の被害者と東京電力との損害賠償に関する円滑な話し合いと合意形成を促すために策定した「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」をいいます。

中間指針は、被害者と東京電力との自主的な解決のための一般的な指針であり法的な拘束力はありませんが、加害者の東京電力でも賠償対象として認められる損害を類型化したものであり、実際に東京電力も中間指針に明記された損害については、基本的に賠償対象として対応しています。

しかし、中間指針に記載されていない損害であっても賠償対象となる場合があることが中間指針自体に明記されているにもかかわらず、東京電力が中間指針に記載されていないことなどをもって賠償を拒む例があります。

### 2 各取組の実施状況

#### (1) 民間の損害賠償請求

##### ア 商工、観光関係事業者に対する支援の状況

県では、原発事故によって風評被害の生じた事業者や市町村、関係団体に対して、説明会や個別相談会等を開催するなど損害賠償請求を支援してきました（図表7-1）。また、東京電力本社や国への

要請、東京電力幹部職員との交渉等を継続して実施しています。

今後も、賠償金支払状況の報告を東京電力に求めるとともに、販路拡大及び観光客の誘客強化に引き続き取り組んでいきます。

図表 7-1 事業者等を対象とした風評被害の損害賠償請求に係る説明会等の開催状況

区分		開催状況
全体	弁護士会による無料法律相談	平成25年11月から計19回開催
商工業	①市町村・関係団体担当者向け説明会	平成25年4月12日 29市町村・34団体、89名参加
	②事業者向け説明会・個別相談会	説明会：168事業者参加、うち個別相談会：109事業者参加 ・市町村等の協力を得て、平成25年5月28日以降、23回（21市町村）で実施（盛岡市、宮古市、大船渡市、花巻市、北上市、久慈市、遠野市（2回）、一関市（2回）、陸前高田市、釜石市、二戸市、八幡平市、奥州市、滝沢村、矢巾町、平泉町、住田町、大槌町、山田町、岩泉町、洋野町）
観光業	①市町村・観光団体担当者向け説明会	平成24年10月23日 23市町村・40団体、47名参加
	②事業者向け説明会・個別相談会	説明会：78事業者・87名参加、うち個別相談会：36事業者参加 ・奥州市（H24.11.15）説明会参加者数：22事業者・26名 うち個別相談会参加者数：8事業者（1事業者は個別相談会のみ） ・盛岡市（H24.11.16）説明会参加者数：56事業者・61名 うち個別相談会参加者数：28事業者（1事業者は個別相談会のみ）

### イ 農林水産業の損害賠償の状況

平成23年8月1日に、県産農林水産物としては初めて、牛肉が国による出荷制限指示を受けました。令和5年3月31日現在、原木しいたけなど15品目について、国による出荷制限指示や県による出荷自粛要請を行っており、国の出荷制限指示等を受けた市町村では、これらの品目を出荷できない状況にあります。

放射性物質に汚染された牧草や稲わら、ほだ木などの使用自粛要請に伴い、保管・処理に要する費用、代替飼料の購入に要する費用などの追加的な負担も発生しています。

本県JAグループ等の系統組織では、原発事故により被害を受けた農林漁業者の損害賠償請求を迅速かつ十分に行うため、それぞれ損害賠償対策県協議会を設立し、組織的に農林漁業者の請求事務等を支援しています。

県では、これらの協議会の活動支援と連携の確保を図るとともに、東京電力及び国に対して、賠償金が早期かつ確実に支払われるよう要請を行うなど、損害賠償に向けての取組を支援しています。

産直等の損害賠償請求への支援も行っており、東京電力の出席を求めた損害賠償請求相談会の開催、市町村や事業者への説明会などを開催しています。

今後も、県内で発生している全ての農林水産業の損害について、東京電力に対し、速やかな賠償を強く求めていきます。

#### (ア) JAグループ東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策岩手県協議会（図表7-2、図表7-3）

岩手県農業協同組合中央会では県内農業団体と連携し、平成23年7月19日に「JAグループ東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策岩手県協議会」を設立しました。

JA協議会では、平成23年9月から令和5年3月までに138回にわたり、牛肉やしいたけの風評被害や汚染牧草の代替牧草購入費、ほだ木の処分等の損害額435億739万円を請求し、426億7,423万円が支払われています（支払率98.1%）。

#### (イ) 森林組合系東京電力原発事故林産物損害賠償対策岩手県協議会（図表7-2、図表7-4）

岩手県森林組合連合会では県内林業団体と連携し、平成24年1月26日に「森林組合系東京電力原発事故林産物損害賠償対策岩手県協議会」を設立しました。



森林組合系協議会では、平成24年6月から令和5年3月までに70回にわたり、ほだ木の処分やしいたけの風評被害等の損害額18億9,700万円を請求し、全額が支払われています(支払率100%)。

(ウ) JFグループ等東京電力原発事故水産物損害賠償対策岩手県協議会(図表7-2、図表7-5)

岩手県漁業協同組合連合会が県内漁業団体と連携し、平成24年6月21日に「JFグループ等東京電力原発事故水産物損害賠償対策岩手県協議会」を設立しました。

JF協議会では、平成24年11月から令和5年3月までに79回にわたり、イサダやマダラの水揚げの減少や休漁等の損害額37億8,400万円を請求し、37億8,300万円支払われています(支払率99.9%)。

(エ) 内水面漁業系統東京電力原発事故水産物等損害賠償対策岩手県協議会(図表7-2、図表7-6)

岩手県内水面漁業協同組合連合会が県内内水面漁業団体と連携し、平成24年7月26日に「内水面漁業系統東京電力原発事故水産物等損害賠償対策岩手県協議会」を設立しました。

内水面協議会では、平成25年3月から令和5年3月までに48回にわたり、水産物の検査費用や遊漁料収入の減少等の損害請求額9,900万円を請求し、全額が支払われています(支払率:100%)。

図表7-2 県協議会の損害賠償請求等の状況

(単位:百万円)

協議会	請求回数・請求月	請求金額	支払金額	支払率
J Aグループ東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策岩手県協議会(事務局:JA 県中央会)	138次 H23.9 ~R5.3	43,507	42,674	98.1%
森林組合系東京電力原発事故林産物損害賠償対策岩手県協議会(事務局:県森林組合連合会)	70次 H24.6 ~R5.3	1,897	1,897	100%
J Fグループ等東京電力原発事故水産物損害賠償対策岩手県協議会(事務局:県漁業協同組合連合会)	79次 H24.11 ~R5.3	3,784	3,783	99.9%
内水面漁業系統東京電力原発事故水産物等損害賠償対策岩手県協議会(事務局:県内水面漁業協同組合連合会)	48次 H25.3 ~R5.3	99	99	100%
合計	—	49,287	48,458	98.3%

図表7-3 JAグループ東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策岩手県協議会

(単位:百万円)

項目	請求額	支払額	支払率
1 牧草	24,254	24,135	99.5%
2 肉牛	12,959	12,409	95.8%
3 ほだ木	2,166	2,116	97.7%
4 乾椎茸	1,163	1,121	95.7%
5 生椎茸	876	892	101.8%
6 廃用牛	770	740	96.1%
7 営業損害	413	427	103.4%
8 子牛	363	358	98.6%
9 妊娠牛・成牛	283	284	100.4%
10 検査費用	108	81	75.0%
11 大豆の放射性物質吸収抑制対策	77	69	89.6%
12 利子補給	50	28	56.0%
13 稲わら	16	12	75.0%
14 ナメコ	5	5	100.0%
15 腐葉土代替肥料	5	5	100.0%
合計	43,507	42,674	98.1%

※支払率が100%を上回っているものは、請求後の内容精査により、支払額が請求額を上回ったもの。

※項目ごとに百万円未満を四捨五入しているため、合計と内訳の計とは一致しない。

図表7-4 森林組合系東京電力原発事故林産物損害賠償対策岩手県協議会 (単位：百万円)

項目	請求額	支払額	支払率
1 ほだ木等 (原木掛かり増含む)	639	639	100.0%
2 風評被害	788	788	100.0%
3 出荷自粛等	393	393	100.0%
4 営業損害	2	2	100.0%
5 自主回収	42	42	100.0%
6 検査費用	1	1	100.0%
7 栽培管理	32	32	100.0%
合計	1,897	1,897	100.0%

※項目ごとに百万円未満を四捨五入しているため、合計と内訳の計とは一致しない。

図表7-5 JFグループ等東京電力原発事故水産物損害賠償対策岩手県協議会 (単位：百万円)

項目	請求額	支払額	支払率
1 水揚げに関する損害	395	395	100.0%
2 休漁に関する損害	32	32	100.0%
3 燃料代に関する損害	20	20	100.0%
4 手数料に関する損害	103	103	100.0%
5 検査費用に関する損害	19	18	94.7%
6 水揚げに関する逸失利益	3,215	3,215	100.0%
合計	3,784	3,783	99.9%

図表7-6 内水面漁業系統東京電力原発事故水産物等損害賠償対策岩手県協議会 (単位：百万円)

項目	請求額	支払額	支払率
1 検査費用に関する損害	3	3	100.0%
2 遊漁料収入の減少に関する損害	95	95	100.0%
合計	99	99	100.0%

※項目ごとに百万円未満を四捨五入しているため、合計と内訳の計とは一致しない。

(2) 自治体の損害賠償請求

ア 市町村、広域連合及び一部事務組合と連携した自治体損害賠償請求 (第1次～第14次)

県と市町村、広域連合及び一部事務組合は、原発事故による放射線影響対策について連携を図りながら対応してきており、東京電力に対する損害賠償請求も県と市町村等とが協調し、一体となって取り組んできました。

これまで、県及び市町村等は、平成24年1月26日に東京電力に対して第1次損害賠償請求を実施して以降、令和4年7月14日実施分まで14次にわたる損害賠償請求を行っており、その他にも企業会計に係る損害等については個別に賠償請求を行っています。

これらの請求金額は、令和5年3月末現在、総額151億8,100万円 (県125億3,200万円、市町村22億4,000万円、広域連合・一部事務組合4億900万円) となっています (図表7-7)。なお、第1次請求から第14次請求までの請求対象年度等は、図表7-8のとおりです。

東京電力との支払合意額は、令和5年3月末現在で、総額130億1,900万円 (県117億7,500万円、市町村10億500万円、広域連合・一部事務組合2億3,900万円) となっています。 (図表7-7)

図表7-7 県、市町村、広域連合、一部事務組合損害賠償請求額・合意額内訳

(単位：百万円)

項目 団体	請求額・合意額 等区分		合計						
			人件費	除染経費	機器購入	広報経費	測定経費	その他	
合計	請求額	第1~14次	15,050	2,078	6,310	78	85	285	6,214
		その他	131	0	0	0	0	23	108
		計	15,181	2,078	6,310	78	85	308	6,322
	合意額		13,019	488	6,222	74	7	236	5,992
	未合意額		2,162	1,591	88	4	77	72	330
県	請求額	第1~14次	12,445	919	6,112	4	73	29	5,307
		その他	87	0	0	0	0	9	78
		計	12,532	919	6,112	4	73	38	5,385
	合意額		11,775	336	6,105	4	4	35	5,292
	未合意額		757	584	8	0	69	3	93
市町村	請求額	第1~14次	2,197	1,093	198	70	11	163	662
		その他	43	0	0	0	0	14	30
		計	2,240	1,093	198	70	11	177	691
	合意額		1,005	139	118	66	3	123	557
	未合意額		1,235	955	80	4	8	53	135
広域連合 ・ 一部 事務 組合	請求額	第1~14次	408	66	0	4	0	93	245
		その他	0	0	0	0	0	0	0
		計	409	66	0	4	0	93	245
	合意額		239	13	0	4	0	78	143
	未合意額		170	53	0	0	0	15	102

※ 請求額は、請求の追加や取下げを反映した額で、項目毎に端数を四捨五入している。

※ 合意額には、紛争解決センターの仲介による和解額を含む。

※ 四捨五入の関係により、合計欄の金額と各項目欄の金額の合計が一致しない場合がある。

図表7-8 請求次、請求対象年度及び請求対象費用

請求次	実施年月	対 象
第1次	H24.1	平成23年11月末までに支出済のもの(人件費等を除く。)
第2次	H24.6	平成23年度に要した全ての経費(第1次で請求済のものを除く。)
第3次	H25.2	平成24年11月末までに支出済のもの(人件費等を除く。)
第4次	H25.6	平成24年度に要した全ての経費(第3次で請求済のものを除く。)
第5次	H26.2	平成25年11月末までに支出済のもの(人件費等を除く。)
第6次	H26.6	平成25年度に要した全ての経費(第5次で請求済のものを除く。)
第7次	H27.6	平成26年度に要した全ての経費
第8次	H28.7	平成27年度に要した全ての経費
第9次	H29.7	平成28年度に要した全ての経費
第10次	H30.7	平成29年度に要した全ての経費
第11次	R1.7	平成30年度に要した全ての経費
第12次	R2.7	令和元年度に要した全ての経費
第13次	R3.7	令和2年度に要した全ての経費
第14次	R4.7	令和3年度に要した全ての経費

## イ 東京電力への要請、交渉等

原発事故発生以来、県と市町村等は、各種放射線影響対策に要した経費について、東京電力に対し、誠意ある対応を求め、あらゆる機会をとらえて要請や交渉を重ねてきました。民間被害者への賠償を優先するというやむを得ない事情があったものの、地方自治体への賠償に関する東京電力の対応は遅れ、第1次請求から一年後となる平成25年1月に、ようやく東京電力から全体的な賠償案が提示されました。しかしながら、その内容は、県及び市町村等の判断で実施した放射線影響対策は、基本的に賠償対象外とするなど、極めて問題が多いものでした。

東京電力のこのような態度を改めさせるため、県と市町村等が連携した取組として、知事と市町村

長が東京電力本店へ赴き、民間事業者への対応も含め、東京電力社長に対する直接要請をこれまで3回行っています。また、国に対しても、東京電力への指導強化等を求めて繰り返し要請しています。

令和4年度は、令和4年7月の第14次請求の実施と併せて、市町村の代表者や県幹部と東京電力との交渉を行い、自治体が実施してきた放射線影響対策の必要性をしっかりと認識し、速やかに賠償に応じるよう強く申し入れました。また、令和元年7月には、県と市町村等が協調して3回目の紛争解決センターへの和解仲介申立てを実施し、原発事故被害の実情や、各種放射線影響対策の必要性・合理性を訴えてきました。(図表7-9)

これらの取組により、東京電力との直接交渉による支払額は着実に増えてきていますが、東京電力は、紛争解決センターの仲介による和解において賠償対象と認められた費用であっても直接の賠償に応じないなど、県及び市町村等の考え方とは依然隔たりがあるため、引き続き、粘り強い交渉を行っていきます。

図表7-9 東京電力への要請、交渉状況(平成23年度～令和4年度)

	場 所	主 な 事 項 (事務的な交渉等を除く。)
<b>【平成23年度】</b>		
H24. 1. 26	県庁	第1次損害賠償請求を実施(～H23.11月分)
3. 7	東電本店	東京電力に対する緊急要請(東電対応:廣瀬常務(当時))
<b>【平成24年度】</b>		
H24. 6. 20	県庁	第2次損害賠償請求を実施(H23年度分。1次請求分を除く。)
7. 25	東電本店	[知事、市長会代表及び町村会代表]東京電力 廣瀬社長へ要請
9. 14	東電本店	[岩手・宮城両県知事、市長会・町村会代表]東京電力 下河邊会長等へ要請
H25. 1. 29	県庁	[東京電力]自治体に対する賠償案(H23年度分)について提示
2. 1	県庁	第3次損害賠償請求を実施(H24.4～11月分)
<b>【平成25年度】</b>		
H25. 6. 21	県庁	第4次損害賠償請求を実施(H24年度分。3次請求分を除く。) 東京電力に対し、損害賠償に関する公開質問を実施
7. 10	県庁	東京電力から、損害賠償に関する公開質問に対する回答書を受領
7. 11	県庁	[東京電力]自治体に対する賠償案(H24年度分)について提示
7. 24	東電本店	[知事、市長会代表及び町村会代表]東京電力 廣瀬社長へ要請
H25. 12. 9		12月定例県議会であっせん申立て議案可決
H26. 1. 23	原発ADR	紛争解決センターへ和解仲介申立て(1回目)
2. 5	県庁	第5次損害賠償請求を実施(H25.4～11月分)
3. 28		[東京電力]紛争解決センターへ概括認否の答弁書を提出
<b>【平成26年度】</b>		
H26. 4. 10	県庁	[東京電力]自治体に対する賠償案(H25年度分)について提示
4. 18		[東京電力]紛争解決センターへ請求項目毎の具体的な認否を回答
6. 19	県庁	第6次損害賠償請求を実施(H25年度分。5次請求分を除く。)
8. 28		[紛争解決センター]県及び東京電力へ和解案骨子を開示
9. 11	盛岡市	市町村等連絡会議において、紛争解決センターでの審理経過について説明
10. 28		[紛争解決センター]県及び東京電力へ和解案を提示
11. 11		[東京電力]紛争解決センターへ和解案を受諾する旨を回答
12. 10		12月定例県議会での和解議案が可決
H27. 1. 6		県と東京電力の和解が成立(H23・H24年度分)
2. 13	県庁	東京電力に対し、和解の成立を踏まえた損害賠償のあり方に関する質疑書を提出
3. 10	県庁	東京電力から、損害賠償のあり方に関する質疑書に対する回答を受領
<b>【平成27年度】</b>		
H27. 4. 27	県庁	[東京電力]自治体に対する賠償案(H26年度分)について提示
6. 26	県庁	第7次損害賠償請求を実施(H26年度分)
11. 12	東京都	文部科学省及び経済産業省に対し、東京電力への指導等について要望

	場 所	主 な 事 項 (事務的な交渉等を除く。)
H28 . 3. 24		2月定例県議会であつせん申立て議案可決
3. 30	原発ADR	紛争解決センターへ和解仲介申立て (2回目)
<b>【平成28年度】</b>		
H28. 5. 31	県庁	〔東京電力〕自治体に対する賠償案 (H27年度分) について提示
7. 7	県庁	<b>第8次損害賠償請求を実施 (H27年度分)</b>
12. 2	県庁	県関係部長と東京電力福島復興本社副代表との会談、要請
<b>【平成29年度】</b>		
H29. 5. 22	県庁	〔東京電力〕自治体に対する賠償案 (H28年度分) について提示
7. 10	県庁	<b>第9次損害賠償請求を実施 (H28年度分)</b>
8. 15		〔紛争解決センター〕県及び東京電力へ和解案骨子を開示
9. 4	盛岡市	市町村等連絡会議において、紛争解決センターでの審理経過について説明
10. 20		〔紛争解決センター〕県及び東京電力へ和解案を提示
11. 10		〔東京電力〕紛争解決センターへ和解案を受諾する旨を回答
12. 11		12月定例県議会での和解議案が可決
H30. 1. 10		<b>県と東京電力の和解が成立 (H25・H26年度分)</b>
<b>【平成30年度】</b>		
H30. 5. 15	県庁	〔東京電力〕自治体に対する賠償案 (H29年度分) について提示
7. 17	県庁	<b>第10次損害賠償請求を実施 (H29年度分)</b>
12. 13	県庁	県関係部長と東京電力福島復興本社副代表との会談、要請
<b>【令和元年度】</b>		
R1. 6. 5	県庁	〔東京電力〕自治体に対する賠償案 (H30年度分) について提示
7. 3		6月定例県議会であつせん申立て議案可決
7. 17	県庁	<b>第11次損害賠償請求を実施 (H30年度分)</b>
7. 22	原発ADR	紛争解決センターへ和解仲介申立て (3回目)
12. 12	県庁	県関係部長と東京電力フェロー・社長補佐との会談、要請
<b>【令和2年度】</b>		
R2. 5. 27		〔東京電力〕自治体に対する賠償案 (R1年度分) について提示
7. 10	盛岡市	<b>第12次損害賠償請求を実施 (R1年度分)</b>
12. 23	県庁	県企画理事と東京電力フェロー・社長補佐との会談、要請
<b>【令和3年度】</b>		
R3. 5. 15	県庁	県復興防災部長と東京電力フェローとの会談、要請
5. 20		〔東京電力〕自治体に対する賠償案 (R2年度分) について提示
7. 19	県庁	<b>第13次損害賠償請求を実施 (R2年度分)</b>
7. 26		〔紛争解決センター〕県及び東京電力へ和解案骨子を開示
12. 17		〔紛争解決センター〕県及び東京電力へ和解案を提示
R4. 1. 27		〔東京電力〕紛争解決センターへ和解案を受諾する旨を回答
3. 4		2月定例県議会での和解議案が可決
3. 22		<b>県と東京電力の和解が成立 (H27～H29年度分)</b>
<b>【令和4年度】</b>		
R4. 4. 25	県庁	県復興防災部長と東京電力福島復興本社副代表との会談、要請
5. 18		〔東京電力〕自治体に対する賠償案 (R3年度分) について提示
7. 14	県庁	<b>第14次損害賠償請求を実施 (R3年度分)</b>
9. 20	県庁	県復興防災部長と東京電力フェローとの会談、要請

## ウ 原子力損害賠償紛争解決センターへの和解仲介の申立て

### (ア) 平成26年1月申立て (第1次申立て) 分

原発事故発生以来、県や市町村等が実施した放射線影響対策に要した費用について、東京電力は、原則として賠償対象を法律や政府指示等に基づき負担を余儀なくされたものに限り、県及び市町村等が必要と判断して行った放射線影響対策は必要かつ合理的なものとは認められないとして賠償対象外とするなど、賠償に消極的な姿勢に終始し、賠償金の支払はごく一部に止まっていました。

東京電力と直接交渉を重ねるだけでは、これ以上の具体的な進展が期待できないと判断し、平成23年度及び平成24年度に発生した損害について、平成26年1月から4月にかけて、県と市町村等37団体が協調して紛争解決センターに対し和解仲介の申立てを実施しました。

図表7-10 紛争解決センター申立団体状況（第1次申立て）（単位：千円）

	申立額	団体名	備考
県	634,203	岩手県	
市町村	765,619	盛岡市、宮古市、大船渡市、花巻市、北上市、久慈市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、二戸市、八幡平市、奥州市、滝沢市、雫石町、矢巾町、住田町、軽米町、葛巻町、岩手町、金ケ崎町、平泉町、岩泉町、普代村、洋野町、一戸町	26団体
広域連合等	69,860	久慈広域連合、盛岡・紫波地区環境施設組合、盛岡地区衛生処理組合、北上地区広域行政組合、奥州金ケ崎行政事務組合、一関地区広域行政組合、岩手沿岸南部広域環境組合、岩手県競馬組合、滝沢・雫石環境組合、宮古地区広域行政組合	10団体
合計	1,469,682		37団体

紛争解決センターでの審理については、申立額が多く損害項目も多岐にわたる県の審理を先行して行うこととなり、東京電力から平成26年3月28日に概括認否の答弁書が、同年4月18日に請求項目ごとの認否を行う答弁書が提出されましたが、多くの項目について、「必要かつ合理的な範囲を超えている」、「自治体の本来業務である」などとして賠償の対象外とするものでした。

紛争解決センターからは、原発事故との相当因果関係の確認等のため、県に対して追加の説明や資料提出等の求めがあり、県はこれに対応するほか、必要に応じて紛争解決センターの調査官に直接口頭での説明を行うなど、県が実施した放射線影響対策の必要性・合理性の説明に努めました。

その結果、平成26年8月28日、正式な和解案の提示に先立って、和解案骨子が開示されました。和解案骨子における和解金額案は2億5,100万円余で、事業費については県の主張どおりその大部分を損害と認定する内容でした。また、放射線影響対策業務に係る人件費については、県が申し立てた全額ではないものの、超過勤務手当支給額6,400万円余について県の主張のとおり認められているほか、勤務時間内の人件費についても、勤務時間内に原発事故対応業務を行ったことにより他の業務を勤務時間外に行うこととなったとする「押し出し時間外」の考え方による損害7,200万円余の賠償が認められていました。

県は、和解案骨子の内容について、協調して申立てを行った市町村等の意見を確認しながら、和解案骨子で損害と認められなかった経費について補足説明を行うなどして対応した結果、平成26年10月28日、紛争解決センターから和解案の提示があり、人件費等に係る損害500万円が追加で認められ、和解額は2億5,670万円となりました。（図表7-11）

図表7-11 「和解案」における和解額（第1次申立て）（単位：千円）

	申立額 (A)	提示額			割合	摘要
		和解案 (B)	骨子段階 (C)	差額 (B)-(C)		
事業費等	117,200	115,700	114,700	1,000	98.7%	4件371千円を除き相当因果関係を認定。項目毎端数切捨て
人件費	517,003	141,000	137,000	4,000	27.3%	超過勤務手当64,740千円の他に勤務時間内分72,260千円
合計	634,203	256,700	251,700	5,000	40.5%	

提示された和解案について、同年11月11日に東京電力が受諾の意向を表明し、県としても、県の主張を十分に斟酌し、実態に即した妥当な内容と考えられたことから、これを受諾し、平成24年度までの損害について和解が成立しました。この和解により、申立対象である平成23年度及び平成24年度分の請求額に対する賠償額の割合は93.1%となっています。(図表7-12)

図表7-12 平成23・24年度の損害に係る請求額、受領額及び和解額の状況(第1次申立て)(単位:千円)

	請求額 (A)	直接交渉による受領 (B)	原発ADR 和解額 (C)	和解成立後受領額	
				賠償金受領額 (D)=(B)+(C)	賠償額の割合 (D)/(A)
平成23-24年度分	4,698,664	4,116,623	256,700	4,373,323	93.1%

県分の審理終了を受け、平成26年10月以降市町村等の審理が本格化し、申立てを取り下げた1団体を除き、平成28年1月上旬までに和解が成立しました。(図表7-13)

図表7-13 県、市町村、広域連合等の紛争解決センター和解状況(第1次申立て)(単位:千円)

	申立額(A)	和解額(B)	割合 (B)/(A)	備考
岩手県	634,203	256,700	40.5%	
市町村等	816,373	370,356	45.4%	計35団体
市町村	760,932	336,696	44.2%	和解成立 25団体
広域連合等	55,441	33,660	60.7%	和解成立 10団体
合計	1,450,576	627,056	43.2%	

## (イ) 平成28年3月申立て(第2次申立て)分

平成26年1月の第1次申立て以降に東京電力に賠償請求を行った平成25年度及び26年度分の損害について、県及び市町村等は、第1次申立てに係る審理対応と並行する形で、東京電力と直接交渉を行ってきました。しかし、東京電力は、賠償範囲を原則として政府指示等に基づき負担した費用等に限定する方針を踏襲しており、直接交渉ではこれ以上の具体的な進展が期待できないと判断されたことから、県及び市町村等が協調して、紛争解決センターに対し、平成28年3月に2回目となる和解仲介の申立てを行うこととしました。

この第2次申立てでは、平成28年3月30日に県を含む33団体が申立てを行い、4月以降、2団体が順次申立てを行っています。(図表7-14)

図表7-14 紛争解決センター申立団体状況(第2次申立て)(単位:千円)

	申立額(当初)	団体名	備考
県	194,529	岩手県	
市町村	477,579	盛岡市、宮古市、大船渡市、花巻市、北上市、久慈市、遠野市、一関市、陸前高田市、八幡平市、奥州市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町、矢巾町、西和賀町、金ケ崎町、平泉町、住田町、岩泉町、田野畑村、軽米町、九戸村、洋野町、一戸町	27団体
広域連合等	77,965	久慈広域連合、盛岡・紫波地区環境施設組合、盛岡地区衛生処理組合、奥州金ケ崎行政事務組合、一関地区広域行政組合、岩手沿岸南部広域環境組合、滝沢・雫石環境組合	7団体
合計	750,073		35団体

紛争解決センターとの協議により、損害項目が多岐にわたる県の審理を先行させ、論点を整理してから市町村等の審理を行うこととし、紛争解決センターの指示の下、県及び東京電力がそれぞれ

主張・立証を行いました。

なお、この間、申立てと併行して、東京電力との交渉を継続してきた結果、平成29年7月までに東京電力が任意で、和解とは別に2億円余の賠償に応じています。

平成29年8月15日、紛争解決センターから県に対し、東京電力に5,000万円余の賠償金の支払を求める和解案の骨子が提示されました。風評対策事業費について全額が賠償対象外とされるなど、不十分と思われる部分もあったことから、顧問弁護士等にも相談の上、協調して申立てを行った市町村等の意見を確認しながら、和解案骨子で損害と認められなかった経費について補足説明を行うなどしましたが、平成29年10月20日、紛争解決センターから、和解案骨子と同じ内容の和解案が提示されました。(図表7-15、図表7-16)

図表7-15 あっせん申立ての議決額と和解額の関係(第2次申立て)

(単位:千円)

H28. 2月県議会提案・議決額(A)	東電が任意で賠償に応じた額(B)	和解案提示額(C)	賠償額計(D=B+C)	賠償率(D/A)
381,226	206,900	50,300	257,200	67.5%

図表7-16 和解額算定の考え方(第2次申立て)

区分	主な内容	算定額
全額賠償可	汚染状況重点調査地域における測定費用、側溝土砂の一時保管施設整備に係る補助、原木しいたけの再生産支援に係る費用	5,165千円
一部賠償可	基準値を超過していない牧草地の除染費用、放射性物質の除去・低減に関する実証事業費、ゴルフ場利用税の減収額	45,135千円
全額賠償不可	県産品等の風評対策事業費、東京電力への損害賠償請求に係る費用、除染に使用したトラクターの修繕費用、狩猟税の減収額	0千円
合計		50,300千円

和解案については、平成29年11月10日に東京電力が受諾の意向を表明しました。

県としても顧問弁護士に相談するなどして検討した結果、和解案において和解の効力が和解金額を超える部分には及ばず、別途損害賠償請求をすることを妨げないこととされており、賠償請求権を放棄するものではないこと等も考慮して、受諾することが適当と判断し、県議会12月定例会での議決を経て、平成30年1月10日に和解が成立しました。

この和解により、申立対象である平成25年度及び平成26年度分の請求額に対する賠償額の割合は96.0%となっています。(図表7-17)

図表7-17 県の平成25・26年度の損害に係る請求額、受領額及び和解額の状況(第2次申立て)(単位:千円)

	請求額(A)	直接交渉による受領(B)	原発ADR和解額(C)	和解成立後受領額	
				賠償金受領額(D)=(B)+(C)	賠償額の割合(D)/(A)
平成25-26年度分	6,007,578	5,714,341	50,300	5,764,641	96.0%

県分の審理終了を受け、市町村等の審理に関しても、申立ての取下げ等があった4団体を除き、県を含む31団体で、令和2年10月までに和解が成立しました(図表7-18)。

図表7-18 県、市町村、広域連合等の紛争解決センター和解状況(第2次申立て)

(単位:千円)

	申立額(A)	和解額(B)	割合(B)/(A)	備考
岩手県	174,326	50,300	28.9%	
市町村等	512,200	188,075	36.7%	計34団体
市町村	468,408	176,645	37.7%	和解成立 26団体
広域連合等	43,792	11,430	26.1%	和解成立 4団体
合計	686,526	238,375	34.7%	



## (ウ) 令和元年7月申立て（第3次申立て）分

平成28年3月の第2次申立て以降に東京電力に賠償請求を行った平成27年度、平成28年度及び平成29年度分の損害について、県及び市町村等は、第2次申立てに係る審理対応と並行する形で、東京電力と直接交渉を行ってきました。しかし、東京電力は、賠償範囲を原則として政府指示等に基づき負担した費用等に限定する方針を踏襲しており、直接交渉ではこれ以上の具体的な進展が期待できないと判断されたことから、県及び市町村等が協調して、紛争解決センターに対し、令和元年7月に3回目となる和解仲介の申立てを行うこととしました。

この第3次申立てでは、令和元年7月22日に県を含む19団体が申立てを行い、その後、5団体が順次申立てを行っています。（図表7-19）

図表7-19 紛争解決センター申立団体状況（第3次申立て）（単位：千円）

	申立額	団体名	備考
県	13,353	岩手県	
市町村	294,961	盛岡市、大船渡市、花巻市、北上市、久慈市、遠野市、一関市、奥州市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、西和賀町、金ケ崎町、平泉町、住田町、岩泉町、軽米町、洋野町、一戸町	20団体
広域連合等	32,292	盛岡・紫波地区環境施設組合、一関地区広域行政組合、奥州金ケ崎行政事務組合	3団体
合計	340,606		24団体

紛争解決センターの指示の下、県及び東京電力がそれぞれ主張・立証を行った結果、令和3年7月26日、紛争解決センターから県に対し、東京電力に984万円の賠償金の支払を求める和解案骨子が提示されました。放射線量測定機器の校正点検料や職員向け研修等費用などが実施年度によって一部賠償又は賠償対象外とされるなど、不十分と思われる部分もあったことから、顧問弁護士等にも相談の上、協調して申立てを行った市町村等の意見を確認しながら、和解案骨子で損害と認められなかった経費について補足説明を行うなどしましたが、令和3年12月17日、紛争解決センターから、和解案骨子と同じ内容の和解案が提示されました。（図表7-20、図表7-21）

図表7-20 あっせん申立ての議決額と和解額の関係（第3次申立て）（単位：千円）

R1. 6月県議会提案・議決額(A)	任意賠償額(B)	当初申立額(C)=(A)-(B)	変更額(D)	最終申立額(E)=(C)+(D)	和解額(F)	和解割合(F/E)
26,342	12,122	14,220	△867	13,353	9,840	73.7%

図表7-21 和解額算定の考え方（第3次申立て）

区分	主な内容	算定額
全額賠償可	処分刈草の放射線量測定費、職員向け研修等費用（H24年度）、汚染廃棄物処理協議に係る費用、原木しいたけ再生産促進事業費、利用自粛牧草等処理円滑化事業費 等	5,694千円
一部賠償可	道路清掃に伴う放射線量測定機器の校正点検料、風評被害調査費、放射性物質除去・低減技術実証事業費、職員向け研修等費用（H25～H28年度）、放射線量測定業務に係る人件費 等	4,146千円
全額賠償不可	職員向け研修等費用（H29年度）、走行サーベイ調査事業費、一時保管施設の管理車修繕費 等	0千円
合計		9,840千円

和解案については、令和4年1月27日に東京電力が受諾の意向を表明しました。

県としても顧問弁護士に相談するなどして検討した結果、和解案において和解の効力が和解金額

を超える部分には及ばず、別途損害賠償請求をすることを妨げないこととされており、賠償請求権を放棄するものではないこと等も考慮して、受諾することが適当と判断し、県議会2月定例会での議決を経て、令和4年3月22日に和解が成立しました。

この和解により、申立対象である平成27年度、平成28年度及び平成29年度分の請求額に対する賠償額の割合は97.8%となっています。(図表7-22)

図表7-22 県の平成27～29年度の損害に係る請求額、受領額及び和解額の状況(第3次申立て)(単位:千円)

	請求額 (A)	直接交渉による受領 (B)	原発ADR 和解額 (C)	和解成立後受領額	
				賠償金受領額 (D)=(B)+(C)	賠償額の割合 (D)/(A)
平成27～29年度分	1,365,870	1,325,436	9,840	1,335,276	97.8%

市町村等の審理に関しても、12団体で、令和5年3月までに和解が成立しました。(図表7-23)

図表7-23 県、市町村、広域連合等の紛争解決センター和解状況(第3次申立て)(単位:千円)

	申立額(A)	和解額(B)	割合 (B)/(A)	備考
岩手県	13,353	9,840	73.7%	
市町村等	327,253	45,646	13.9%	計12団体
市町村	294,961	44,046	14.9%	和解成立 11団体
広域連合等	32,292	1,600	5.0%	和解成立 1団体
合計	340,606	55,486	16.3%	

#### (エ) 令和5年7月申立て(第4次申立て)分

令和元年7月の第3次申立て以降に東京電力に賠償請求を行った平成30年度から令和3年度までの損害について、県及び市町村等は、第3次申立てに係る審理対応と並行する形で、東京電力と直接交渉を行ってきました。しかし、東京電力は、賠償範囲を原則として政府指示等に基づき負担した費用等に限定する方針を踏襲しており、直接交渉ではこれ以上の具体的な進展が期待できないと判断されたことから、県及び市町村等が協調して、紛争解決センターに対し、令和5年7月に4回目となる和解仲介の申立てを行うこととしました。

この第4次申立てでは、令和5年7月25日に県を含む8団体が申立てを行い、その後も順次申立てを行う予定です。(図表7-24)

図表7-24 紛争解決センター申立団体状況(第4次申立て)(単位:千円)

	申立額	団体名	備考
県	82,637	岩手県	
市町村	154,801	盛岡市、宮古市、大船渡市、花巻市、一関市、金ケ崎町、平泉町	7団体
広域連合等	0	(今後申立て実施予定)	
合計	237,438		8団体

コラム 原子力損害賠償制度について

原子力損害の賠償に関する法律（昭和 36 年法律第 147 号。以下「原賠法」という。）は、原子力損害<sup>\*</sup>が生じた場合の損害賠償に関する基本的制度を定めています。今回の事故において適用される主な原賠法の規定は、次のとおりです。

※ 原子力損害：原発事故が発生した場合に、通常生じると考えられる範囲の損害。

① 東京電力は無過失・無限責任を負う（原賠法第 3 条第 1 項）

東京電力等の原子力事業者が、原子炉の運転等により原子力損害を与えた際の損害賠償責任には、通常とは異なり過失を要件としていません（無過失責任）。また、特に賠償の上限が定められていないことから無限責任を負います。

② 東京電力は免責されない（原賠法第 3 条第 1 項ただし書）

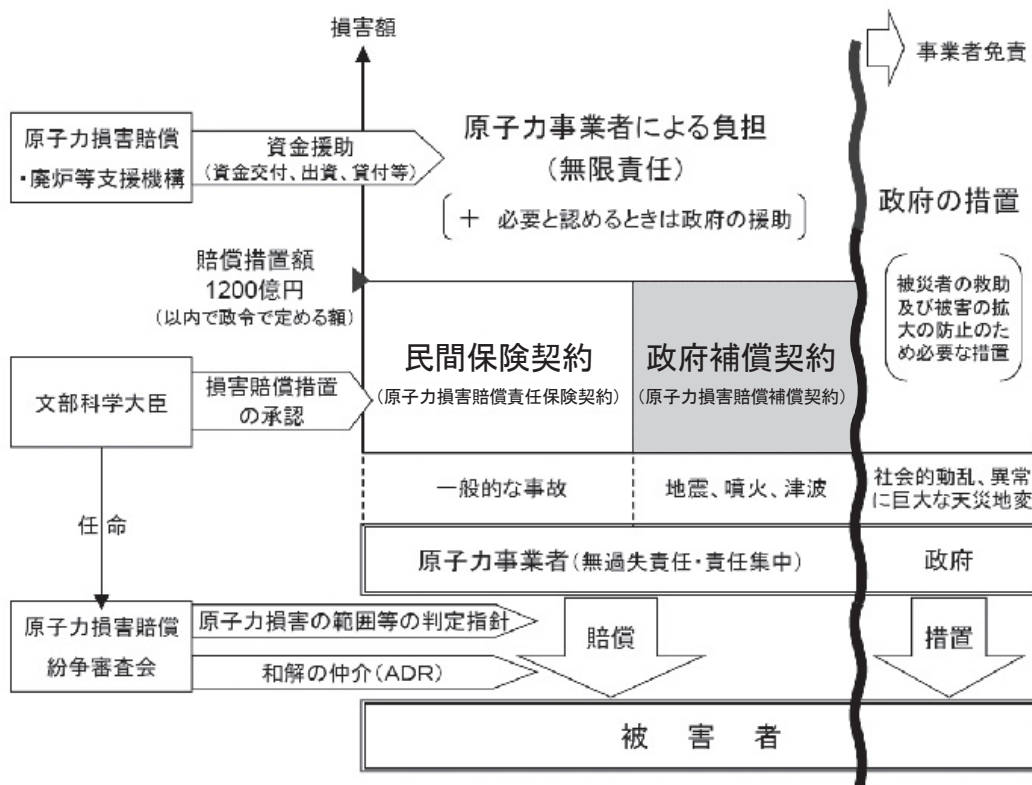
原発事故が「異常に巨大な天災地変」によって生じた場合、原子力事業者の賠償責任は免責されます。しかし、東日本大震災津波はこの「異常に巨大な天災地変」には当たらないとされ、また、福島県及び宮城県に所在する他の原子力発電所では重大事故が発生していないことなどから、今回の原発事故の場合は免責されないものとされています。

ただし、その責任の範囲については、加害者である東京電力と被害者との間で、見解の相違が認められます。

③ 原子力損害賠償紛争審査会を置く（原賠法第 18 条）

原子力損害の賠償に関して紛争が生じた場合における、和解仲介及び自主的な解決のための一般的な指針の策定に係る事務を行わせるため、文部科学省に原子力損害賠償紛争審査会が設置されました。紛争解決センターは、この審査会の中に置かれています。

原子力損害賠償制度の概要（出典：文部科学省ホームページ）



エ 下水道事業の請求・支払状況

原発事故以来、流域下水道施設から排出される脱水汚泥や焼却灰等を処分するためには、放射性物質の影響により追加的費用が必要となっています。これについて、東京電力から示された「下水道事業に対する賠償基準」に従い損害賠償請求を実施しています。

平成23年度分から令和3年度分までにおける損害賠償請求については、図表7-25のとおり請求額の全額が支払われました。令和4年度以降の損害についても、引き続き賠償請求を行っていきます。

図表7-25 下水道事業損害賠償請求・支払状況 (単位：円)

賠償請求日	請求内容	請求金額	支払金額	支払日	備考
H24. 11. 8	放射線測定費用	2,819,845	2,819,845	H25. 3. 8	H23年度分
	汚染汚泥・焼却灰等の保管・処分に係る追加的費用	28,165,282	28,165,282		
	計	30,985,127	30,985,127		
H26. 2. 27	放射線測定費用	1,528,800	1,528,800	H26. 5. 16	H24年度分
	汚染汚泥・焼却灰等の処分に係る追加的費用	17,399,393	17,399,393		
	計	18,928,193	18,928,193		
H26. 9. 17	放射線測定費用	1,146,600	1,146,600	H26. 11. 21	H25年度分
	汚染汚泥・焼却灰等の処分に係る追加的費用	17,909,606	17,909,606		
	計	19,056,206	19,056,206		
H27. 10. 2	放射線測定費用	1,109,160	1,109,160	H27. 12. 28	H26年度分
	汚染汚泥・焼却灰等の処分に係る追加的費用	14,077,075	14,077,075		
	計	15,186,235	15,186,235		
H28. 11. 21	放射線測定費用	589,680	589,680	H28. 12. 27	H27年度分
H29. 12. 20	放射線測定費用	603,720	603,720	H30. 1. 31	H28年度分
H30. 9. 5	放射線測定費用	603,720	603,720	H30. 12. 12	H29年度分
R 1. 9. 9	放射線測定費用	243,000	243,000	R1. 11. 7	H30年度分
R 2. 8. 31	放射線測定費用	13,200	13,200	R2. 11. 10	R 1年度 (H31年度)分
R 3. 8. 18	放射線測定費用	165,000	165,000	R3. 10. 1	R 2年度分
R 4. 7. 27	放射線測定費用	171,600	171,600	R4. 9. 1	R 3年度分

## 第8節 ALPS 処理水の処分に対する取組

### 1 概況

令和3年4月13日、国は、関係閣僚等会議で、2年後を目途に東京電力福島第一原子力発電所の多核種除去設備等処理水（ALPS 処理水）を海洋放出する基本方針を決定しました。

また、令和5年1月13日、国は、関係閣僚等会議で、ALPS 処理水の海洋放出時期を「令和5年の春から夏頃を見込む」ことを確認しました。

この処分については、安全性への不安や新たな風評が生じることを懸念する意見が数多く寄せられていることから、国が責任をもって、科学的根拠に基づく客観的で正確な情報の発信と丁寧な説明を行い、市町村や関係者等の理解を得る取組を継続する必要があります。

県では、政府予算要望をはじめ様々な機会を捉えながら、市町村や関係者等に対する丁寧な説明を国に要望してきたところであり、国では、県内において、関係者等に対する説明会、沿岸市町村との意見交換、県内市町村職員向け説明会等を開催してきました。

ALPS 処理水の処分によって、これまでの東日本大震災津波からの復興の取組や本県の自然・産業に影響を及ぼすことのないよう、国が責任をもって、科学的根拠に基づく丁寧かつ十分な説明を行い、真摯に関係者等の声を聞き、理解を得る取組を継続するとともに、安全に関する客観的で信頼性の高い情報の発信や、安全性をさらに高める処理技術の研究開発の継続、万全な風評対策など、国内外の理解と安心が得られる取組を確実に実施するよう、引き続き国に求めています。

### 2 県の主な対応状況

#### (1) 意見聴取・要望等

《令和3年度》

##### ① 政府予算要望等

令和3年度第1回原発放射線影響対策本部本部員会議（令和3年6月4日）において、令和4年度政府予算要望に「ALPS 処理水の処分に関する丁寧な説明と慎重な対応」についての要望事項を追加することを決定し、令和3年6月17日に要望を行いました。

令和3年11月29日、「新型コロナウイルス感染症対策及び令和4年度政府予算等に関する提言・要望」において、「ALPS 処理水の処分に関する丁寧な説明と慎重な対応」について要望しました。

##### ② 第6回「ALPS 処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた関係閣僚等会議ワーキンググループ」によるヒアリング

国は、風評等の影響を受ける可能性のある関係者等から、基本方針の決定後に生じた状況や今後見込まれる状況の確認と必要な対策について意見を聴取し、政策に反映することを目的としたワーキンググループを設置し、令和3年5月から7月にかけて計6回のヒアリングを行いました。

岩手県は、令和3年7月9日の第6回ワーキンググループに出席（WEB 参加）し、処分方針決定に係る県内市町村や漁業者の声、東日本大震災津波からの復興の現況及び課題を説明し、本県においても、国が責任をもって水産業を始めとする関係団体や関係市町村等に対する丁寧な説明と真摯な対話を継続し、慎重な対応を行うよう要望しました。

《令和4年度》

① 政府予算要望

令和4年6月15・16日、「令和5年度政府予算要望」において、「ALPS処理水の処分に関する安全と安心の確保」について要望しました。

② 水産業の振興に向けた政府予算要望

令和4年7月19日・9月21日、「水産業の振興に向けた令和5年度政府予算要望」において、「本県沿岸被災地の地域経済の活性化に不可欠な水産業の復興」と「風評に負けない強い水産業の実現に向けた国の支援」について要望しました。

(2) 説明会及び意見交換等

《令和3年度》

① ALPS処理水の処分に関する基本方針に係る沿岸市町村との情報交換

令和3年9月21日、宮古市内において、沿岸12市町村長と県が国の基本方針等に関する現状認識の共有や意見交換を行いました。

② ALPS処理水の処分に関する基本方針説明会

令和3年11月18日、盛岡市内、11月19日、宮古市内において、国及び東京電力による関係者等への説明会が開催されました。国（資源エネルギー庁）からは安全性や方針決定の経緯、検討状況、当面の対策について、東京電力からはALPS処理水の取扱いに関する検討内容や賠償の取扱いについて説明が行われました。

③ 岩手三陸連携会議（構成団体：沿岸13市町村）による国との意見交換

令和4年2月8日、WEB会議方式にて、ALPS処理水の海洋放出について、国（資源エネルギー庁）からの説明後、意見交換を行いました。

《令和4年度》

① ALPS処理水の取扱いに係る状況報告会

令和4年6月6日、宮古市内及び釜石市内において、岩手県漁連の主催により、各漁協幹部を対象とした説明会が開催され、国（資源エネルギー庁）及び東京電力から、ALPS処理水の海洋放出に係る説明が行われました。

② 岩手三陸連携会議（構成団体：沿岸13市町村）による国との意見交換

令和4年10月31日、久慈市内において、ALPS処理水の海洋放出について、国（資源エネルギー庁）からの説明後、意見交換を行いました。

③ 県内市町村職員説明会

令和4年11月1日、釜石市内、11月18日、久慈市内において、「ALPS処理水の海洋放出」について、国（資源エネルギー庁）による県内市町村職員向けの説明会が行われました。

④ 水産業の復興に向けた意見交換会

令和5年1月18日、宮古市内において、県、岩手三陸連携会議及び県内水産6団体による水産業の復興に向けた意見交換会を行いました。

⑤ ALPS処理水の取扱いに係る状況報告会

令和5年1月31日及び2月1日、大船渡市内、宮古市内及び久慈市内において、岩手県漁連の主催

により、各漁協幹部を対象とした説明会が開催され、国（資源エネルギー庁）及び東京電力から、ALPS 処理水の海洋放出に係る説明が行われました。

### 3 今後（令和5年度）の取組

県として、ALPS 処理水の処分に係る国等の対策や取組状況などの情報収集及び市町村等の情報提供に取り組むとともに、市町村や関係団体と連携を図りながら、国に対し、次に掲げる事項を求めていきます。

- ALPS 処理水の処分については、国が責任をもって、市町村・関係者をはじめ国内外の理解を得るための科学的根拠に基づく丁寧かつ十分な説明を行い、真摯に関係者等の声を聞き、理解を得る取組を継続するとともに、安全に関する客観的で信頼性の高い情報の発信や、万全な風評対策、処理技術の研究開発の継続など、国内外の理解と安心が得られるような取組を確実に実施すること。
- 主要魚種の不漁など様々な課題に直面する本県水産業等の実情に応じ、東日本大震災津波からの復興や水産業の再生に向けた実効性のある対策を講じること。

なお、令和5年度（令和5年7月末現在）は、国に対し、以下のとおり要望しています。

#### ① 県、岩手三陸連携会議及び岩手県漁業協同組合連合会による国への要望

令和5年5月23日、県、岩手三陸連携会議（構成団体：沿岸13市町村）及び岩手県漁業協同組合連合会の三者が連携し、三者連名の要望書により、「ALPS 処理水の処分にに関する安全と安心の確保」及び「風評に負けない強い水産業の実現に向けた取組への支援」について要望しました。

#### ② 政府予算要望

令和5年6月14日、「令和6年度政府予算要望」において、「ALPS 処理水の処分にに関する安全と安心の確保」や「風評に負けない強い水産業の実現に向けた取組への支援」などを要望しました。

## 第3章 令和5年度に実施する対策等

### 第1節 放射線量等の測定に関する取組

#### ■ 予算額

区分	令和5年度当初予算額	令和4年度当初予算額	増減額
当初予算額	44,229千円	18,262千円	25,967千円

※予算額は他の分野と内容が重複する事業を含めて合計した金額です。

#### ■ 主な取組

- 県民の健康と安全を守るため、「原子力発電所事故に伴う放射線量等測定に係る対応方針」に基づき、市町村等と連携しながら、県内全域できめ細かな測定を行い、測定結果を県ホームページ等を通じて県民等へ速やかに情報提供します。
- 原発事故による生活環境への影響を把握するため、モニタリングポスト10箇所における24時間体制での放射線量の測定や、サーベイメータによる県内の代表的な55地点の放射線量の定期的な測定に加え、県立学校や県立病院など県有施設の放射線量を定期的に測定します。
- 水道水、雨水やちりなどの降下物などの放射性物質濃度も定期的に測定します。
- 各広域振興局及び教育事務所等に配備しているサーベイメータの市町村等への貸出を行い、放射線量測定を支援します。

#### ■ 令和5年度に実施する主な事業（放射線量等の測定）

事業名	部局等名	R5年度 当初(千円)	R4年度 当初(千円)	増減 (千円)	事業内容	備考
環境放射能水準調査費(細事業:環境放射能モニタリング強化費を含む。)	環境生活部	42,780	16,642	26,138	原発事故による本県の放射性物質による影響を把握するため、本県独自に放射線量等の測定調査を実施し県民等へ情報提供を実施	
工業用水道事業	企業局	105	118	▲13	工業用水及び脱水土泥の放射性物質濃度の測定を実施	
児童生徒放射線対策支援事業費	教育委員会事務局	1,344	1,502	▲158	県立学校における空間線量率の測定、学校給食食材等放射性物質濃度の測定を実施	
計	3事業	44,229	18,262	25,967		



## 第2節 放射線量等の低減に関する取組

### ■ 予算額

区分	令和5年度当初予算額	令和4年度当初予算額	増減額
当初予算額	2,706千円	3,210千円	▲504千円

※予算額は他の分野と内容が重複する事業を含めて合計した金額です。

### ■ 主な取組

- 「放射線量低減に向けた取組方針」に基づき、令和4年度に引き続き、放射性物質汚染対処特別措置法に定める汚染状況重点調査地域として指定を受けた一関市、奥州市及び平泉町について、放射線の影響を受けやすいとされる子どもの健康を重視する観点から、県立学校等の放射線量の定期的な測定を行い、その結果、低減措置実施の目安である毎時1  $\mu$  Sv/hを超えた場合には、除染等の低減措置を実施します。
- 市町村等の円滑な低減措置等の実施を支援するため、除染等の費用への補助を行うとともに、放射性物質に汚染された農林業系副産物の焼却処理の技術的支援や道路側溝汚泥の一時保管設備設置費用の補助などを行います。

### ■ 令和5年度に実施する主な事業（放射線量等の低減）

事業名	部局等名	R5年度 当初(千円)	R4年度 当初(千円)	増減 (千円)	事業内容	備考
放射線対策費	環境生活部	1,852	1,827	25	市町村による円滑な除染を推進するため、除染等に要する費用について補助するとともに、県民に対して放射線に対する理解を深めるための基礎知識の普及啓発を実施	
放射性物質汚染廃棄物処理円滑化事業	環境生活部	854	1,383	▲529	放射性物質に汚染された道路側溝汚泥の処理を推進するため、重点調査地域に指定された県南3市町が道路側溝汚泥の一時保管設備を設置する場合(国庫補助事業対象外に限る。)に、その経費に対して一部を支援	
計	2事業	2,706	3,210	▲504		

### 第3節 県産食材等の安全確保に関する取組

■ 予算額

区分	令和5年度当初予算額	令和4年度当初予算額	増減額
当初予算額	413,984千円	450,304千円	▲36,320千円

※予算額は他の分野と内容が重複する事業を含めて合計した金額です。

■ 主な取組

- 消費者に安全な県産食材等を供給していくため、「県産食材等の安全確保方針」等に基づき、市町村や関係団体と連携して、農林水産物、流通食品、野生鳥獣肉、給食食材の放射性物質濃度について、計画的にきめ細かな検査を実施し、結果等を速やかに公表します。検査の結果、国が定める基準値を超える放射性物質が検出された場合は、直ちに出荷団体等に対して出荷の自粛及び自主的な回収を要請します。
- 市町村、流通業者からの依頼に基づいた販売目的の県産食材等の精密検査や、市町村と連携した野生山菜、野生きのこの全市町村検査を継続します。
- 牧草の放射性物質検査による利用自粛解除を進めるとともに、汚染牧草の一時保管等の支援を継続します。
- 安全・安心な県産牛肉を供給するため、農家に対する適切な飼養管理指導の徹底や、牛の出荷前検査及び県内に出荷される県産廃用牛全頭の牛肉の放射性物質検査を継続します。
- 原木しいたけの産地再生に向け、生産者へのつなぎ融資等の経営支援を行うとともに、使用自粛となった原木・ほだ木の処理、新たな原木の確保・ほだ木造成、落葉層の除去等ほだ場環境整備等を支援します。
- 放射性物質に対する消費者の不安の払拭と県産農林水産物の販路拡大を図るため、安全・安心に係る消費者への情報発信等を実施します。

■ 令和5年度に実施する主な事業（県産食材等の安全確保）

事業名	部局等名	R5年度当初(千円)	R4年度当初(千円)	増減(千円)	事業内容	備考
食品放射性物質検査強化事業費	環境生活部	5,635	5,581	54	食の安全・安心を確保するために、食品の放射性物質検査を実施し、より多くの情報を県民に発信	
野生動物との共生推進事業費(放射能対策)	環境生活部	1,459	1,464	▲5	食肉として活用されることが多く、現在、出荷制限指示が出されている野生鳥獣肉について放射性物質検査を実施	
いわて食の販路拡大事業費	商工労働観光部	11,956	12,884	▲928	県内食産業事業者の販路拡大を図るため、県内外での食の商談会やフェアを開催	
農業経営安定緊急支援資金利子補給	農林水産部	21	62	▲41	原発事故の影響で被害を受けた農業者の経営の早期安定化を図るため、必要な資金が円滑に供給されるよう、融資機関が行う農業経営安定緊急支援資金に係る利子補給を実施	

## ■ 令和5年度に実施する主な事業（県産食材等の安全確保）

事業名	部局等名	R5年度 当初(千円)	R4年度 当初(千円)	増減 (千円)	事業内容	備考
県産牛肉安全安心確立緊急対策事業費	農林水産部	22,465	18,419	4,046	安全・安心な県産牛肉の供給体制を確立するため、県内に出荷される県産廃用牛全頭の放射性物質検査を実施	
いわて食の聖地プロモーション展開事業(産地情報発信事業)(旧:いわて農林水産物消費者理解増進対策事業費)	農林水産部	2,043	2,413	▲370	放射性物質に対する消費者の不安の払拭と県産農林水産物の販路拡大を図るため、安全・安心に係る消費者への情報発信等を実施	
鳥獣被害防止総合対策事業費(野生鳥獣肉の放射性物質検査事業費)	農林水産部	9,378	5,056	4,322	食肉加工を目的とするニホンジカ肉の安全性を確保するため、放射性物質検査を実施	
農産物放射性物質検査事業費	農林水産部	388	429	▲41	県産農産物の安全性の確保と風評被害の払拭のため、農産物の放射性物質調査を実施	
放射性物質被害畜産総合対策事業費	農林水産部	64,711	74,529	▲9,818	県産畜産物の安全性の確保と風評被害の払拭のため、牧草等の放射性物質調査や汚染牧草の一時保管等を支援	
特用林産物放射性物質調査事業費(特用林産物放射性物質調査事業)	農林水産部	68,204	63,051	5,153	県産特用林産物の安全性の確保と風評被害の払拭のため、特用林産物の放射性物質調査を実施	
特用林産物放射性物質調査事業費(きのこ原木等処理事業)	農林水産部	10,840	23,714	▲12,874	原木しいたけ産地の再生を図るため、使用自粛となったしいたけ原木及びほだ木の処理や、落葉層除去等ほだ場の生産環境整備を支援	
原木しいたけ経営緊急支援資金貸付金	農林水産部	114,442	137,209	▲22,767	出荷制限等により資金繰りが悪化している原木しいたけ生産者の経営を支援するため、集出荷団体が行う経営支援資金の貸付に必要な原資を貸付	
特用林産施設等体制整備事業費補助(特用林産施設等体制整備事業)	農林水産部	77,845	86,759	▲8,914	しいたけ生産者の経営基盤の強化を図るため、しいたけ原木等の生産資材の導入を支援	
広葉樹林再生実証事業費補助	農林水産部	20,837	14,839	5,998	放射性物質により安全なききのこ原木や薪炭用材の生産に影響を受けている広葉樹林の再生を推進するため、伐採や放射性物質の濃度測定調査等の再生に向けた実証的な取組を支援	
水産物安全出荷推進事業費	農林水産部	2,416	2,393	23	県産水産物の安全性の確保と風評被害の払拭のため、水産物の放射性物質調査を実施	
児童生徒放射線対策支援事業費【再掲】	教育委員会事務局	1,344	1,502	▲158	県立学校における空間線量率の測定、学校給食食材等放射性物質濃度の測定を実施	
計	16事業	413,984	450,304	▲36,320	【再掲】を含む。	

## 第4節 健康影響、学校に関する取組

### ■ 予算額

区分	令和5年度当初予算額	令和4年度当初予算額	増減額
当初予算額	1,344千円	1,502千円	▲158千円

※予算額は他の分野と内容が重複する事業を含めて合計した金額です。

### ■ 主な取組

- 児童生徒の安全を確保し、保護者の不安を解消するため、県立学校における放射線量の測定を行うとともに、学校給食食材等の放射性物質濃度検査を行います。また、測定機器を持たない市町村等からの依頼による給食食材等の放射性物質濃度測定などを行います。

### ■ 令和5年度に実施する主な事業（健康影響、学校の対策）

事業名	部局等名	R5年度 当初(千円)	R4年度 当初(千円)	増減 (千円)	事業内容	備考
児童生徒放射線 対策支援事業費 【再掲】	教育委員会 事務局	1,344	1,502	▲158	県立学校における空間線量率の測定、学校給食食材等放射性物質濃度の測定を実施	
計	1事業	1,344	1,502	▲158	【再掲】を含む。	

## 第5節 風評被害対策、情報発信、普及啓発等に関する取組

### ■ 予算額

区分	令和5年度当初予算額	令和4年度当初予算額	増減額
当初予算額	71,129千円	52,721千円	18,408千円

※予算額は他の分野と内容が重複する事業を含めて合計した金額です。

### ■ 主な取組

- 本県の自然や風土、県産食材等県産品の魅力等を各種媒体を通じて県内外に広くPRすることにより、本県への放射性物質の影響による風評を払拭し、県産品等の販路や消費、観光客・教育旅行客などの回復に努めます。
- 放射性物質に対する消費者の不安の払拭や県産農林水産物の販路の拡大を図るため、安全・安心に係る消費者への情報発信等を実施します。
- 風評被害の更なる払拭に向け、県産品の販路拡大・魅力向上及び新たな購買層の開拓につなげる取組を実施します。
- 県有施設等の放射線量測定や食品等の放射性物質濃度検査の結果、放射性物質に対する基礎知識などを県ホームページや広報誌などを通じて、県内外の皆さまに分かりやすく、タイムリーにお知らせするとともに、県や市町村等の放射線影響対策全般の取組状況などについてまとめた「岩手県放射線影響対策報告書」を発行するなど、引き続き広く情報発信します。
- 放射線に対する理解を深めるための基礎知識の普及啓発や食品の放射性物質に関する出前講座などを実施し、県民の正しい知識と理解の向上を図ります。
- 原発事故による放射線の影響について、本県として必要な対策を講じるため、原発放射線影響対策本部本部員会議を定期的で開催します。また、市町村等との情報共有を進め、連携して対策を講じていくため、原発放射線影響対策市町村等連絡会議を開催します。

### ■ 令和5年度に実施する主な事業（風評被害対策、情報発信、普及啓発等）

事業名	部局等名	R5年度当初(千円)	R4年度当初(千円)	増減(千円)	事業内容	備考
放射線影響対策費	復興防災部	3,314	2,820	494	空間線量率や農林水産物の出荷制限等の情報を広く発信するとともに、東京電力による損害賠償の実現に向けた取組を推進	
放射線対策費【再掲】	環境生活部	1,852	1,827	25	市町村による円滑な除染を推進するため、除染等に要する費用について補助するとともに、県民に対して放射線に対する理解を深めるための基礎知識の普及啓発を実施	
いわて食の販路拡大事業費【再掲】	商工労働観光部	11,956	12,884	▲928	県内食産業事業者の販路拡大を図るため、県内外での食の商談会やフェアを開催	

■ 令和5年度に実施する主な事業（風評被害対策、情報発信、普及啓発等）

事業名	部局等名	R5年度 当初(千円)	R4年度 当初(千円)	増減 (千円)	事業内容	備考
いわて観光キャンペーン推進協議会事業費	商工労働観光部	23,583	13,803	9,780	県内全域への一層の誘客拡大を図るため、いわて観光キャンペーン推進協議会が行う宣伝・誘客事業及び観光地づくりの推進に要する経費の一部を負担	
いわてインバウンド新時代戦略事業費	商工労働観光部	16,481	18,974	▲2,493	外国人観光客の更なる誘客拡大を図るため、戦略的・効果的なプロモーション等を実施	
いわて教育旅行誘致促進事業費補助	商工労働観光部	11,900	0	11,900	震災学習を中心とした教育旅行の誘致や三陸地域への周遊促進を図るため、同地域を旅行先として貸切バスを使用した教育旅行の催行を支援	
いわて食の聖地プロモーション展開事業(うち、産地情報発信事業) (旧:いわて農林水産物消費者理解増進対策事業費)【再掲】	農林水産部	2,043	2,413	▲370	放射性物質に対する消費者の不安の払拭と県産農林水産物の販路拡大を図るため、安全・安心に係る消費者への情報発信等を実施	
計	7事業	71,129	52,721	18,408	【再掲】を含む。	

## 第6節 東京電力に対する損害賠償請求に関する取組

### ■ 予算額

区分	令和5年度当初予算額	令和4年度当初予算額	増減額
当初予算額	3,314千円	2,820千円	494千円

※予算額は他の分野と内容が重複する事業を含めて合計した金額です。

### ■ 主な取組

- 原発事故により生じた全ての放射線影響対策費用について、市町村、一部事務組合及び広域連合と一体となって、東京電力に対し損害賠償請求するとともに、東京電力との交渉を行い、早期の賠償金の受領を進めていきます。
- 東京電力や国への要請等を行うとともに、原子力損害賠償紛争解決センター（原発ADR）の和解仲介制度を活用などにより、早期の損害賠償の実現に向けた取組を進めます。

### ■ 令和5年度に実施する主な事業（東京電力に対する損害賠償請求対応）

事業名	部局等名	R5年度 当初(千円)	R4年度 当初(千円)	増減 (千円)	事業内容	備考
放射線影響対策費【再掲】	復興防災部	3,314	2,820	494	空間線量率や農林水産物の出荷制限等の情報を広く発信するとともに、東京電力による損害賠償の実現に向けた取組を推進	
計	1事業	3,314	2,820	494	【再掲】を含む。	

## 第4章 資料編

### 1 各種方針

#### 原発放射線影響対策の基本方針（平成23年7月策定）

##### 1 基本的な考え方

県は、全力を挙げて放射線影響に係る測定及び迅速・適切な公表を行うとともに、本県への影響等を把握し、的確な対策を速やかに講じることにより、県民の安全・安心の確保及び風評被害の防止を図る。

##### 2 測定

- (1) **測定対象**…放射性物質の影響は多岐にわたるが、県民の安全を確保するため、まずは環境に対する基礎的な影響を把握できる、空気、飲料水、土壌等の住環境の調査を優先する。特に、放射線の影響を受けやすいとされる子どもの健康を重視する観点から、学校などの教育施設等における調査に重点的に取り組む。加えて、食の安全・安心を重視する観点から農林水産物の測定対象の充実を図る。なお、放射性物質が最終的に集まっていくことが懸念される汚泥、廃棄物等についても、調査を行う。
- (2) **測定地域**…県内全域を対象とする。なお、これまでの測定結果を踏まえ、比較的高い値を示している県南地域の測定を優先する。
- (3) **測定体制**…県が現有するモニタリングポスト、ゲルマニウム半導体検出器、サーベイメータを最大限活用するほか、速やかな機器の増設・購入を図る。また、これらの機材を活用し、測定調査に必要な人員の手当てを図る。加えて、外部機関への依頼や事業者への委託など、国及び市町村を含め関係機関・団体の協力を得て体制の充実に努める。

##### 3 迅速・適切な情報公表

- (1) **公表時期**…測定の実施又は検査結果の判明の都度、速やかに公表する。
- (2) **公表内容**…測定・検査結果に併せて当該対象に係る国の基準値等を示すこととし、健康等に対する影響の可能性について説明するよう努める。
- (3) **公表方法**…ホームページをはじめとする県の広報媒体による公表のほか、報道機関に情報提供を行い、県民への迅速かつ効果的な周知を図る。

##### 4 的確な対策の実施

- (1) **対策の考え方**…住環境や農林水産物の測定を実施する中で、県民の健康等に影響が及ぶ、又は、その恐れがある事案が判明した場合は、速やかに必要な対策を実施する。その際、学校などの教育施設等における環境整備や、安全・安心な農林水産物の確保に対する県民の期待を十分考慮する。
- (2) **放射線量の低減**…県民の健康を守るため、国の方針・見解や学術的な知見に基づき、放射線量の低減措置を講じる。
- (3) **風評被害の防止**…県民の不安解消や風評被害の防止のため、迅速で分かりやすい情報提供を図る。また、報道機関に対する適切な情報提供や県の広報媒体等により、県民はもとより広く県外国外に対して、本県の対策の周知に努める。
- (4) **県民に対する知識の普及啓発**…県の広報媒体を通じて放射線等に関する知識の普及を図り、県民自ら取り組むことができる対応については、啓発を推進するなど、県民の理解の促進と不安解消に努める。
- (5) **国との関係**…放射性物質による汚染については、国の責任において解決すべきものであるが、県としては、国の対応を待つことなく、必要な対策は可能な限り実施する。なお、国に対する要請は、継続し、強力に行っていく。

##### 5 市町村等との連携強化

全県的な対策を推進するため、市町村等と連絡会議を開催し、調整を行うなど、各種関係機関・団体との連携の強化を図る。

#### 原子力発電所事故に伴う放射線量等測定に係る対応方針（平成23年8月策定、令和5年4月最終改定）

##### 1 基本的な考え方

- (1) **基本的な考え方**…県は、原子力発電所事故による放射性物質の影響から県民の健康と安全を守るために市町村等と連携し、測定機器や体制を整備し全力をあげて県内全域できめ細かな測定を行い、多岐に渡る放射線の影響について把握するとともに、県民に対し迅速かつ効果的な情報提供を行い、県民の不安の解消と風評被害の防止を図る。なお、これまでの取組状況を踏まえ、継続性を持って放射線量等の測定を実施するとともに、放射線量等の変化や原発事故処理の進捗状況に柔軟に対応し、放射線影響対策に万全を期すものとする。
- (2) **県と市町村等の役割分担**
  - ア **県と市町村等の役割分担**…放射線量等の測定に関する、県、市町村（一部事務組合を含む）及び関係団体等の役割分担は、測定範囲、測定対象及び測定体制等の状況を総合的に勘案しつつ、県が主体的に取り組みながら市町村等と協議のうえ決定するものとし、その測定に当たっては国の協力を得ながら市町村等と連携を強化して行うものとする。
  - イ **費用負担等**…原子力発電所事故に係る放射性物質による汚染対策については、国の責任において行うべきものであり、県民の安全・安心を確保するために県及び市町村等が実施した放射線量等の測定等に係る費用についても、国が負担すべきものである。なお、これまで実施したこれらの費用についても、過去に遡って国に負担を求める。

##### 2 放射線量等の測定体制

###### (1) 放射線量等測定に用いる機器

###### ア 空間線量率等を測定するもの

- (ア) **モニタリングポスト**…モニタリングポストは、ヨウ化ナトリウム（NaI）の結晶を検出器として利用し、大気中の放射線量（空間線量率）のうちガンマ線を連続して測定する据え置き型の装置であり、極めて低い放射線量まで精密に測定することができる。屋外に置くNaI(Tl)シンチレーション式検出器と屋内に置く測定器で構成され、放射線が検出器に当たると検出器内でかすかな光を発生し、その光を検出・増幅し、放射線量として計測する。岩手県では、昭和63年（1988年）から盛岡市において測定を行ってきたが、原発事故を受け、県内9箇所を増設し、計10箇所において、24時間体制で測定を行っている。

●調査項目：空間線量率（大気） ●測定単位：μGy/h（マイクログレイ毎時） ●測定頻度：24時間連続測定

●設置箇所：盛岡市（環境保健研究センター）、花巻市（花巻地区合同庁舎）、奥州市（奥州地区合同庁舎）、一関市（三反田大気測定局）、大船渡市（大船渡地区合同庁舎）、釜石市（釜石地区合同庁舎）、宮古市（宮古市立宮古小学校）、久慈市（久慈地区合同庁舎）、二戸市（二戸地区合同庁舎）、滝沢市（岩手県立大学） 計10箇所（各1台）



(イ) **サーベイメータ**…サーベイメータは、放射性物質や放射線に関する情報を簡便に得ることを目的とした、小型で可搬型の放射線測定器で、一般環境（低線量）の測定に適したNaI(Tl)シンチレーション式サーベイメータと、表面汚染等の検査等に適したGM計数管式サーベイメータ（いわゆるガイガーカウンタ）がある。本県では、地表付近の空間線量率等の測定のため、主にNaI(Tl)シンチレーション式サーベイメータを使用している。

① **NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ**…検出器の仕組みはモニタリングポストと同様であるが、測定した結果の正確さではモニタリングポストの方が優る。

② **GM計数管式サーベイメータ（ガイガーカウンタ）**…ガンマ線に加えてベータ線も測定するため、表面汚染の測定に向いている。ただし感度が低く、空間線量の測定には適さない。

●調査項目：空間線量率（大気）●測定単位： $\mu\text{Sv/h}$ （マイクロシーベルト毎時）、 $\mu\text{Gy/h}$ （マイクログレイ毎時）

●測定時間：1ヶ所当たり概ね5分

●配備箇所：①NaI(Tl)シンチレーション式サーベイメータ 27台 ②GM計数管式サーベイメータ 1台

(ウ) **積算線量計**…積算線量計には事業所敷地境界及び周辺地区に設置し、環境中の放射線を3ヶ月間に受けた空気吸収線量の積算量として測定するものと、放射線作業従事者等が一定の作業期間に受けた放射線量率を積算して測定するものがある。

●調査項目：空間線量率（大気）●測定単位： $\mu\text{Sv}$ （マイクロシーベルト）●調査時間：作業期間による

●配備箇所：県南広域振興局(10)他 計48台

イ **放射性物質濃度を測定するもの**

(ア) **ゲルマニウム半導体検出器**…ゲルマニウム半導体検出器は、ゲルマニウムの結晶を検出器として利用したもので、試料中の放射性物質の種類と量を測定できる。ガンマ線を放出する放射性物質は、物質ごとに決まったエネルギーを放出するため、その試料から放出されるガンマ線のエネルギーの種類と強さを計測することで、どのような放射性物質がどれくらい含まれているかを測定する。

●調査項目：水道水、土壌、食品等●測定単位：Bq（ベクレル）●調査時間：1品目の測定には概ね1時間

●配備箇所：環境保健研究センター(2)、工業技術センター(1) 計3台

(イ) **NaI(Tl)シンチレーションスペクトロメータ**…NaI(Tl)シンチレーションスペクトロメータは、ヨウ化ナトリウム（NaI）の結晶を検出器として利用したもので、測定原理はゲルマニウム半導体検出器と同様。ゲルマニウム半導体検出器と比較してエネルギー分解能は劣るため、数多くの核種が検出される場面には向かないが、検出器部分を液体窒素で冷却する必要がないなど、維持管理が容易である。

●調査項目：水道水、土壌、食品等●測定単位：Bq（ベクレル）●調査時間：概ね10分～20分

●配備箇所：農業研究センター畜産研究所(2) 他 計28台

(ウ) **簡易測定器**…サーベイメータに遮蔽体など付属機器を設置したもので、付属プログラムによりガンマ線量を放射性物質濃度に換算して測定する機器。放射性物質の種類ごとの濃度はわからないが、食品などの放射性物質濃度を簡便に測定できる。

●調査項目：水道水、土壌、食品等●測定単位：Bq（ベクレル）●調査時間：概ね25分～30分

●配備箇所：農業改良普及センター(10) 計10台

(2) **岩手県における測定機器の保有状況**

令和5年4月1日現在

測定対象・機器種別		配置場所（配置台数等）	合計	
空間線量率等を測定	モニタリングポスト	盛岡市(1)（環境保健研究センター、地上14.7m） 花巻市(1)（花巻地区合同庁舎、地上1.0m(以下、同じ。)) 奥州市(1)（奥州地区合同庁舎）、一関市(1)（三反田大気測定局） 大船渡市(1)（大船渡地区合同庁舎）、釜石市(1)（釜石地区合同庁舎） 宮古市(1)（宮古市立宮古小学校）、久慈市(1)（久慈地区合同庁舎） 二戸市(1)（二戸地区合同庁舎）、滝沢市(1)（岩手県立大学）	10	
	サーベイメータ	NaI(Tl)シンチレーション	各広域振興局保健福祉環境部(計9)（盛岡(1)・奥州(1)・釜石(1)・久慈(1)・花巻(1)・一関(1)・大船渡(1)・宮古(1)・二戸(1)） 県南広域振興局土木部(計3)（奥州(1)・一関(1)・千厩(1)） 環境保健研究センター(2)、北上川上流流域下水道事務所(1)、企業局施設総合管理所(1)、企業局県南施設管理所(2)、教育委員会事務局保健体育課(1) 各教育事務所(計6)（盛岡(1)・中部(1)・県南(1)・沿岸南部(1)・宮古(1)・県北(1)）、工業技術センター(2)	27
		GM計数管式	北上川上流流域下水道事務所(1)	1
	積算線量計	消防安全課(5、防災航空センター)、県南広域振興局保健福祉環境部(10) 各広域振興局農政(林)部(計15)（盛岡・奥州・釜石・久慈・花巻・遠野・一関・宮古・大船渡・二戸 計10公所で、配置を特定せずに使用。）県南教育事務所(18)	48	
放射性物質濃度を測定	ゲルマニウム半導体検出器	環境保健研究センター(3)、工業技術センター(1)	4	
	NaI(Tl)シンチレーションスペクトロメータ	各広域振興局農政(林)部(計8うち1※)（配置を特定せずに使用。） 農業研究センター畜産研究所(2※) 林業技術センター(2※) 中部農業改良普及センター(1) 県立高等学校(計2)（盛岡工業(1)・釜石(1)） 県立支援学校(計9) （盛岡視覚(1)・盛岡聴覚(1)・盛岡となん(1)・盛岡ひがし(1)・盛岡峰南高等(1)・花巻清風(1)・前沢明峰(1)・久慈拓陽(1)・気仙光陵(1)） (俣いわちく(岩手県岩畜検査室)(4※))	28	
	簡易測定器	農業改良普及センター(計10)（中部(2)・盛岡(1)・八幡平(1)・奥州(1)・一関(1)・大船渡(1)・宮古(1)・久慈(1)・二戸(1)）	10	

※農林水産省からの無償付物品

3 測定の体系

- (1) 測定期間…原発事故による放射性物質の影響は長期間に亘るものと考えられることから、国からの通知等もしくは県の判断により測定の必要がなくなるまでの間、測定を行う。
- (2) 測定地域…県内全域を対象とする。これまでの測定結果並びに原子力規制庁において実施した航空機モニタリング（※1）及び走行サーベイ（※2）等の結果を踏まえ、これらの測定結果が比較的高い値を示す地域の測定を優先する。
  - ※1 航空機モニタリングは、地表面の放射性物質の蓄積状況を確認するため、航空機に高感度で大型の放射線検出器を搭載し、地上に蓄積した放射性物質からのガンマ線を広範囲かつ迅速に測定する手法。
  - ※2 走行サーベイは、走行している道路周辺の空間線量率を連続的に測定するため、車内に放射線検出器を搭載し、地上に蓄積した放射性物質からのガンマ線を詳細かつ迅速に測定する手法。
- (3) 測定内容

測定区分	具体的な測定対象
(1) 住環境等	ア 空間線量率
	イ 降下物・大気浮遊じん等
	ウ 河川水、海水等
	エ 水道水
	オ 不特定多数の者が利用する施設
(2) 教育施設等	ア 学校等の施設
	イ 公園等
(3) 農林水産物等	ア 農林水産物
	イ 粗飼料
	ウ 堆肥
	エ 農用地土壌
	オ 流通食品
	カ 給食食材
キ その他	
(4) 産業活動	ア 工業製品・加工食品等
	イ 下水汚泥
	ウ 廃棄物
	エ 企業局工業用水道
オ 浄水発生土	

- (4) 情報の公開…測定結果については、原則、県のホームページ等を活用して速やかに公表する。

放射線量低減に向けた取組方針（平成23年9月策定、平成25年4月最終改定）

1 基本的な考え方

- (1) 目的…県が策定した「原子力発電所事故に伴う放射線量等測定に係る対応方針」（平成23年8月31日原発放射線影響対策本部）により実施した放射線量測定の結果等に基づき、県が市町村と連携して行う地域における放射線量低減の取り組みの基本となる考え方を示し、県民が日常生活において受ける放射線量をできるだけ速やかにかつ効率的・効果的に低減することにより、県民の安全・安心の確保に資する。
- (2) 目標…県民が日常生活から受ける追加被ばく線量<sup>※1</sup>は、年間1ミリシーベルト以下を目標<sup>※2</sup>とする。
  - ※1 「追加被ばく線量」とは、自然被ばく線量及び医療被ばくを除いた被ばく線量を指すもの。
  - ※2 県民が安全に暮らすため、県内全域について目指すべき目標を示したもので、国際放射線防護委員会（ICRP）勧告等の考え方によるもの。
- (3) 低減措置…県民の追加被ばく線量のより一層の低減を図るため、放射線量を低減するための措置（以下「低減措置」という。）を行う。低減措置には、除染のほか、日常生活の支障とならない場合は、当分の間、立入制限等の措置を含むものとする。なお、低減措置を実施する目安<sup>※</sup>は、空間線量率が毎時1マイクロシーベルト以上とする。
  - ※ 放射線の影響を受けやすい児童生徒等の被ばく量低減のため、国が示した「学校の校舎・校庭等の線量低減について」（平成23年8月26日付け文部科学省局長通知）における校庭・園庭の空間線量率の目安に基づくもの。
- (4) 県の役割…県は、市町村と連携して、追加被ばく線量低減の目標の達成に向けて総合的に施策を推進するとともに、市町村が行う放射線量低減に向けた計画的な取組が円滑に進むよう必要な支援を行う。
- (5) 国への要請…県は、国に対し次のとおり要請する。
  - ア 県及び市町村等が低減措置の実施にあたり要した費用を負担すること。
  - イ 県民の安全・安心の確保のために技術的支援を行うこと。
  - ウ 低減措置に伴い生じた土壌等及び廃棄物の保管場所の確保及び処分の実施並びに森林、農地及び河川の具体的な除染の方法等の決定等の必要な恒久対策を速やかに講じること。

2 低減措置の対象等

- (1) 地域…低減措置を行う地域は、県内全域とする。
- (2) 対象…低減措置を行う対象は、当分の間、県民が日常生活において関わる箇所（以下「生活圏」という。）とし、その優先順位は次のとおりとする。①学校等の施設 ②不特定多数の人が利用する施設 ③その他の生活圏

## 3 低減措置の実施

- (1) **実施者**…低減措置は、対象箇所の所有者、管理者又は占有者が実施することを基本とする。なお、県民生活の安全・安心を速やかに確保する観点から、地域住民や地域のコミュニティ及びボランティアがその居住地域等で行う低減措置についても推奨する。
- (2) **実施方法**…実施者は、低減措置を行うにあたり、国のガイドライン<sup>※</sup>等を踏まえ効率的・効果的に、また、対象ごとに適切な方法で行う。なお、空間線量率が毎時1マイクロシーベルト以上の箇所が判明した場合は、速やかに低減措置を実施するものとする。
- ※ 「市町村による除染実施ガイドライン」（平成23年8月26日原子力災害対策本部）  
「除染関係ガイドライン」（平成23年12月 環境省）  
「放射性物質による局所的汚染箇所への対処ガイドライン」（平成24年3月 環境省）  
「岩手県放射線量低減マニュアル」（平成24年3月 岩手県原発放射線影響対策本部）
- (3) **支援**…県は市町村と連携し、実施者に対し必要な支援<sup>※</sup>を行う。なお、県は、空間線量率が毎時1マイクロシーベルト以上の箇所を有する公共施設（学校等の施設については、私立施設を含む。）に対し市町村が行う低減措置について財政的支援を行う。
- ※ 支援の具体例
- ・ 直接的支援…作業に要する物品の供与、測定の実施、測定器の貸与等
  - ・ 技術的助言…低減措置の方法、測定方法の指導及び助言、測定結果評価への助言等
  - ・ 費用請求に係る支援…原因者から補償を受けるための法的・事務的な助言及び情報提供等

## 4 低減措置により生じた土壌等及び廃棄物の管理等

- (1) **土壌等**…実施者は、低減措置に伴い生じた土壌等の保管場所を確保するとともに、国の処分方針が定まるまでの間、国のガイドライン等を踏まえ適切な方法により保管及び管理するものとする。なお、県及び市町村等は、実施者が行う保管場所の確保並びに保管及び管理に協力する。
- (2) **廃棄物**…実施者は、低減措置により生じた廃棄物（放射性物質に汚染された土壌等を除く。）について、廃棄物関係法令等<sup>※</sup>に従い適正に処理する。
- ※ 廃棄物関係法令等
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
  - ・ 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法

## 5 情報提供

県及び市町村は、自らが公共施設に対して行った低減措置の内容や実施後の空間線量率の結果等を公表するとともに、県や市町村等が支援した低減措置の実施結果についても、実施者の協力を得て、県民に対し情報提供を行うよう努めるものとする。なお、情報の提供に際しては、ホームページ上へ掲載する等、県民に分かりやすい形で行うものとする。

## 県産食材等の安全確保方針（平成23年10月策定、令和3年3月最終改定）

## 1 基本的な考え方

- (1) **目的**…この方針は、原子力発電所事故に起因する放射性物質の影響を踏まえ、県が、県産食材等を対象とした検査の実施や安全な県産食材等を提供していくための措置を講じるとともに、農林漁業者の経営継続に係る支援を行うほか、検査結果の速やかな公表等県産食材等の安全性に係る情報を提供することにより、消費者の安全・安心の確保と風評被害の防止を図ることを目的とする。
- (2) **県産食材等の定義**…この方針において、「県産食材等」とは、本県で生産（収穫・漁獲）された農林水産物、消費者向けに販売の用に供する食品（以下「流通食品」という。）及び給食食材とする。

## 2 生産環境の安全確保

県は、県内で生産される農林水産物への放射性物質の影響を回避し、生産環境の安全性を確保するため、次の取組を行うものとする。

- (1) **放射性物質濃度の検査**…別表1の堆肥等について、放射性物質濃度の検査を実施するものとする。
- (2) **利用自粛等の要請**…(1)の検査の結果、国の定める指標等（農林水産省が、食品衛生法上問題のない農畜水産物の生産を確保する観点から定めた値をいう。以下同じ。）を超える放射性物質が検出された場合は、直ちに関係事業者に対し、これらの検査対象となった堆肥等の利用、流通及び譲渡（以下「利用等」という。）の自粛を要請するものとする。また、国から県に原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）に基づく指示があった場合は、関係事業者に対して所要の要請をするものとする。
- (3) **利用自粛等の要請の解除**…利用等の自粛の要請を継続する状態が解消されたと認められる場合又は国から解除に係る指示があった場合は、利用等の自粛等の要請を解除するものとする。
- (4) **指標等を超えた堆肥等の適切な管理等**…(1)の検査の結果、指標等を超えた堆肥等については、国の指導等に基づき、放射性物質濃度を低減させるための取組並びに管理及び処分が適切に行われるよう、関係事業者に対し要請するものとする。

## 3 県産食材等の安全確保

県は、消費者へ安全な県産食材等を提供するため、次の取組を行うものとする。

- (1) **放射性物質濃度の検査**
- ア **農林水産物等の検査**…別表2の農林水産物等について、収穫・漁獲時期等を考慮しながら、主要産地等で試料を採取し、生産物の放射性物質濃度の検査を実施するものとする。
- イ **流通食品の検査**…流通食品について、計画的な検査を実施するものとする。また、食品衛生上の危害が発生するおそれのあると認められる場合には、上記に関わらず必要な検査を実施するものとする。
- ウ **給食食材**…給食等に使用する予定の食材について、計画的に放射性物質濃度の測定を行うものとする。
- (2) **出荷自粛の要請等**
- ア **出荷自粛・自主回収**…(1)の検査の結果、国の定める基準値（食品衛生法（昭和22年法律第233号）第13条第1項に基づく食品中の放射性物質に係る基準値をいう。以下同じ。）を超える放射性物質が検出された場合は、直ちに出荷団体等に対して出荷の自粛及び自主的な回収を要請するものとする。
- イ **出荷制限**…原子力災害対策特別措置法に基づき、国から県に対する出荷制限の指示があった場合は、出荷団体等に対して出荷を差し控えるよう要請するものとする。
- ウ **流通状況の確認・自主回収**…ア又はイの場合、卸売市場やスーパー・小売店等の食品関連事業者に対し、当該食材を販売・使用することのないよう要請するとともに、保健所等の食品衛生監視員が販売状況を確認するものとする。なお、当該食材の販売・使用が確認された場合には、直ちに店頭からの撤去及び回収等の措置を講じるよう、食品関連事業者に要請するものとする。

- (3) 出荷自粛の要請の解除…出荷自粛の要請を継続する状態が解消されたと認められる場合又は国から出荷制限の解除に係る指示があった場合は、出荷自粛の要請を解除するものとする。
- (4) 基準値を超えた県産食材等の適切な管理…(1)の検査の結果、基準値を超えた県産食材等については、国の指導等に基づき、管理や処分が適切に行われるよう、出荷団体等、食品関連事業者及び給食を提供する学校等の設置者に対し要請するものとする。
- (5) 基準値を超えた流通食品に対する措置等…(1)の検査の結果、基準値超過が確認された場合は、食品衛生法に基づき、違反食品等に関する回収・廃棄命令等の危害を除去するための必要な措置を講じるとともに、当該情報の迅速な公表に努めるものとする。

4 農林漁業者等への支援

県は、放射性物質の影響により被害を受けた農林漁業者（以下「被害農林漁業者」という。）に対し、次に掲げる支援等を行うものとする。

- (1) 経営継続に係る支援…生産技術等の助言指導、経営資金の融資や安定生産に向けた取組に対する補助など、被害農林漁業者が今後も経営を継続するために必要な支援を行うものとする。
- (2) 東京電力株式会社に対する損害賠償請求に係る助言等…被害農林漁業者や関係団体が東京電力株式会社に対し損害賠償請求を行う場合には、これらの者の要請に応じ、損害賠償請求に係る助言等を行うものとする。また、十分かつ迅速な損害賠償が行われるよう、国が責任をもって必要な措置を講じるよう、国に対し要望するものとする。

5 消費者への県産食材等の安全性に関する情報提供

県は、市町村や関係団体と連携して、県産食材等の放射性物質濃度の検査結果や、安全な県産食材等を提供するための取組状況を速やかに公表するとともに、県産食材等の安全性を広くアピールする取組を積極的に展開することにより、消費者の安全・安心の確保や風評被害の防止に向け取り組むものとする。

別表 1

検査・調査対象品目	対象区域	実施時期
牛ふん堆肥	牧草から 300Bq/kg を超える放射性物質濃度が測定された市町村	随時
粗飼料	全市町村	収穫時期
農用地土壌	県内全域（農作物の適切な生産管理に係る調査・研究のため、放射性物質濃度を測定）	随時
原木・ほだ木	県内全域（全戸）	随時

別表 2

検査・調査対象品目	対象区域	実施時期
米、麦等の穀類、野菜、果樹、原乳、豚肉、鶏肉、鶏卵、特用林産物、水産物	「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」（原子力災害対策本部）など国が示す枠組みに沿って設定	
牛肉	全市町村（抽出検査）	県内出荷時
原木生しいたけ、原木乾しいたけ	全戸検査	出荷時
野生山菜、野生きのこ	全市町村	収穫時期
野生鳥獣肉	県内全域	随時

※ 検査対象品目については、状況を勘案し適宜拡大を図っていくこととする。

2 放射線影響対策における主な動き（令和4年度）

年月	取組等（○県の動き、□主な出来事、■国等の動き、●市町村等の動き、◆東京電力の動き）
R4.4	○4.1 原子力発電所事故に伴う放射線量等測定に係る対応方針の改定
R4.5	◆5.18 東京電力が自治体に対する賠償案(R3年度分)を提示
R4.6	○6.1 いわてグラフ令和4年6月号 生活空間の放射線量について掲載 ○6.15-16 原子力発電所事故に伴う放射線影響対策の実現・強化及び被害に係る十分な賠償の実現について、「東日本大震災津波等からの復興と地方創生の推進に当たっての提言・要望書」により要望
R4.7	○●7.14 東京電力に対する第十四次損害賠償請求、市町村・県幹部と東京電力幹部との交渉 ○7.27 流域下水道の令和3年度分の放射線測定費用について東京電力に対し損害賠償請求
R4.8	—
R4.9	○9.1 いわてグラフ令和4年9月号 野生きのこ採取に当たっての留意点について掲載
R4.10	—
R4.11	—
R4.12	○12.1 いわてグラフ令和4年12月号 県産食材などの放射性物質濃度検査について掲載
R5.1	■1.13 関係閣僚等会議において、ALPS 処理水の海洋放出時期を「令和5年春から夏頃を見込む」ことを確認
R5.2	○2.7 令和4年度原発放射線影響対策本部本部員会議
R5.3	○3.1 いわてグラフ令和5年3月号 野生山菜採取に当たっての留意点について掲載

3 県内 55 地点の測定結果

(1) サーベイメータによる地表付近の放射線量率の測定結果 (令和 4 年 10 月)

市町村 地区	種別	測定場所	所在地	測定日	測定結果 [ $\mu$ Sv/h] (地上からの高さ)			備考	測定実施機関	
					1m	50cm	5cm			
盛岡市	①	盛岡市役所	盛岡市内丸12-2	10月19日	0.04	0.04	0.04		盛岡広域振興局 (保健福祉環境部)	
	②	渋民運動公園	盛岡市玉山区川崎字川崎1-1	10月19日	0.02	0.02	0.02			
花巻市	①	花巻地区合同庁舎	花巻市花城町1-41	10月13日	0.04	0.04	0.04		県南広域振興局 (花巻保健福祉環境センター)	
	②	大堰川プロムナード	花巻市吹張町	10月13日	0.05	0.06	0.06			
北上市	①	北上地区合同庁舎	北上市芳町2-8	10月13日	0.04	0.05	0.05			
奥州市	水沢区	①	奥州市役所本庁舎	奥州市水沢区大手町1-1	10月6日	0.05	0.06	0.06		県南広域振興局 (保健福祉環境部)
		②	慶徳公園	奥州市水沢区佐倉河字慶徳29-2	10月6日	0.07	0.08	0.07		
	江刺区	①	江刺総合支所	奥州市江刺区大通り1-8	10月6日	0.04	0.04	0.04		
		②	中央運動公園	奥州市江刺区岩谷堂字松長根2	10月6日	0.06	0.07	0.07		
	胆沢区	①	胆沢総合支所	奥州市胆沢区南都田字加賀谷地270	10月3日	0.04	0.04	0.05		
		②	紫陽花ロード展望台	奥州市胆沢区小山字台279-1	10月3日	0.05	0.05	0.05		
	前沢区	①	前沢総合支所	奥州市前沢区字七日町裏71	10月3日	0.04	0.04	0.04		
		②	南前沢グリーンパーク	奥州市前沢区字高畑215	10月3日	*0.07	*0.07	*0.07	草地(除染済)	
	衣川区	①	衣川総合支所	奥州市衣川区古戸420	10月3日	0.05	0.04	0.05		
		②	木のかおり公園	奥州市衣川区古戸48-3	10月3日	0.07	0.06	0.06		
金ヶ崎町	①	金ヶ崎町役場	金ヶ崎町西根南町22-1	10月6日	0.03	0.03	0.03			
	②	荒巻公園	金ヶ崎町西根北荒巻100-2	10月6日	0.04	0.05	0.05			
一関市	旧一関市	①	一関市役所	一関市竹山町7-2	10月17日	0.05	0.05	0.06		県南広域振興局 (一関保健福祉環境センター)
		②	一関運動公園	一関市萩荘字箱清水4-2	10月17日	*0.06	*0.06	*0.06	除染済	
	花泉町	①	花泉支所	一関市花泉町涌津字一ノ町29	10月21日	0.06	0.06	0.06		
		②	金流川河川公園	一関市花泉町花泉字袋地内	10月21日	0.07	0.07	0.08		
	東山町	①	東山支所	一関市東山町長坂字西本町105-1	10月17日	0.06	0.07	0.08		
		②	唐梅館総合公園	一関市東山町長坂字西本町212番1地先	10月17日	0.07	0.07	0.08		
	千厩町	①	千厩支所	一関市千厩町北方174	10月21日	0.08	0.08	0.08		
		②	黄金山キャンプ場	一関市千厩町小梨字新地地内	10月18日	0.05	0.05	0.06		
	大東町	①	大東支所	一関市大東町大原字川内40	10月18日	0.05	0.05	0.06		
		②	伊勢館公園	一関市大東町鳥海字清水12番外	10月18日	0.05	0.06	0.06		
	川崎町	①	川崎支所	一関市川崎町薄衣字諏訪前137	10月18日	0.04	0.04	0.05		
		②	川崎農山村広場	一関市川崎町薄衣字町裏地内	10月18日	0.06	0.06	0.07		
	室根町	①	室根支所	一関市室根町折壁字八幡沖345	10月18日	0.05	0.05	0.05		
		②	室根きらめきパーク	一関市室根町折壁字向山85	10月18日	*0.05	*0.05	*0.05	除染済	
	藤沢町	①	藤沢支所	一関市藤沢町藤沢字町裏105	10月21日	0.05	0.05	0.05		
		②	ニコニコパーク	一関市藤沢町徳田字大望沢37	10月21日	0.06	0.06	0.07		
平泉町	①	平泉町役場	平泉町平泉字志羅山45-2	10月17日	0.05	0.06	0.06			
	②	志羅山児童館	平泉町平泉字志羅山61	10月17日	*0.04	*0.04	*0.04	除染済		
釜石市	①	釜石市役所	釜石市只越町三丁目9-13	10月12日	0.06	0.05	0.05		沿岸広域振興局 (保健福祉環境部)	
	②	定内とんがり公園	釜石市定内町一丁目4	10月12日	0.06	0.06	0.06			
大槌町	①	大槌町役場	大槌町上町1-3	10月12日	0.06	0.06	0.06			
	②	ふれあい運動公園	大槌町小鎧第22地割地内	10月12日	0.07	0.07	0.08			
大船渡市	①	大船渡地区合同庁舎	大船渡市猪川町字前田6-1	10月20日	0.05	0.05	0.06		沿岸広域振興局 (大船渡保健福祉環境センター)	
	①	大船渡市役所	大船渡市盛町字津野沢15	10月20日	0.04	0.04	0.04			
	②	三陸総合運動公園	大船渡市三陸町綾里字黒土田56	10月20日	0.05	0.06	0.07			
陸前高田市	①	陸前高田市役所仮設庁舎跡地	陸前高田市高田町字鳴石42-5	10月20日	0.04	0.04	0.05			
	②	鳴石北公園	陸前高田市高田町字鳴石地内	10月20日	0.05	0.06	0.06			
住田町	①	住田町役場	住田町世田米字川向96-1	10月20日	0.03	0.03	0.04			
	②	住田町運動公園	住田町世田米字川向80-1	10月20日	0.05	0.06	0.07			
宮古市	①	宮古地区合同庁舎	宮古市五月町1-20	10月4日	0.07	0.08	0.09		沿岸広域振興局 (宮古保健福祉環境センター)	
	②	宮古児童相談所	宮古市和見町9-29	10月4日	0.06	0.07	0.08			
久慈市	①	久慈市役所	久慈市川崎町1-1	10月11日	0.04	0.04	0.04		県北広域振興局 (保健福祉環境部)	
	②	小鳩公園	久慈市中町1地割地内	10月11日	0.05	0.05	0.06			
洋野町	①	洋野町役場	洋野町種市23-27	10月14日	0.06	0.05	0.06			
野田村	①	野田村役場	野田村野田第20地割14	10月11日	0.05	0.06	0.06			
普代村	①	普代村役場	普代村第9地割銅屋13-2	10月11日	0.06	0.06	0.07			
二戸市	①	二戸市役所金田一出張所	二戸市金田一馬場80	10月7日	0.08	0.09	0.10		県北広域振興局 (二戸保健福祉環境センター)	
	②	浄法寺グランド(旧浄法寺小学校)	二戸市浄法寺町上外野118-2	10月7日	0.03	0.03	0.03			

注1 測定結果の欄について、 $\mu$  Sv/hは「マイクロシーベルト毎時」を表す

注2 種別の欄について、①は「庁舎等」、②は「公園等」を表す

注3 測定結果の「\*」は、除染後の地表付近を測定した結果である。

第4章 資料編

(2) 汚染状況重点調査地域における  
地表付近の放射線量率測定結果の推移  
(単位：μ Sv/h)

⇒同一地点/測定高の最高値  
⇒積雪あり  
⇒除染後

Table with columns for location (市町地区), measurement site (測定場所), measurement height (測定高), and monthly radiation rate data for Heisei 23 and Heisei 24. The table includes various locations such as 奥州市, 一関市, and 平泉町, with multiple measurement points at 100cm, 50cm, and 5cm heights. It also includes summary rows for investigation points and contamination percentages.

注 国の除染基準は、地表50cmから100cmの高さで測定した値で評価している

(2) 汚染状況重点調査地域における地表面近の放射線量率測定結果の推移

(単位: μ Sv/h)

→同一地点/測定高の最高値
→同一地点/測定高の最低値
赤字 ⇒0.23 μ Sv/h以上
⇒積雪あり
⇒除染後

Table with columns for 市町 (City/Town), 測定場所 (Measurement Site), 測定高 (Measurement Height), 平成25年度 (Heisei 25), and 平成26年度 (Heisei 26). Rows include locations like 奥州市役所, 江刺総合支所, 胆沢総合支所, etc.

注 国の除染基準は、地表50cmから100cmの高さで測定した値で評価している





(2) 汚染状況重点調査地域における地表面近の放射線量率測定結果の推移

⇒同一地点/測定高の最高値 ⇒積雪あり 赤字 ⇒0.23 μSv/h以上 \* ⇒除染後

Table with columns for location (市町), measurement location (測定場所), measurement height (測定高), and measurement results for Heisei 29 and Heisei 30. The table includes data for 55 locations across various municipalities like Aizu City, Iizumi City, and Niigata City, with specific measurement points and dates.

注 国の除染基準は、地表50cmから100cmの高さで測定した値で評価している



2) 汚染状況重点調査地域における  
地表付近の放射線量率測定結果の推移  
(単位: μ Sv/h)

Table with columns for location (市町), measurement site, measurement height, and radiation dose rate (March to February for Heisei 33 and Heisei 34). Includes summary rows for maximum values, percentage of sites exceeding 0.23 μ Sv/h, and average values.

注 国の除染基準は、地表50cmから100cmの高さで測定した値で評価している

第4章 資料編

4 県有施設の放射線量測定状況(測定回数が年4回までの施設)

測定値単位:  $\mu$  Sv/h

施設名	市町村	所管部局	測定頻度	測定高	測定箇所	区分	令和4年度			
							1回目	2回目	3回目	4回目
<b>(1) 不特定多数の者が利用する施設</b>										
<b>ア 県庁舎・合同庁舎</b>										
奥州地区合同庁舎	奥州市	総務部	1回/6月	50cm	側溝、植込み、 枯葉堆積、土	測定日 測定値	R4.4.25 0.05~0.19	R4.10.11 0.05~0.16		
奥州地区合同庁舎分庁舎	奥州市	総務部	1回/6月	50cm	側溝、砂利敷き	測定日 測定値	R4.4.25 0.05	R4.10.11 0.05		
奥州地区合同庁舎江刺分庁舎	奥州市	総務部	1回/6月	50cm	アスファルト、軒下、側溝	測定日 測定値	R4.4.25 0.04~0.07	R4.10.7 0.05~0.06		
一関地区合同庁舎	一関市	総務部	1回/6月	50cm	アスファルト、軒下、集水枡等	測定日 測定値	R4.4.21 0.05~0.09	R4.10.4 0.05~0.09		
一関地区合同庁舎千厩分庁舎	一関市	総務部	1回/6月	50cm	軒下、集水枡	測定日 測定値	R4.4.28 0.04~0.07	R4.10.21 0.03~0.06		
県庁舎	盛岡市	総務部	1回/年	50cm	アスファルト、コンクリート等	測定日 測定値	R4.4.18 0.04~0.074			
盛岡地区合同庁舎	盛岡市	総務部	1回/年	50cm	軒下、コンクリート	測定日 測定値	R4.5.2 0.044~0.058			
遠野地区合同庁舎	遠野市	総務部	1回/年	50cm	雨樋下、植込み、側溝	測定日 測定値	R4.4.27 0.06~0.09			
釜石地区合同庁舎	釜石市	総務部	1回/年	50cm	アスファルト、軒下	測定日 測定値	R4.4.27 0.06~0.09			
岩泉地区合同庁舎	岩泉町	総務部	1回/年	50cm	アスファルト、雨樋下、植込み	測定日 測定値	R4.5.25 0.07~0.09			
久慈地区合同庁舎	久慈市	総務部	1回/年	50cm	雨樋下、集水枡、砂利、土等	測定日 測定値	R4.4.28 0.06~0.09			
二戸地区合同庁舎	二戸市	総務部	1回/年	50cm	雨樋下	測定日 測定値	R4.4.20 0.03~0.04			
知事公館	盛岡市	総務部	1回/年	50cm	アスファルト、砂利敷き、石橋等	測定日 測定値	R4.4.18 0.042~0.082			
<b>イ その他公共施設等</b>										
県立総合防災センター	矢巾町	復興防災部	1回/年	1m	軒下	測定日 測定値	R4.6.27 0.04~0.05			
県消防学校	矢巾町	復興防災部	1回/年	1m	軒下、ヘリポート、野球場等	測定日 測定値	R4.6.27 0.05~0.06			
防災航空センター	花巻市	復興防災部	1回/年	1m	軒下	測定日 測定値	R4.6.27 0.04~0.05			
いわて県民情報交流センター(アイーナ)	盛岡市	環境生活部	1回/年	1m	玄関、屋外広場、テラス等	測定日 測定値	R4.9.14 0.03~0.053			
平庭高原体験学習館「森のこだま館」	葛巻町	ふるさと振興部	1回/年	1m	玄関入口、駐車場入口	測定日 測定値	R5.3.24 0.03			
平庭高原自然交流館「しらかばの湯」	久慈市	ふるさと振興部	1回/年	1m	玄関入口、周辺道路入口、駐車場	測定日 測定値	R4.11.10 0.06			
計量センター庁舎	盛岡市	商工労働観光部	1回/年	1m	玄関付近、駐車場、検査室等	測定日 測定値	R5.2.14 0.03~0.05			
先端科学技術研究センター	盛岡市	ふるさと振興部	1回/年	60~80cm	植込み、芝生、軒下等	測定日 測定値	R5.3.24 0.03~0.05			
岩手産業文化センター	滝沢市	商工労働観光部	1回/年	1m	敷地内路上、ドレン、集水升等	測定日 測定値	R4.11.17 0.03~0.05			
産業技術短期大学校	矢巾町	商工労働観光部	1回/年	1m	正門、駐車場、本館周囲等	測定日 測定値	R4.5.26 0.03~0.04			
産業技術短期大学校水沢校	奥州市	商工労働観光部	1回/6月	1m	正門、車庫、中庭等	測定日 測定値	R4.6.22 0.05~0.07	R4.11.25 0.04~0.07		
千厩高等技術専門校	一関市	商工労働観光部	1回/6月	1m	寮、第二実習場等	測定日 測定値	R4.5.12 0.049	R4.11.8 0.05		
宮古高等技術専門校	宮古市	商工労働観光部	1回/年	5cm、50cm 1m	校門、管理等、寄宿舎等	測定日 測定値	R4.6.21~22 0.06~0.08			
二戸高等技術専門校	二戸市	商工労働観光部	1回/年	1m	建物周辺の側溝、雨どい等	測定日 測定値	R4.11.14 0.044			
都南浄化センター	盛岡市	県土整備部	1回/年	1m	水溜りが出来やすい場所等	測定日 測定値	R4.6.9 0.03~0.04			
北上浄化センター	北上市	県土整備部	1回/年	1m	水溜りが出来やすい場所等	測定日 測定値	R4.6.2 0.06~0.07			
水沢浄化センター	奥州市	県土整備部	1回/6月	1m	水溜りが出来やすい場所等	測定日 測定値	R4.6.2 0.04~0.06	R4.11.1 0.05~0.07		
一関浄化センター	一関市	県土整備部	1回/6月	1m	水溜りが出来やすい場所等	測定日 測定値	R4.6.2 0.05~0.06	R4.11.1 0.05~0.06		
<b>ウ 医療施設・福祉施設</b>										
いわてリハビリテーションセンター	雫石町	保健福祉部	1回/年	1m	駐車場、軒下、玄関	測定日 測定値	R4.9.12 0.03~0.05			
県立福祉の里センター	大船渡市	保健福祉部	1回/年	1m	駐車場、雨どい、樹木下等	測定日 測定値	R5.3.1 0.01~0.04			
ふれあいランド岩手	盛岡市	保健福祉部	1回/年	1m	陸上競技場、駐車場、玄関等	測定日 測定値	R4.10.20 0.03~0.05			

4 県有施設の放射線量測定状況(測定回数が年4回までの施設)

測定値単位:  $\mu$  Sv/h

施設名	市町村	所管部局	測定頻度	測定高	測定箇所	区分	令和4年度			
							1回目	2回目	3回目	4回目
<b>エ 県立都市公園</b>										
内丸緑地	盛岡市	県土整備部	1回/年	50cm	水溜りが出来やすい場所等	測定日 測定値	R4.4.21 0.03			
御所湖広域公園	盛岡市 雫石町	県土整備部	1回/年	50cm	水溜りが出来やすい場所等	測定日 測定値	R4.4.21 0.03~0.06			
花巻広域公園	花巻市	県土整備部	1回/年	50cm	水溜りが出来やすい場所等	測定日 測定値	R4.4.25 0.03			
高田松原津波復興祈念公園	陸前高田市	県土整備部	1回/年	50cm	水溜りが出来やすい場所等	測定日 測定値	R4.8.31 0.034~0.040			
<b>オ 駐車場</b>										
花巻空港(駐車場)	花巻市	県土整備部	1回/年	1m	雨どい出口、集水桮上	測定日 測定値	R4.7.7 0.028~0.034			
県管内丸駐車場	盛岡市	県土整備部	1回/年	1m	雨水集積槽、出入口側溝、敷地	測定日 測定値	R4.12.12 0.034~0.046			
<b>カ 県有観光施設</b>										
岩洞湖家族旅行村	盛岡市	商工労働観光部	1回/年	1m	管理棟の正面及び左右	測定日 測定値	R4.9.28 0.04			
船越家族旅行村	山田町	商工労働観光部	1回/年	1m	雨どい下	測定日 測定値	R4.11.16 0.06			
陸前高田オートキャンプ場	陸前高田市	商工労働観光部	1回/年	1m	管理棟の正面及び左右	測定日 測定値	R4.11.16 0.05			
八幡平山頂レストハウス	八幡平市	商工労働観光部	1回/年	1m	レストハウス玄関付近	測定日 測定値	R4.9.28 0.04			
<b>(2) 県立病院・院内保育所</b>										
<b>ア 県立病院</b>										
中央病院	盛岡市	医療局	1回/年	50cm	正面玄関・駐車場	測定日 測定値	R4.9.7 0.03~0.05			
大船渡病院	大船渡市	医療局	1回/年	50cm	正面玄関・駐車場	測定日 測定値	R4.9.27 0.03~0.04			
釜石病院	釜石市	医療局	1回/年	50cm	正面玄関・駐車場	測定日 測定値	R4.9.1 0.07~0.08			
宮古病院	宮古市	医療局	1回/年	50cm	正面玄関・駐車場	測定日 測定値	R4.9.7 0.07~0.08			
胆沢病院	奥州市	医療局	1回/6月	50cm	正面玄関・駐車場	測定日 測定値	R4.9.22 0.03~0.04	R5.3.7 0.03~0.04		
磐井・南光病院	一関市	医療局	1回/6月	50cm	正面玄関・駐車場	測定日 測定値	R4.9.1 0.06	R5.3.8 0.04		
遠野病院	遠野市	医療局	1回/年	50cm	正面玄関・駐車場	測定日 測定値	R4.9.6 0.06~0.07			
高田病院	陸前高田市	医療局	1回/年	50cm	正面玄関・駐車場	測定日 測定値	R4.9.15 0.03~0.04			
久慈病院	久慈市	医療局	1回/年	50cm	正面玄関・駐車場	測定日 測定値	R4.9.23 0.06~0.07			
江刺病院	奥州市	医療局	1回/6月	50cm	正面玄関・駐車場	測定日 測定値	R4.9.1 0.06	R5.3.9 0.05		
千厩病院	一関市	医療局	1回/6月	50cm	正面玄関・駐車場	測定日 測定値	R4.9.22 0.08~0.09	R5.3.15 0.08~0.11		
中部病院	北上市	医療局	1回/年	50cm	正面玄関・駐車場	測定日 測定値	R4.9.8 0.05~0.06			
二戸病院	二戸市	医療局	1回/年	50cm	正面玄関・駐車場	測定日 測定値	R4.9.29 0.04~0.05			
一戸病院	一戸町	医療局	1回/年	50cm	正面玄関・駐車場	測定日 測定値	R4.9.8 0.03			
大槌病院	大槌町	医療局	1回/年	50cm	正面玄関・駐車場	測定日 測定値	R4.9.12 0.06			
山田病院	山田町	医療局	1回/年	50cm	正面玄関・駐車場	測定日 測定値	R4.9.15 0.06			
軽米病院	軽米町	医療局	1回/年	50cm	正面玄関・駐車場	測定日 測定値	R4.9.9 0.08~0.09			
大東病院	一関市	医療局	1回/6月	50cm	正面玄関・駐車場	測定日 測定値	R4.9.7 0.04~0.05	R5.3.3 0.04~0.05		
東和病院	花巻市	医療局	1回/年	50cm	正面玄関・駐車場	測定日 測定値	R4.9.5 0.05~0.06			
<b>イ 地域診療センター</b>										
沼宮内診療センター	岩手町	医療局	1回/年	50cm	正面玄関・駐車場	測定日 測定値	R4.9.11 0.04~0.05			
大迫診療センター	花巻市	医療局	1回/年	50cm	正面玄関・駐車場	測定日 測定値	R4.9.14 0.06			
紫波診療センター	紫波町	医療局	1回/年	50cm	正面玄関・駐車場	測定日 測定値	R4.9.15 0.05~0.06			
住田診療センター	住田町	医療局	1回/年	50cm	正面玄関・駐車場	測定日 測定値	R4.9.27 0.04			
花泉診療センター	一関市	医療局	1回/6月	50cm	正面玄関・駐車場	測定日 測定値	R4.9.1 0.06~0.07	R5.3.8 0.06		

第4章 資料編

4 県有施設の放射線量測定状況(測定回数が年4回までの施設)

測定値単位:  $\mu$  Sv/h

施設名	市町村	所管部局	測定頻度	測定高	測定箇所	区分	令和4年度			
							1回目	2回目	3回目	4回目
九戸診療センター	九戸村	医療局	1回/年	50cm	正面玄関・駐車場	測定日 測定値	R4.9.29 0.04~0.05			
<b>ウ 院内保育所</b>										
中央病院院内保育所	盛岡市	医療局	1回/年	50cm	正面玄関・園庭	測定日 測定値	R4.9.7 0.05~0.06			
大船渡病院院内保育所	大船渡市	医療局	1回/年	50cm	正面玄関・園庭	測定日 測定値	R4.9.27 0.04~0.06			
釜石病院院内保育所	釜石市	医療局	1回/年	50cm	正面玄関・園庭	測定日 測定値	R4.9.1 0.07~0.08			
宮古病院院内保育所	宮古市	医療局	1回/年	50cm	正面玄関・園庭	測定日 測定値	R4.9.7 0.07~0.08			
胆沢病院院内保育所	奥州市	医療局	1回/6月	50cm	正面玄関・園庭	測定日 測定値	R4.9.22 0.05~0.06	R5.3.7 0.05~0.07		
磐井病院院内保育所	一関市	医療局	1回/6月	50cm	正面玄関・園庭	測定日 測定値	R4.9.1 0.06~0.07	R5.3.8 0.05~0.08		
遠野病院院内保育所	遠野市	医療局	1回/年	50cm	正面玄関・園庭	測定日 測定値	R4.9.6 0.06			
久慈病院院内保育所	久慈市	医療局	1回/年	50cm	正面玄関・園庭	測定日 測定値	R4.9.23 0.06			
千厩病院院内保育所	一関市	医療局	1回/6月	50cm	正面玄関・園庭	測定日 測定値	R4.9.22 0.09~0.10	R5.3.15 0.10~0.12		
江刺病院院内保育所	奥州市	医療局	1回/6月	50cm	正面玄関・園庭	測定日 測定値	R4.9.1 0.05~0.06	R5.3.9 0.05~0.06		
中部病院院内保育所	北上市	医療局	1回/年	50cm	正面玄関・園庭	測定日 測定値	R4.9.8 0.03~0.06			
二戸病院院内保育所	二戸市	医療局	1回/年	50cm	正面玄関・園庭	測定日 測定値	R4.9.29 0.03~0.04			
<b>(3) 警察本部、警察署、運転免許試験場等</b>										
警察本部	盛岡市	警察本部	1回/年	1m	駐車場、敷地内等	測定日 測定値	R4.9.8 0.05~0.07			
自動車運転免許試験場	盛岡市	警察本部	1回/年	1m	駐車場、敷地内等	測定日 測定値	R4.8.29 0.03~0.04			
県南運転免許センター	金ヶ崎町	警察本部	1回/年	1m	駐車場、敷地内等	測定日 測定値	R4.8.29 0.04~0.06			
盛岡東警察署	盛岡市	警察本部	1回/年	1m	駐車場、敷地内等	測定日 測定値	R4.9.15 0.03~0.05			
盛岡西警察署	盛岡市	警察本部	1回/年	1m	駐車場、敷地内等	測定日 測定値	R4.9.8 0.04~0.05			
岩手警察署	岩手町	警察本部	1回/年	1m	駐車場、敷地内等	測定日 測定値	R4.9.7 0.04~0.05			
紫波警察署	紫波町	警察本部	1回/年	1m	駐車場、敷地内等	測定日 測定値	R4.9.5 0.03~0.04			
花巻警察署	花巻市	警察本部	1回/年	1m	駐車場、敷地内等	測定日 測定値	R4.8.26 0.03~0.04			
北上警察署	北上市	警察本部	1回/年	1m	駐車場、敷地内等	測定日 測定値	R4.8.3 0.04~0.05			
大船渡警察署	大船渡市	警察本部	1回/年	1m	駐車場、敷地内等	測定日 測定値	R4.8.18 0.03~0.06			
遠野警察署	遠野市	警察本部	1回/年	1m	駐車場、敷地内等	測定日 測定値	R4.8.8 0.04~0.07			
釜石警察署	釜石市	警察本部	1回/年	1m	駐車場、敷地内等	測定日 測定値	R4.8.3 0.05~0.07			
宮古警察署	宮古市	警察本部	1回/年	1m	駐車場、敷地内等	測定日 測定値	R4.8.25 0.04~0.07			
岩泉警察署	岩泉町	警察本部	1回/年	1m	駐車場、敷地内等	測定日 測定値	R4.8.4 0.09~0.09			
久慈警察署	久慈市	警察本部	1回/年	1m	駐車場、敷地内等	測定日 測定値	R4.8.22 0.07~0.09			
二戸警察署	二戸市	警察本部	1回/年	1m	駐車場、敷地内等	測定日 測定値	R4.8.4 0.05~0.06			
奥州警察署	奥州市	警察本部	1回/6月	1m	自転車置き場、雨樋下等	測定日 測定値	R4.8.22 0.04~0.06	R5.2.13 0.04~0.06		
一関警察署	一関市	警察本部	1回/6月	1m	敷地正門排水溝等	測定日 測定値	R4.8.23 0.05~0.06	R5.2.22 0.05~0.06		
千厩警察署	一関市	警察本部	1回/6月	1m	玄関付近雨樋、自転車置き場裏等	測定日 測定値	R4.8.8 0.05~0.07	R5.2.5 0.05~0.09		
<b>(4) 専門学校等</b>										
県立一関高等看護学院	一関市	保健福祉部	1回/6月	1m	校舎玄関、寄宿舎駐輪場等	測定日 測定値	R4.9.21 0.04~0.06	R5.3.17 0.04~0.06		
県立宮古高等看護学院	宮古市	保健福祉部	1回/年	1m	側溝、砂利敷き、草むら等	測定日 測定値	R5.3.14 0.05~0.07			
県立二戸高等看護学院	二戸市	保健福祉部	1回/年	1m	軒下、芝生、側溝	測定日 測定値	R4.9.14 0.03~0.05			

4 県有施設の放射線量測定状況(測定回数が年4回までの施設)

測定値単位:  $\mu$  Sv/h

施設名	市町村	所管部局	測定頻度	測定高	測定箇所	区分	令和4年度			
							1回目	2回目	3回目	4回目
<b>(5) 社会体育施設、社会教育施設、文化施設</b>										
県営運動公園	盛岡市	文化スポーツ部	1回/年	50cm、1m	児童公園、交通公園、野球場等	測定日	R4.4.28			
						測定値	0.03~0.05			
県営体育館	盛岡市	文化スポーツ部	1回/年	50cm、1m	体育館軒下、駐車場等	測定日	R4.4.25			
						測定値	0.04~0.05			
県営野球場	盛岡市	文化スポーツ部	1回/年	50cm、1m	グラウンド、スタンド、駐車場等	測定日	R4.4.26			
						測定値	0.03~0.04			
県営武道館	盛岡市	文化スポーツ部	1回/年	50cm、1m	駐車場、道場軒下等	測定日	R4.4.26			
						測定値	0.03~0.05			
県営スケート場	盛岡市	文化スポーツ部	1回/年	50cm、1m	リンク、管理棟・食堂棟玄関等	測定日	R4.4.27			
						測定値	0.03~0.04			
県立御所湖広域公園艇庫	盛岡市	文化スポーツ部	1回/年	50cm、1m	駐車場、前庭	測定日	R4.4.27			
						測定値	0.01~0.02			
県営スキージャンプ場	八幡平市	文化スポーツ部	1回/年	50cm、1m	管理事務所軒	測定日	R4.8.18			
						測定値	0.03~0.04			
勤労身体障がい者体育館	盛岡市	文化スポーツ部	1回/年	50cm、1m	玄関、駐車場、側溝等	測定日	R4.4.25			
						測定値	0.03~0.04			
県立県南青少年の家	金ヶ崎町	教育委員会事務局	1回/年	50cm、1m	グラウンド、野球場、キャンプ場	測定日	R4.4.27			
						測定値	0.04~0.07			
県立陸中海岸青少年の家	山田町	教育委員会事務局	1回/年	50cm、1m	グラウンド、雨樋下、軒下等	測定日	R4.4.20			
						測定値	0.07~0.09			
県立県北青少年の家	二戸市	教育委員会事務局	1回/年	50cm、1m	グラウンド、側溝等	測定日	R4.4.21			
						測定値	0.02~0.06			
県民会館	盛岡市	文化スポーツ部	1回/年	50cm、1m	玄関前、駐車場等	測定日	R4.11.29			
						測定値	0.04~0.05			
県公会堂	盛岡市	文化スポーツ部	1回/年	1m	軒下、雨樋	測定日	R5.1.24			
						測定値	0.05~0.07			
県立平泉世界遺産ガイドダンスセンター	平泉町	文化スポーツ部	1回/6月	50cm、1m	遊歩道、正面玄関前、駐車場等	測定日	R4.5.26	R4.11.22		
						測定値	0.04~0.05	0.03~0.05		
県立美術館	盛岡市	教育委員会事務局	1回/年	50cm、1m	玄関、テラス等	測定日	R4.11.30			
						測定値	0.05~0.11			
県立博物館	盛岡市	教育委員会事務局	1回/年	50cm、1m	駐車場、植物園等	測定日	R4.11.30			
						測定値	0.01~0.05			
<b>(6) 児童福祉施設等</b>										
県立療育センター	盛岡市	保健福祉部	1回/6月	50cm	グラウンド、玄関前等	測定日	R4.8.17	R5.2.15		
						測定値	0.02~0.036	0.022~0.028		
福祉総合相談センター	盛岡市	保健福祉部	1回/6月	5cm、50cm、1m	屋外運動場	測定日	R4.9.2	R5.3.2		
						測定値	0.04~0.05	0.04~0.06		
いわて子どもの森	一戸町	保健福祉部	1回/6月	5cm、50cm、1m	キャンプ場、駐車場、玄関前等	測定日	R4.4.1	R4.10.13		
						測定値	0.024~0.031	0.020~0.055		
杜陵学園	盛岡市	保健福祉部	1回/6月	5cm、50cm、1m	野球場、テニスコート、畑	測定日	R4.7.7	R5.1.21		
						測定値	0.02~0.07	0.03~0.06		
<b>(7) 県立学校</b>										
不来方高校	矢巾町	教育委員会事務局	1回/6月	1m	校庭、雨樋、側溝等	測定日	R4.6.2	R4.11.25		
						測定値	0.04~0.05	0.04~0.05		
紫波総合高等学校	紫波町	教育委員会事務局	1回/6月	1m	校庭、雨樋、側溝等	測定日	R4.6.1	R4.11.24		
						測定値	0.04~0.06	0.03~0.05		
花巻北高等学校	花巻市	教育委員会事務局	1回/6月	1m	校庭、雨樋、側溝等	測定日	R4.6.1	R4.11.24		
						測定値	0.05~0.06	0.04~0.06		
花巻南高等学校	花巻市	教育委員会事務局	1回/6月	1m	校庭、雨樋、側溝等	測定日	R4.6.20	R4.12.12		
						測定値	0.04~0.06	0.04~0.06		
花巻農業高等学校	花巻市	教育委員会事務局	1回/6月	1m	校庭、雨樋、側溝等	測定日	R4.6.9	R4.11.28		
						測定値	0.04~0.06	0.04~0.07		
花北青雲高等学校	花巻市	教育委員会事務局	1回/6月	1m	校庭、雨樋、側溝等	測定日	R4.6.9	R4.11.25		
						測定値	0.03~0.05	0.03~0.05		
大迫高等学校	花巻市	教育委員会事務局	1回/6月	1m	校庭、雨樋、側溝等	測定日	R4.6.9			
						測定値	0.03~0.05			
遠野高等学校	遠野市	教育委員会事務局	1回/6月	1m	校庭、雨樋、側溝等	測定日	R4.6.13	R4.11.30		
						測定値	0.07~0.10	0.07~0.09		
遠野緑峰高等学校	遠野市	教育委員会事務局	1回/6月	1m	校庭、雨樋、側溝等	測定日	R4.6.10	R4.11.29		
						測定値	0.06~0.09	0.07~0.08		
黒沢尻北高等学校	北上市	教育委員会事務局	1回/6月	1m	校庭、雨樋、側溝等	測定日	R4.6.27	R4.12.21		
						測定値	0.04~0.06	0.03~0.05		
北上翔南高等学校	北上市	教育委員会事務局	1回/6月	1m	校庭、雨樋、側溝等	測定日	R4.6.27	R4.12.21		
						測定値	0.04~0.07	0.03~0.05		
黒沢尻工業高等学校	北上市	教育委員会事務局	1回/6月	1m	校庭、雨樋、側溝等	測定日	R4.6.22	R4.12.19		
						測定値	0.04~0.06	0.04~0.06		
西和賀高等学校	西和賀町	教育委員会事務局	1回/6月	1m	校庭、雨樋、側溝等	測定日	R4.6.30	R4.12.22		
						測定値	0.05~0.07	0.03~0.04		
金ヶ崎高等学校	金ヶ崎町	教育委員会事務局	1回/6月	1m	校庭、雨樋、側溝等	測定日	R4.6.15	R4.11.10		
						測定値	0.02~0.05	0.01~0.02		
高田高等学校	陸前高田市	教育委員会事務局	1回/6月	1m	校庭、雨樋、側溝等	測定日	R4.6.8			
						測定値	0.04~0.07			
大船渡高等学校	大船渡市	教育委員会事務局	1回/6月	1m	校庭、雨樋、側溝等	測定日	R4.6.22	R4.11.22		
						測定値	0.06~0.07	0.06~0.08		

第4章 資料編

4 県有施設の放射線量測定状況(測定回数が年4回までの施設)

測定値単位:  $\mu$  Sv/h

施設名	市町村	所管部局	測定頻度	測定高	測定箇所	区分	令和4年度			
							1回目	2回目	3回目	4回目
大船渡東高等学校	大船渡市	教育委員会 事務局	1回/6月	1m	校庭、雨樋、側溝等	測定日 測定値	R4.6.13 0.06~0.08	R4.12.12 0.06~0.08		
住田高等学校	住田町	教育委員会 事務局	1回/6月	1m	校庭、雨樋、側溝等	測定日 測定値	R4.6.16 0.05~0.06	R4.12.16 0.05~0.07		
釜石高等学校	釜石市	教育委員会 事務局	1回/6月	1m	校庭、雨樋、側溝等	測定日 測定値	R4.6.30 0.08~0.09	R4.12.9 0.08~0.10		
釜石商工高等学校	釜石市	教育委員会 事務局	1回/6月	1m	校庭、雨樋、側溝等	測定日 測定値	R4.6.15 0.07~0.10	R4.12.13 0.07~0.09		
大槌高等学校	大槌町	教育委員会 事務局	1回/6月	1m	校庭、雨樋、側溝等	測定日 測定値	R4.10.18 0.06~0.09			
山田高等学校	山田町	教育委員会 事務局	1回/6月	1m	校庭、雨樋、側溝等	測定日 測定値	R4.6.17 0.08~0.10	R4.12.2 0.08~0.11		
花巻清風支援学校	花巻市	教育委員会 事務局	1回/6月	50cm	校庭、雨樋、側溝等	測定日 測定値	R4.6.21 0.05~0.08	R4.12.13 0.05~0.08		
気仙光陵支援学校	大船渡市	教育委員会 事務局	1回/6月	50cm	校庭、雨樋、側溝等	測定日 測定値	R4.8.2 0.03~0.06			
釜石祥雲支援学校	釜石市	教育委員会 事務局	1回/6月	50cm	校庭、雨樋、側溝等	測定日 測定値	R4.11.8 0.06~0.07			
盛岡第一高等学校	盛岡市	教育委員会 事務局	1回/6月	1m	校庭、雨樋、側溝等	測定日 測定値	R4.7.21 0.04~0.06	R5.2.7 0.04~0.06		
盛岡第二高等学校	盛岡市	教育委員会 事務局	1回/6月	1m	校庭、雨樋、側溝等	測定日 測定値	R4.6.28 0.05~0.07	R4.12.14 0.05~0.07		
盛岡第三高等学校	盛岡市	教育委員会 事務局	1回/6月	1m	校庭、雨樋、側溝等	測定日 測定値	R4.7.25 0.04~0.05	R5.2.8 0.03~0.04		
盛岡第四高等学校	盛岡市	教育委員会 事務局	1回/6月	1m	校庭、雨樋、側溝等	測定日 測定値	R4.6.6 0.04~0.06	R4.11.21 0.05~0.05		
盛岡北高等学校	滝沢市	教育委員会 事務局	1回/6月	1m	校庭、雨樋、側溝等	測定日 測定値	R4.7.8 0.04~0.05	R5.1.10 0.04~0.05		
盛岡南高等学校	盛岡市	教育委員会 事務局	1回/6月	1m	校庭、雨樋、側溝等	測定日 測定値	R4.6.14 0.03~0.05	R4.11.29 0.03~0.04		
杜陵高等学校	盛岡市	教育委員会 事務局	1回/6月	1m	校庭、雨樋、側溝等	測定日 測定値	R4.7.19 0.04~0.05	R5.2.2 0.03~0.06		
盛岡農業高等学校	滝沢市	教育委員会 事務局	1回/6月	1m	校庭、雨樋、側溝等	測定日 測定値	R5.2.14 0.03~0.05			
盛岡工業高等学校	盛岡市	教育委員会 事務局	1回/6月	1m	校庭、雨樋、側溝等	測定日 測定値	R4.12.5 0.02~0.04			
盛岡商業高等学校	盛岡市	教育委員会 事務局	1回/6月	1m	校庭、雨樋、側溝等	測定日 測定値	R4.6.24 0.03~0.05	R4.12.12 0.03~0.05		
沼宮内高等学校	岩手町	教育委員会 事務局	1回/6月	1m	校庭、雨樋、側溝等	測定日 測定値	R5.2.17 0.03~0.04			
葛巻高等学校	葛巻町	教育委員会 事務局	1回/6月	1m	校庭、雨樋、側溝等	測定日 測定値	R4.8.4 0.07~0.09	R5.2.24 0.07~0.08		
平舘高等学校	八幡平市	教育委員会 事務局	1回/6月	1m	校庭、雨樋、側溝等	測定日 測定値	R5.2.16 0.01~0.03			
雫石高等学校	雫石町	教育委員会 事務局	1回/6月	1m	校庭、雨樋、側溝等	測定日 測定値	R4.7.12 0.03~0.04	R5.1.12 0.03~0.05		
宮古高等学校	宮古市	教育委員会 事務局	1回/6月	1m	校庭、雨樋、側溝等	測定日 測定値	R4.6.16 0.06~0.09	R4.12.1 0.07~0.08		
宮古北高等学校	宮古市	教育委員会 事務局	1回/6月	1m	校庭、雨樋、側溝等	測定日 測定値	R4.6.23 0.06~0.09	R4.12.9 0.10~0.11		
宮古商工高等学校 工業校舎	宮古市	教育委員会 事務局	1回/6月	1m	校庭、雨樋、側溝等	測定日 測定値	R4.6.20 0.05~0.09	R4.12.5 0.08~0.09		
宮古商工高等学校 商業校舎	宮古市	教育委員会 事務局	1回/6月	1m	校庭、雨樋、側溝等	測定日 測定値	R4.6.21 0.06~0.08	R4.12.6 0.08~0.09		
宮古水産高等学校	宮古市	教育委員会 事務局	1回/6月	1m	校庭、雨樋、側溝等	測定日 測定値	R4.6.21 0.09~0.12	R4.12.6 0.10~0.13		
岩泉高等学校	岩泉町	教育委員会 事務局	1回/6月	1m	校庭、雨樋、側溝等	測定日 測定値	R4.7.5 0.09~0.13	R4.12.19 0.08~0.12		
久慈高等学校	久慈市	教育委員会 事務局	1回/6月	1m	校庭、雨樋、側溝等	測定日 測定値	R4.6.1 0.06~0.10			
久慈高等学校長内校	久慈市	教育委員会 事務局	1回/6月	1m	校庭、雨樋、側溝等	測定日 測定値	R4.6.2 0.07~0.09			
久慈東高等学校	久慈市	教育委員会 事務局	1回/6月	1m	校庭、雨樋、側溝等	測定日 測定値	R4.6.3 0.06~0.09	R4.11.24 0.07~0.10		
久慈工業高等学校	野田村	教育委員会 事務局	1回/6月	1m	校庭、雨樋、側溝等	測定日 測定値	R4.5.30 0.08~0.10	R4.11.18 0.07~0.12		
種市高等学校	洋野町	教育委員会 事務局	1回/6月	1m	校庭、雨樋、側溝等	測定日 測定値	R4.6.6 0.05~0.07	R4.11.28 0.05~0.07		
大野高等学校	洋野町	教育委員会 事務局	1回/6月	1m	校庭、雨樋、側溝等	測定日 測定値	R4.6.8 0.05~0.08	R4.11.30 0.05~0.07		
軽米高等学校	軽米町	教育委員会 事務局	1回/6月	1m	校庭、雨樋、側溝等	測定日 測定値	R4.6.9 0.05~0.07	R4.11.30 0.04~0.07		
伊保内高等学校	九戸村	教育委員会 事務局	1回/6月	1m	校庭、雨樋、側溝等	測定日 測定値	R4.6.9 0.05~0.07	R4.12.1 0.05~0.06		



4 県有施設の放射線量測定状況(測定回数が年4回までの施設)

測定値単位:  $\mu$  Sv/h

施設名	市町村	所管部局	測定頻度	測定高	測定箇所	区分	令和4年度			
							1回目	2回目	3回目	4回目
福岡高等学校	二戸市	教育委員会 事務局	1回/6月	1m	校庭、雨樋、側溝等	測定日 測定値	R4.6.13 0.04~0.06	R4.12.2 0.04~0.07		
福岡工業高等学校	二戸市	教育委員会 事務局	1回/6月	1m	校庭、雨樋、側溝等	測定日 測定値	R4.6.15 0.04~0.05	R4.12.5 0.03~0.08		
一戸高等学校	一戸町	教育委員会 事務局	1回/6月	1m	校庭、雨樋、側溝等	測定日 測定値	R4.6.15 0.03~0.06	R4.12.7 0.03~0.04		
盛岡視覚支援学校	盛岡市	教育委員会 事務局	1回/6月	50cm	校庭、雨樋、側溝等	測定日 測定値	R4.6.30 0.02~0.06	R4.12.16 0.02~0.07		
盛岡聴覚支援学校	盛岡市	教育委員会 事務局	1回/6月	50cm	校庭、雨樋、側溝等	測定日 測定値	R4.6.10 0.04~0.06	R4.11.28 0.04~0.06		
盛岡となん支援学校	盛岡市	教育委員会 事務局	1回/6月	50cm	校庭、雨樋、側溝等	測定日 測定値	R4.6.16 0.03~0.04	R4.12.1 0.04~0.05		
盛岡青松支援学校	盛岡市	教育委員会 事務局	1回/6月	50cm	校庭、雨樋、側溝等	測定日 測定値	R4.7.27 0.04~0.06	R5.2.10 0.03~0.04		
盛岡峰南高等支援学校	盛岡市	教育委員会 事務局	1回/6月	50cm	校庭、雨樋、側溝等	測定日 測定値	R4.6.21 0.04~0.05	R4.12.7 0.04~0.05		
盛岡みたけ支援学校	滝沢市	教育委員会 事務局	1回/6月	50cm	校庭、雨樋、側溝等	測定日 測定値	R4.7.7 0.02~0.05	R4.12.26 0.02~0.06		
盛岡みたけ支援学校(高等部)	盛岡市	教育委員会 事務局	1回/6月	50cm	校庭、雨樋、側溝等	測定日 測定値	R4.7.7 0.04~0.06	R4.12.26 0.04~0.06		
盛岡みたけ支援学校奥中山校	一戸町	教育委員会 事務局	1回/6月	50cm	校庭、雨樋、側溝等	測定日 測定値				
宮古恵風支援学校	宮古市	教育委員会 事務局	1回/6月	50cm	校庭、雨樋、側溝等	測定日 測定値	R4.6.22 0.03~0.07	R4.12.8 0.08~0.10		
久慈拓陽支援学校	久慈市	教育委員会 事務局	1回/6月	50cm	校庭、雨樋、側溝等	測定日 測定値	R4.6.6 0.08~0.10	R4.11.25 0.07~0.10		
盛岡ひがし支援学校	盛岡市	教育委員会 事務局	1回/6月	50cm	校庭、雨樋、側溝等	測定日 測定値	R4.6.8 0.04~0.06	R4.11.22 0.02~0.05		

第4章 資料編

4 県有施設の放射線量測定状況(年5回以上測定している施設)

施設名	市町村	所管部局	測定頻度	測定高	測定箇所	区分	令和4年度			
							4月	5月	6月	7月
<b>(1) 児童福祉施設等</b>										
一関児童相談所	一関市	保健福祉部	1回/2月	5cm、50cm、1m	雨樋、前庭等	測定日	R4.4.26		R4.6.27	
						測定値	0.05~0.29		0.04~0.29	
<b>(2) 県立学校</b>										
水沢高等学校	奥州市	教育委員会事務局	1回/2月	1m	校庭、雨樋、側溝等	測定日			R4.6.17	R4.7.28
						測定値			0.05~0.12	0.06~0.11
水沢農業高等学校	奥州市	教育委員会事務局	1回/2月	1m	校庭、雨樋、側溝等	測定日			R4.6.14	R4.7.21
						測定値			0.05~0.07	0.05~0.08
水沢工業高等学校	奥州市	教育委員会事務局	1回/2月	1m	校庭、雨樋、側溝等	測定日			R4.6.16	R4.7.27
						測定値			0.06~0.08	0.05~0.08
水沢商業高等学校	奥州市	教育委員会事務局	1回/2月	1m	校庭、雨樋、側溝等	測定日			R4.6.14	R4.7.26
						測定値			0.05~0.08	0.06~0.08
前沢高等学校	奥州市	教育委員会事務局	1回/2月	1m	校庭、雨樋、側溝等	測定日			R4.6.13	R4.7.20
						測定値			0.06~0.08	0.06~0.07
岩谷堂高等学校	奥州市	教育委員会事務局	1回/2月	1m	校庭、雨樋、側溝等	測定日			R4.6.16	R4.7.27
						測定値			0.05~0.08	0.05~0.08
杜陵高等学校奥州校	奥州市	教育委員会事務局	1回/2月	1m	校庭、雨樋、側溝等	測定日			R4.6.17	R4.7.28
						測定値			0.05~0.06	0.05~0.06
一関第一高等学校	一関市	教育委員会事務局	1回/2月	1m	校庭、雨樋、側溝等	測定日			R4.6.23	
						測定値			0.04~0.09	
一関第二高等学校	一関市	教育委員会事務局	1回/2月	1m	校庭、雨樋、側溝等	測定日			R4.6.10	R4.7.19
						測定値			0.04~0.14	0.05~0.11
一関工業高等学校	一関市	教育委員会事務局	1回/2月	1m	校庭、雨樋、側溝等	測定日			R4.6.6	R4.7.14
						測定値			0.07~0.14	0.06~0.13
花泉高等学校	一関市	教育委員会事務局	1回/2月	1m	校庭、雨樋、側溝等	測定日			R4.6.27	
						測定値			0.08~0.12	
大東高等学校	一関市	教育委員会事務局	1回/2月	1m	校庭、雨樋、側溝等	測定日			R4.6.29	
						測定値			0.06~0.10	
千厩高等学校	一関市	教育委員会事務局	1回/2月	1m	校庭、雨樋、側溝等	測定日			R4.6.28	
						測定値			0.04~0.06	
前沢明峰支援学校	奥州市	教育委員会事務局	1回/2月	50cm	校庭、雨樋、側溝等	測定日			R4.6.22	
						測定値			0.06~0.14	
一関清明支援学校	一関市	教育委員会事務局	1回/2月	50cm	校庭、雨樋、側溝等	測定日			R4.6.9	R4.7.14
						測定値			0.06~0.11	0.06~0.15
同上 山目校舎	一関市	教育委員会事務局	1回/2月	50cm	校庭、雨樋、側溝等	測定日			R4.6.9	R4.7.14
						測定値			0.06~0.08	0.05~0.09

令和4年度								備考
8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
R4.8.26		R4.10.21		R4.12.28		R5.2.21		
0.05~0.28		0.04~0.29		0.03~0.27		0.04~0.31		
	R4.9.14		R4.11.16					1月~3月機器校正期間
	0.06~0.13		0.05~0.13					
	R4.9.7		R4.11.8					1月~3月機器校正期間
	0.04~0.05		0.05~0.06					
	R4.9.9		R4.11.14					1月~3月機器校正期間
	0.07~0.10		0.07~0.10					
	R4.9.8		R4.11.9					1月~3月機器校正期間
	0.06~0.09		0.06~0.10					
	R4.9.7		R4.11.7					1月~3月機器校正期間
	0.04~0.07		0.06~0.08					
	R4.9.9		R4.11.11					1月~3月機器校正期間
	0.06~0.08		0.06~0.07					
	R4.9.12		R4.11.15					1月~3月機器校正期間
	0.05~0.06		0.05~0.06					
R4.8.3	R4.9.16		R4.11.22					1月~3月機器校正期間
0.05~0.09	0.04~0.09		0.06~0.11					
	R4.9.5		R4.11.2					1月~3月機器校正期間
	0.06~0.10		0.06~0.13					
	R4.9.1							1月~3月機器校正期間
	0.09~0.20							
R4.8.5	R4.9.22		R4.11.25					1月~3月機器校正期間
0.07~0.12	0.07~0.13		0.08~0.14					
R4.8.9	R4.9.27		R4.11.29					1月~3月機器校正期間
0.05~0.11	0.06~0.12		0.07~0.12					
R4.8.8	R4.9.26		R4.11.28					1月~3月機器校正期間
0.05~0.07	0.05~0.08		0.05~0.09					
R4.8.2			R4.11.18					1月~3月機器校正期間
0.05~0.13			0.06~0.14					
	R4.9.2		R4.11.2					1月~3月機器校正期間
	0.06~0.14		0.06~0.17					
	R4.9.2		R4.11.2					1月~3月機器校正期間
	0.07~0.09		0.05~0.12					

5 県産農林水産物等の放射性物質濃度の検査状況（令和5年3月末現在）

区分	年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28
穀類		128	1,312	554	294	161	124
米		102	223	155	39	33	33
麦類		9	73	36	39	36	23
大豆		12	540	250	151	46	33
雑穀		—	—	4	5	5	5
そば		5	474	108	59	41	30
小豆		—	2	1	1	—	—
野菜類		44	127	71	64	40	70
果実類		11	51	30	31	24	19
特用林産物		150	1,025	608	514	604	518
原木しいたけ		121	611	399	361	284	294
菌床しいたけ		12	89	69	47	35	45
山菜類		—	57	90	70	256	149
野生きのこ類		8	53	37	26	24	26
その他（原木なめこ等）		9	215	13	10	5	4
野生鳥獣肉		—	—	—	—	—	—
ニホンジカ		—	—	—	—	—	—
畜産物		7,523	13,756	14,425	14,344	12,624	11,377
牛肉		7,213	13,081	13,783	13,732	12,300	11,104
豚・鶏・鶏卵		34	63	30	36	12	12
乳		276	612	612	576	312	261
水産物		458	1,954	1,881	1,824	1,793	1,602
海産魚種		444	1,725	1,721	1,560	1,527	1,500
内水面魚種		14	229	160	264	266	102
その他		0	9	6	3	—	—
茶		—	1	3	3	—	—
はちみつ		—	7	—	—	—	—
くわい（露地）		—	1	3	—	—	—
合計		8,314	18,234	17,575	17,074	15,246	13,710
超過件数		14 (0.17%)	240 (1.32%)	6 (0.03%)	3 (0.02%)	2 (0.01%)	2 (0.01%)

H29	H30	R1	R2	R3	R4
128	126	46	61	50	34
33	33	8	10	12	4
24	24	7	6	12	6
33	33	—	12	11	10
5	5	5	5	5	5
33	31	26	28	10	9
—	—	—	—	—	—
19	—	—	—	—	—
12	—	—	—	—	—
295	292	327	313	280	202
234	230	193	177	167	112
17	16	19	16	17	14
27	29	78	91	79	46
12	13	24	23	13	27
5	4	13	6	4	3
—	—	—	309	0	506
—	—	—	309	0	506
12,044	10,028	11,101	4,191	4,984	4,053
11,924	9,956	11,029	4,119	4,912	4,029
12	—	—	—	—	—
108	72	72	72	72	24
1,672	1,603	1,749	1,536	2,000	1,833
1,512	1,545	1,693	1,489	1,961	1,808
160	58	56	47	39	25
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
14,170	12,049	13,223	6,410	7,314	6,628
0	0	0	0	0	0
(0%)	(0%)	(0%)	(0%)	(0%)	(0%)

6 出荷制限等状況一覧（国出荷制限指示、継続中のもの）

（令和5年3月31日現在）

措置区分	品目	制限指示等年月日	対象地域等
国による出荷制限指示	野生鳥獣肉	シカ	H24. 7. 26 釜石市、大槌町 ※R2. 4. 15 に制限の一部解除 上記以外の市町村
		クマ	H24. 9. 10 岩手県全域
		ヤマドリ	H24. 10. 22 岩手県全域
	きのこ	原木しいたけ（露地栽培）	H24. 4. 13 陸前高田市、住田町 ※H27. 4. 10 に制限の一部解除
			H24. 4. 20 大船渡市 ※H27. 4. 10 に制限の一部解除
			H24. 4. 25 平泉町 ※H30. 3. 28 に制限の一部解除
			H24. 4. 25 一関市、大槌町 ※H27. 4. 10 に制限の一部解除
			H24. 4. 25 釜石市、奥州市 ※H28. 1. 25 に制限の一部解除
			H24. 5. 7 花巻市、北上市、山田町 ※H26. 10. 7 に制限の一部解除
		原木くりたけ（露地栽培）	H24. 5. 7 遠野市 ※H27. 4. 10 に制限の一部解除
			H24. 5. 7 金ケ崎町 ※H27. 7. 17 に制限の一部解除
			H24. 11. 2 一関市、奥州市
		原木なめこ（露地栽培）	H24. 10. 18 釜石市
			H24. 10. 23 大船渡市 ※H29. 10. 26 に制限の一部解除
		きのこ類（野生のものに限る。）	H24. 10. 23 陸前高田市
			H24. 11. 2 一関市※R4. 5. 13 に制限の一部解除
			H24. 11. 2 奥州市
			H24. 10. 11 一関市、陸前高田市、平泉町
	H24. 10. 16 釜石市		
	H24. 10. 18 奥州市		
	山菜類	タケノコ	H24. 10. 29 大船渡市、金ケ崎町
			H24. 11. 7 遠野市
		コシアブラ	H25. 10. 9 住田町
			H24. 5. 31 一関市（旧一関市、旧花泉町、旧千厩町、旧室根村及び旧川崎村の区域に限る。）、奥州市（旧前沢町及び旧衣川村の区域に限る。）
			H25. 4. 30 陸前高田市（旧矢作村、旧横田村の区域に限る。）
			H24. 5. 10 花巻市、奥州市
			H24. 5. 14 盛岡市
H24. 5. 15 釜石市			
H24. 5. 18 住田町			
H25. 5. 9 北上市			
H25. 5. 16 遠野市			
H27. 5. 12 一関市			
ゼンマイ	H24. 5. 16 一関市、奥州市		
	H24. 5. 18 住田町		
ワラビ（野生のものに限る。）	H24. 5. 16 奥州市（旧前沢町及び旧衣川村の区域に限る）		
	H25. 6. 4 陸前高田市		
	H26. 5. 7 平泉町（旧長島村の区域に限る） 釜石市		

出荷制限等状況一覧（県出荷自粛要請、継続中のもの）

（令和5年3月31日現在）

措置区分	品目		制限指示等年月日	対象地域等
県による出荷自粛要請	きのこ	原木ひらたけ（露地）	H24. 10. 18	奥州市
		原木ぶなはりたけ（露地）	H24. 10. 31	一関市
		原木むきたけ（露地）	H24. 11. 21	一関市
	乾燥きのこ類	乾しいたけ ※H24年産	H24. 5. 23	大船渡市、花巻市、一関市、釜石市、奥州市、住田町、大槌町 ----- 北上市、遠野市、陸前高田市、金ケ崎町、山田町
		乾しいたけ ※H23年産	H24. 2. 14	
	山菜類	コゴミ（野生）	H25. 4. 26	陸前高田市
		タラノメ（野生）	H24. 5. 11	一関市
	その他	牧草	<ul style="list-style-type: none"> <li>・盛岡市（玉山区、旧築川村の一部）、大船渡市、花巻市（大迫南東部）、遠野市（北西部、北東部、南部）、一関市、陸前高田市（南部、矢作）、釜石市、奥州市、滝沢市（東部）、金ケ崎町、平泉町、住田町、大槌町（南部）、一戸町</li> <li>・牧草の戸別調査結果で飼料の暫定許容値を超過した農家</li> </ul>	

7 放射線影響対策関係事業一覧(令和4年度、令和5年度)

区分	事業名	部局等名	R4年度 最終(千円)	R5年度 当初(千円)	事業内容	備考
放射線量等測定	環境放射能水準調査費(細事業:環境放射能モニタリング強化費を含む。)	環境生活部	18,973	42,780	原発事故による本県の放射性物質による影響を把握するため、本県独自に放射線量等の測定調査を実施し県民等へ情報提供を実施	
	工業用水道事業	企業局	30	105	工業用水及び脱水汚泥の放射性物質濃度測定を実施	
	児童生徒放射線対策支援事業費	教育委員会事務局	1,502	1,344	県立学校における空間線量率の測定、学校給食食材等放射性物質濃度の測定を実施	
放射線量低減	放射線対策費(H23:放射能対策費)	環境生活部	205	1,852	市町村による円滑な除染を推進するため、除染等に要する費用について補助するとともに、県民に対して放射線に対する理解を深めるための基礎知識の普及啓発を実施	
	放射性物質汚染廃棄物処理円滑化事業費	環境生活部	311	854	放射性物質に汚染された道路側溝汚泥の処理を推進するため、重点調査地域に指定された県南3市町が道路側溝汚泥の一時保管施設を設置する場合(国庫補助事業対象外に限る)に、その経費に対して一部を支援	
県産食材等安全安心確保	食品放射性物質検査強化事業費	環境生活部	4,977	5,635	食の安全・安心を確保するために、食品の放射性物質検査を実施し、より多くの情報を県民に発信	
	野生動物との共生推進事業費(放射能対策)	環境生活部	1,464	1,459	食肉として活用されることが多く、現在、出荷制限指示が出されている野生鳥獣肉について放射性物質検査を実施	
	いわて食の販路拡大事業費	商工労働観光部	12,884	11,956	県内食産業事業者の販路拡大を図るため、県内外での食の商談会やフェアを開催	
	農業経営安定緊急支援資金利子補給	農林水産部	23	21	原発事故の影響で被害を受けた農業者の経営の早期安定化を図るため、必要な資金が円滑に供給されるよう、融資機関が行う農業経営安定緊急支援資金に係る利子補給を実施	
	県産牛肉安全安心確立緊急対策事業費	農林水産部	18,419	22,465	安全・安心な県産牛肉の供給体制を確立するため、県内に出荷される県産廃用牛全頭の放射性物質検査を実施	
	いわて食の聖地プロモーション展開事業(産地情報発信事業)(旧:いわて農林水産物消費者理解増進対策事業費)	農林水産部	2,413	2,043	放射性物質に対する消費者の不安の払拭と県産農林水産物の販路拡大を図るため、安全・安心に係る消費者への情報発信等を実施	
	鳥獣被害防止総合対策事業費(野生鳥獣肉の放射性物質検査事業費)	農林水産部	5,056	9,378	食肉加工を目的とするニホンジカ肉の安全性を確保するため、放射性物質検査を実施	
	農産物放射性物質検査事業費	農林水産部	10	388	県産農産物の安全性の確保と風評被害の払拭のため、農産物の放射性物質調査を実施	
	放射性物質被害畜産総合対策事業費	農林水産部	48,154	64,711	県産畜産物の安全性の確保と風評被害の払拭のため、牧草等の放射性物質調査や汚染牧草の一時保管等を支援	
	特用林産物放射性物質調査事業費(特用林産物放射性物質調査事業)	農林水産部	41,040	68,204	県産特用林産物の安全性の確保と風評被害の払拭のため、特用林産物の放射性物質調査を実施	
	特用林産物放射性物質調査事業費(きのこ原木等処理事業)	農林水産部	13,039	10,840	原木しいたけ産地の再生を図るため、使用自粛となったしいたけ原木及びほだ木の処理や、落葉層除去等ほだ場の生産環境整備を支援	
	原木しいたけ経営緊急支援資金貸付金	農林水産部	7,560	114,442	出荷制限等により資金繰りが悪化している原木しいたけ生産者の経営を支援するため、集出荷団体が行う経営支援資金の貸付に必要な原資を貸付	



区分	事業名	部局等名	R4年度 最終(千円)	R5年度 当初(千円)	事業内容	備考
県産食 材等安全 安心確保	特用林産施設等体制整備事業費補助(特用林産施設等体制整備事業)	農林水産部	61,398	77,845	しいたけ生産者の経営基盤の強化を図るため、しいたけ原木等の生産資材の導入を支援	
	広葉樹林再生実証事業費補助	農林水産部	9,745	20,837	放射性物質により安全なきのこ原木や薪炭用材の生産に影響を受けている広葉樹林の再生を推進するため、伐採や放射性物質の濃度測定調査等の再生に向けた実証的な取組を支援	
	水産物安全出荷推進事業費	農林水産部	1,011	2,416	県産水産物の安全性の確保と風評被害の払拭のため、水産物の放射性物質調査を実施	
	児童生徒放射線対策支援事業費【再掲】	教育委員会事務局	【再】1,502	【再】1,344	県立学校における空間線量率の測定、学校給食食材等放射性物質濃度の測定を実施	
健康影響・学校	児童生徒放射線対策支援事業費【再掲】	教育委員会事務局	【再】1,502	【再】1,344	県立学校における空間線量率の測定、学校給食食材等放射性物質濃度の測定を実施	
風評被害対策、 情報発信、普及啓発、 その他	放射線影響対策費	復興防災部	2,616	3,314	空間線量率や農林水産物の出荷制限等の情報を広く発信するとともに、東京電力による損害賠償の実現に向けた取組を推進	
	放射線対策費(H23:放射能対策費)【再掲】	環境生活部	【再】205	【再】1,852	市町村による円滑な除染を推進するため、除染等に要する費用について補助するとともに、県民に対して放射線に対する理解を深めるための基礎知識の普及啓発を実施	
	いわて食の販路拡大事業費【再掲】	商工労働観光部	【再】12,884	【再】11,956	県内食産業事業者の販路拡大を図るため、県内外での食の商談会やフェアを開催	
	いわて観光キャンペーン推進協議会事業費	商工労働観光部	13,803	23,583	県内全域への一層の誘客拡大を図るため、いわて観光キャンペーン推進協議会が行う宣伝・誘客事業及び観光地づくりの推進に要する経費の一部を負担	
	いわてインバウンド新時代戦略事業費	商工労働観光部	2,923	16,481	外国人観光客の更なる誘客拡大を図るため、個人旅行者の増加に対応する観光事業者の受入態勢整備を支援するとともに、県北沿岸地域への誘客を強化するなどの戦略的・効果的なプロモーション等を実施	
	いわて教育旅行誘致促進事業費補助	商工労働観光部	0	11,900	震災学習を中心とした教育旅行の誘致や三陸地域への周遊促進を図るため、同地域を旅行先として貸切バスを使用した教育旅行の催行を支援	
	国際観光推進事業費	商工労働観光部	2,400	0	外国人観光客のリピーターの拡大を図るため、歓迎事業等を実施	
	いわて食の聖地プロモーション展開事業(産地情報発信事業)(旧:いわて農林水産物消費者理解増進対策事業費)【再掲】	農林水産部	【再】2,413	【再】2,043	放射性物質に対する消費者の不安の払拭と県産農林水産物の販路拡大を図るため、安全・安心に係る消費者への情報発信等を実施を支援	
損害賠償請求	放射線影響対策費【再掲】	復興防災部	【再】2,616	【再】3,314	原発放射線影響対策の企画調整や東京電力への賠償請求等、原発放射線影響対策の推進に必要な体制を整備するとともに、引き続き「岩手県放射線影響対策報告書」を発行し、情報を発信	
合計			269,956	514,853	【再掲】を除いた金額	

※ 令和4年度は最終予算額、令和5年度は当初予算額

## 8 問合せ先一覧

分 野		担 当 課	電話番号
原発放射線対策の基本方針		復興防災部復興危機管理室放射線影響対策担当	019-629-6912
損害賠償関係		復興防災部復興危機管理室放射線影響対策担当	019-629-6912
環境放射能モニタリング		環境生活部環境保全課	019-629-5356
学校・教育施設	公立学校、給食関連	教育委員会事務局保健体育課	019-629-6189
	私立学校、幼稚園	ふるさと振興部学事振興課	019-629-5041
	保育所	保健福祉部子ども子育て支援室	019-629-5460
農林水産物	穀類、野菜、果実	農林水産部農産園芸課	019-629-5708
	牛乳、家畜、飼料作物	農林水産部畜産課	019-629-5727
	牛肉	農林水産部流通課	019-629-5715
	きのこ、山菜	農林水産部林業振興課	019-629-5775
	水産物	農林水産部水産振興課	019-629-5817
	しかの肉	農林水産部農業振興課	019-629-5641
	営農技術対策	農林水産部農業普及技術課	019-629-5656
流通食品		環境生活部県民くらしの安全課	019-629-5385
野生鳥獣肉		環境生活部自然保護課	019-629-5371
水道、飲料水		環境生活部県民くらしの安全課	019-629-5360
工業製品		商工労働観光部ものづくり自動車産業振興室	019-629-5553
道路施設		県土整備部道路環境課	019-629-5875
廃棄物	下記以外の廃棄物	環境生活部資源循環推進課	019-629-5366
	下水汚泥	県土整備部下水環境課	019-629-5896
工業用水道		企業局業務課	019-629-6387
子どもの内部被ばく		保健福祉部医療政策室	019-629-5417

# 岩手県放射線影響対策報告書

令和5年8月

発行

・

岩手県復興防災部復興危機管理室

印刷

・

河北印刷株式会社







令和5年8月